

(内閣)に出られつるか。此の敗軍の最中に、何の無益の相談を成さるゝぞと、西(吉十郎)も余も俱に冷笑して、烟草を燻らせ、果ては雑談にも倦みて、毛布にくるまり居睡りして居たるに、夜半に及び、松平太郎(組頭)は戎服に容を改めて來り、余輩一同が、悠然として落付たるを見て、余と西に向ひて、君たちは何と落付て居るか(と親指を出して)モウ疾にお立退に成ましたぞ、早く落る用意を仕たまへと告げたり。

如何にも思ひ掛け無き告知だ。前將軍が、城中の者共に、置いてけぼりを喰はす杯とは、意外千萬だ。

真相判明

西は此語を聞て怪しみ色を爲したるに、余は早く語を發して、太郎殿そんな不吉な戲言は仰せられぬもので御座ると、一本やり込で見たれば、松平はどつちが戲言と思ふなら、御用部屋へなり、御座の間へなり往て見たまへ、御老若方も、奉行衆も、皆お供で立退かれたせ。僕は今遽に陸軍の歩兵頭に轉じて、是から出陣する所だ。君たちは早く立退たまへと云捨て、急ぎ役所を出往たり。

斯くて真相は判然した。

内閣人影
なし

是にて滿座一同も大に驚き騒立たるを、西は制し止めて、兎も角も太郎が詞の虚實を見證すべしとて、余と共に役所を出で、御用部屋の方へ赴き覗きて見たるに、内閣は寂として一人の影も見えざりけり。

此の如くして大阪城中、將軍を首として上役の面々は、それごとく大阪城を脱出し去つた。

【四〇】 福地源一郎の大阪城退去譚 (二)

實否調査

扱こそ松平太郎が既に御立退と相成たりと報知せるは、實説にてありけれ。いざ去らば御錠口の邊まで推參して、其の虚實を慥めんと云ひたれば、西吉十郎(成度)は、余を制して、否々御錠口近く推參せんは、其恐あり。先づ御邊は詰所に戻りて、一同立騒がぬ様に、鎖め置たまへ。僕は御目附部屋(監察局)へ罷

西の部下
申達

越し、實否を備さに承合せて參るべしと云ければ、余も實にも其説に従ひ、御用部屋(内閣)の外にて、西に別れ、外國方の詰所に立歸り、役並定役調同心書物方等が、頻に騷擾せるを取鎮め居たるに、西は程なく戻り來りて、一同に對ひ、深き思召あらせられて、上(前將軍を斥す)には當大阪城御立退となり、御軍艦にて御東歸遊ばされたり。尤も當城は尾張殿に預けられ、御留守居役、御目付其外とも役々夫々に仰付られたり。此儀唯今御目付より慥に承り及びたり。従つて外國方の儀は、奉行衆已に御供して東歸の上は、我々共一同は、當城に残り止まるに及ばず、是より東歸の都合を、我々相談の上にて、御達し申すべし。其分に心得られよと、嚴然と申達し、事實を陰蔽する事も無く、又毫も狼藉の狀なかりしは、余が西の舉動に感服したる所なりき。

變轉の世

何となく平家が都落の模様を、聯想せしむるものがある。慶長、元和の過渡期、冬夏三陣に於て、天下の兵を動かし、漸く之を徳川氏に收め得たる大阪城が、此の如くして放棄せらるゝとは、扱も有爲變轉の世の中である。

奉行詰所
の狼藉

是よりして西は余を招き、兩人にて奉行の詰所に入て見れば、公用書類は取亂し、誰か護身の爲めにと携へたりけん拳銃も、其まゝ座隅に取殘してありけり(是は東歸後に聞けば、奉行某の品なりしとの事ゆえ、原主に返し與へたり)。猶笑止なりしは、何やらん四角なる風呂敷包ありしを開いて見れば、鴨の切身に青菜と切餅とを夥しく入れたる雑煮の用意にてありけり。扱は奉行の一人が、今夜の料にとて、旅店より取寄たる品にてあるべし。好々、我等賜はつて久振の御馳走に與からんと、打笑ながら同心をして鍋を捜させたるに、果して鍋も汁も用意して、下部屋にありければ、一同寄集つて且つ煮かつ食ひたり。

如何にも意外なる御馳走だ。

其時西は余に向ひ、御邊は是より如何せらるゝ所存なりやと問ひたれば、余はさればなり、是より僕は紀州路に掛り、陸路東歸の所存なりと答へたるに、西は否々それは上策に非ず、今や陸軍の敗兵、みな紀州に赴かんこと必然なれば、其の混雜は想像するに餘あるべし。幸なる哉柴田日向守は、兵庫奉行として、

福地西等
兵庫に赴

現に彼地にあり。彼人は外國奉行兼帯なれば、我等一同が進退も、彼人の指揮に従はんこと當然なり。其上に兵庫は開港場なれば、此の内亂の今日に當りても、自から中立の狀勢を占むべき歟。此議は如何と申されたり。余は深く其言の理あるに服し、何様貴説その理あり、速に同意すべしと答へたれば、然らば其事に定むべしとて、一同に口達して、其の處置に及びたり。

此の如くして外國局の屬僚一同は、西吉十郎、福地源一郎等の申合により、兵庫を指して落ち行くこと、なつた。西が兵庫の中立地帯であることを想起し、且つ兵庫奉行柴田日向守が、外國奉行兼任であることを想起し、其の節度に従はんと主張したるは、如何にもその當座柄、善き分別であつた。

當座の上
分別

【四一】福地源一郎の大阪城退去譚 (三)

後始末

福地と西とは、其の外交部員を率ゐ、彌よ大阪城中を立ち退くこと、なつた。

先づ元締(會計役)を呼び、外國方御用意金は、現に何程ありやと尋ねたるに、御勘定所へ還納すべき分とも合せて、四百六十餘兩ありとの事なりければ、西を初め十一人の者が、高下の別なく、銘々貳拾五兩づ、拜借の事に定め、組頭宛の證書を認めて、是を配當して肌付金と爲し、其餘の貳百餘兩は、御用金として、元締に所持せしめ、夫よりして書類を盡く取出し、斯る時に臨みて、書付を取殘し置くは、第一の恥辱なりとて、西(吉十郎、成度)は、金と與に都て一々に檢閲し、無用の書類は都て引裂て焼捨させ、緊要の書類は、是を葛籠文庫及び用箱に藏め、同心三人に是を背負て、従はしむる事となし、次に定役一人を八軒屋に遣はし、急に川口まで降るべき傳馬船を、一艘用意せしめたるに、曉に及びて此船の支度は、宜しき旨を告げたり。然らば各々當城を退出して、一日銘々の旅宿に立歸り、宿料其外等の仕拂を残り無く償却し、明荷兩掛等の如き、手荷物に至るまで殘らず擔がせ、九時まで八軒屋へ參著すべしと達して、正月七日の朝六時半頃に打連れ、蕭然として大阪城を出でたりき。

蕭然出城

取り残されたる外國方の屬僚共は、此の如くして退去した。因みに云ふ前將軍慶喜等は、其の前夕をもて脱出したのだ。

敗兵歸城

此時敗兵は既に城内に歸り、御玄關より御座敷に涉りては、會桑および諸隊の幕兵みな屯集して、更に秩序も無く、況て中の口（文武諸役人の昇降口）の如き、雜人躰のものが、草鞋の儘にて昇降なし、其の混雜は、一方ならず。

如何にも亂雜の情態だ。地下の家康をして、此れを見せしめたらんには、果して如何なる顔色を作す可き乎。變れば變る世の中だ。

櫻の御門を出たる時は、陸軍の一隊は（何隊なりしや、其隊名を忘れたり）是より紀州路に赴くべしとて、敗餘の殘兵を整列して、猶儼然その軍紀を紊さざりしは、此際に於て尤も諸人の目を驚したる所なりき。大手を出る手前にて、天満なる東照宮の別當の僧が、御神體の神輿を昇がせ、自らは衣の袖に襷を掛け、長刀を杖に突て、御城内に入るに出會ひたれば、一同に下座して拜み奉つたりき。

（此御神體は、其後如何なりしや、蓋し九日の炎上に焼亡し玉ひしなるべし）

東照宮神輿入城

如何にも殊勝の至りだ。併し東照宮も、此の情態では、格別の靈驗を示現することは出来無かつたであらう。

市中平穩

斯て余は穎川俊三を牽て、今橋町の旅宿に立戻りたるに、市中には戦争の風聞こそ聞えたれ、敗軍の模様も、前將軍家大阪御立退の事も、未だ知れざりしと見えて、極めて穩にして、平日の如くなりければ、余等は旅宿にて、心靜かに七草粥を喫し、湯浴して後に荷物を取付け、人足を命じて擔がせ、九時前に八軒屋に赴き、一同傳馬船に打乗りて、淀川を下り、午後二時頃に川口に著したりき。

當時の大阪は、未だ新聞無き大阪なれば、何事も知らずして、平靜を保ちつゝ、あつたのも、決して不思議は無かつた。

此所にて兵庫へ急行の押送船を捜させたるに、同心は直に一艘の船を約して連れ來れり。此の船頭は戦争中とて、兵庫までの船賃十五兩を需めたり。非常の高價を食るとは知つたれども、外に詮すべなければ、之を雇入るゝと定め、扱

大風出船難

直に出船すべしと命じたるに、其時西風烈しく吹たれば、逆も出船叶ひ難き由を申す。

鴻池別荘
投宿

此の如くして彼等は船には同心三人に番をさせ、市兵衛新田の鴻池市兵衛の別荘に投じた。

【四二】 福地源一郎の大阪城退去譚 (四)

神戸著

明れば正月八日、この日も西風烈しく、船頭共は、出帆なり難き由を申したれば、終日この市兵衛新田に在りて、風待をなしたり。斯くて夜に入り、風少し静まりたれば、船頭を促して、川口を船出なし、兵庫に向ひたれども、海上は猶荒かりけり。翌九日の十時過に船は恙なく、神戸の濱邊に著したり。

兵庫奉行
所の狼狽

此の如く大阪、神戸間を、殆んど二日半にて到着した。一行は上陸して、濱邊の旅居に投じ、午餐を命じ休息したり。西は調役並を從

へて、直に兵庫に赴きたりけるが、暫くして歸り來り、大嘆息して、兵庫奉行所に至り見たれば、奉行組頭を初として、諸役人一同が、官軍の來襲を恐れ、奉行所及び税關を、米國領事に預け、俄に英船を雇入れて、唯今江戸へ逃歸らんと支度最中にて、周章狼狽を極め、我等が申條は、誰一人として耳を傾けて聽くものも無し。斯くと知りたらば、福地の説に従ひ、大阪より陸路直に紀州路に赴くべかりしものを、扱も江戸育の幕吏が、打揃ての氣慨なさと、且は悔み、且は憤りて語つたり。

如何にも幕吏共は、臆病風に襲はれたるものと見ゆ。

英船乗込

余は是を聽くよりも、直に其座を立ちて、此家を出で、濱邊に赴き、兵庫の御奉行様が、御乗込の異船は、どの船であるぞと、其邊に繋ぎたる小船の水手等に問しめたるに、それぞれ彼蒸汽船にて候へと答へて、一隻の汽船を指し示したり。乃ち座に復り、余等一行は既に東歸の便船を得たり。愚存に任せられなば、其策を建つべしと云ひたれば、西も此場に臨みては、兎角の異議は申さず

との答なり。然らば疾々用意せられよ、余が策は云々なりと發議し、夫より荷物を盡く小船に積込ませて英國汽船へ漕附かせたり。此汽船は、「オーサカ」と號せる螺機らきの商船にして、即ち兵庫奉行の一行が雇入たる船なれば、余は船上り、船長に面會し、兵庫奉行の屬官が、船中部屋割、其他の用意の爲に先著したるなりと告げ、手荷物てにもつを船中に入れさせ、二、三室をトして、寢所しんじよと定め、船中に休息したりけるに、午後四時頃に至り、兵庫奉行柴田日向守は組頭森山多吉郎、調役竹中佐次兵衛及び其外の役々を引從へて、乗船したり。(前島密氏も、當時前島萊助とて、其一行中なりき)余は柴田に對ひて、私共御便船相願ひ奉ると簡單に挨拶して、濟ませたり。

此の如くして、彼等は彌よ退去の目的を達した。

大阪城燒

斯くて錨いかりを揚る頃に至り(午後五時頃)大阪の方に當り、黒烟大に立ちて、火焰くわえん頗る熾さかんなるを見て、扱こそ大阪の御城は、最早官軍の爲に一炬きよに附せられたりと思ひ、首を俛たれて望見するを得ざりき。(此大阪城の放火は、諸説紛々たり。官軍の方にて

江戸歸著

は、徳川兵が、無慚むざんにも自から火を放たりと云ひ、又た舊幕人は、先著の長州兵が放火したるなりと云ひ、今日まで誰が爲したる悪業とも知れず。或は無頼の人足等が、混雜まじりに紛れて、城中に入り、窃盜せつたうを働はたらき、其の痕跡を掩おほはんが爲に放火したるなりとも云へり。余は其孰いづれか實なるやを知らず)斯くて、十二日に横濱に著港し、夫より上陸して、一行みな江戸に歸著したり。畢竟兩氏が落附たる取計に由て、余等は此の危急ききふの中に在りて、安全を得たるなり。

以上によりて、大阪城中退去の混雜、及び其の附近の幕吏等が、倉皇狼狽ろうばい、江戸に引き揚げたる模様が判知る。

第八章 慶喜退去後の大阪城中状況

【四三】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (一)

搦も正月六日の夕、徳川慶喜立退前後、大阪城の光景は、前記の通りであるが、
〔参照 三九―四二〕 正月七日以後の状況に就ては、更らに記す可きものがある。當
 時大阪城に居残りて、徳川慶喜の命令通り、之を尾越兩藩主へ預くるの任務は、
 目付妻木多宮(頼矩)に在つた。此れを以て妻木は、その通りに取り計らうた。

妻木の城
引渡し任
務

正月七日

一 八半時(午後三時)頃松平豊前守始、役々立拂候後、御奏聞狀、並御兩家之
 御直書共〔参照 三三〕京師之運び方取計候に付て、御兩家大阪詰御家來呼出候
 處、同日七時(午後四時)過、越前御家來岡本晋太郎罷出、尾州様御衆は詰合不申
 に付、私一人罷出候趣申立候間、左候は、次筆には候得共、貴殿へ御頼申候間、

越前藩岡
本への申
談

此御奏聞狀、御自書共、京師に御廻し被下、且當城御受取被成候様にと申談候
 處、答に京師表に運び方之儀は、委細承知仕候間、即刻早馬にて私持越可申、
 御城受取之儀は、一應主人之申付承り、明日中には立歸り可申候間、夫迄之處
 御猶豫被下度段、達て申聞候間、任其意、尤御奏聞、並御自書表にては、當城
 は兩公に御托し濟之つもり被仰置之御文言に付、貴様と之御引合は私づく、表
 向は既に御引渡濟之格に御心得被下度段、具に申談、晋太郎相返し申候。
 尾州の代表者は來らず、越前の藩士岡本晋太郎來りたれば、當人に申渡したとこ
 ろ、當人は早速之を京都に携へ赴くことゝなつた。

尾州淺野
への談

一 同日薄暮頃尾州御家來淺野辰藏罷出、先刻御呼出し之處、他行中にて延引
 いたし候段申聞候間、過刻越前衆被罷出、御藩には御詰合無之との事故、無據
 岡本晋太郎一人に御奏聞狀、御直書共相托し、同人即刻上京被致候。尤御城之
 儀は、兩公に既に御引渡し之積心得居候旨申聞候處、辰藏委細承知、左候は、
 明日越前衆被罷越次第、御沙汰被下候は、私義も同時登城可仕旨申聞、引

四三 徳川慶喜脱出後の大阪城(一)

取申候。

此の如くして七日中には、名儀は兎も角も、事實に於ては、未だ大阪城は、尾越兩藩の手には受取らなかつた。

城外出火

一 此夜五半時(午後九時)城外れ向小屋より出火、御城風下にて、城内松樹に火移り、一時動搖、消防方は、御城代残り居候家來に命じ、半時餘にて鎮火致候。兎に角大阪城の火災の先觸とも申す可き事柄だ。當夜までは大阪城も其災を免れた。

引渡未済

八日 晝後と覺候、尾州御家來中村修之進、鬼頭健二郎兩人、四半幟爲持、人數七八人召連登城いたし、昨日淺野辰藏に被仰聞之儀も御座候間、罷出候趣に付、猶前書之趣申聞、未だ越前衆は不罷出候得共、尾州公には御初筆之儀故、貴様に御引渡申度段申談候處、同人申候には、辰藏申口少々不分明に付、猶委細之儀伺として罷出候得ども、御受方之義は、御城附之もの京地より呼下し候上ならでは、取計兼候間、只今直に其段急飛を以、京師に申遣候旨にて、殿中

にて書狀認、飛脚差出候様子に見受申候。

越前藩士
來らず

繁文の世の中、大阪城の受取渡さへも、思ふ様手輕に、迅速には行かなかつた。右相濟、健二郎一と先引取度段申聞候得ども、昨日早馬にて、晋太郎上京致候義に候得ば、最早歸阪可致頃合に付、貴様被引取候ては、又候欠違、御引渡方遅延可致、其儘乍御迷惑越前衆也其御城附也被罷出候迄、當城に御詰切有之度段申聞候處、承知にて、健二郎、修之進相留り、人數は不殘返し申候。同日夕淺野辰藏も再登城、尾州衆都合三人相成、局中在合之酒肴支度等(原註、酒は御立拂之節、上向より給り、飯は多宮旅宿 賄 人呼寄申三付之)差出、越前衆相待居候處、此日は終に京師より沙汰無之、三人共天井間の一泊爲致、多宮(妻木)儀八(未詳)次の間にて休足いたし候。

此の如くして、八日までは要領を得なかつた。

一 今夕刻、御城外所々にて、何者とも不知、城中虚實探り之爲にも候哉、小銃相發し候趣、斥候之者申出候。

四三 徳川慶喜脱出後の大阪城(一)

【四四】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (二)

外人大阪
籠城の噂

尙ほ正月八日の記事として、當時大阪町奉行支配調役金枝鐵太郎の談話を掲げんに曰く、

八日(明治元年正月)町會所の人々より、種々の世話を受け、荷物兩掛等を整へたり、之を人々に託し置き、聽て家來一人を召具して、愈歸東の途に臨んとせしが、俄に流言あり、昨日日本艦へ歸りたる外國人等、再び上陸して、大阪城に據り、長州、薩州等の軍を迎へて、戦端を開かんとす。今にも銃砲の音すべしと市人の混雜一方ならず。

城中異状
なし

風聲鶴唳、當時倉皇の際、固より斯る風説もあつたものと察せらるゝ。而して外人中には一特に佛人―幕府への同情者も、決して皆無ではなかつた。中には既に外兵一小隊ばかり城中に繰込みたりと傳ふる者あり。是固より無根

風説の因

の風説とは思ひたれど、此際の事情、亦捨も置かれねば、先づ虚實を探らんとて、急ぎて東町奉行所に至り見れば、此處ははや人影もなく、門扉も堅く鎖されたれば、直ちに御城内(大阪城)に入りしが、固より何の異状もなし。斯る事のある可き筈が無い。

併し此の風説は全く據り所なきにもあらず。此日外國人數名、昨日出城の際、取忘れたる物品を受取らんとて、打連れて入來りしより起りしなりとぞ。斯る事さへも、斯る場合には、斯る風説の端緒となる。

城中在留
の人

此時城中に在りし人々は、妻木(頼矩、目付)を始めとして、御徒目付飯塚練作、大山兼三郎の三人にて、獅子の間に詰め合せ、外に尾藩の御城使某、其付添役鬼頭謙次郎の兩人は、御徒部屋に控居たり。

此れは前記の尾藩中村修之進、鬼頭健二郎のことであらう。

此時恰も正午頃なりしと思ふ。自分が城中に入りし時は、雜人ばら勝手次第に出入して、種々の物品を持出し、傍若無人の状を目撃したれば、斯くては御取

雜人亂入

締も立難きゆゑ、何とか御考案あらまほしき段、私かに申出しに、妻木殿は、去ればとよ、其事心付かぬにあらざれども、如何にせん現在の人員にては、手も足も届くものかは。併しながら御城代の家來は、猶残り居るもあらん、これを利用して取締る便法はなきやとのこと故、自分はこれに答へて、然らば京橋、玉造の兩御門を閉鎖して、大手御門の一方を通行口とせられよと申ければ、妻木殿は、早速御徒目付を以て、御城代の家來に申達し、其事を決行せられたり。

斯る場合には、必らず雜人等の亂妨狼藉が行はるゝものだ。之を取締ることは、決して容易の業ではない。因みに云ふ。當時の大阪城代は、牧野越中守貞明にて常陸笠間藩主であつた。

八つ時頃(午後二時頃)にかありけん、大阪詰御勘定奉行(奉行並) 小野内膳正の命を帯びて、奥野由郎(勘定方) 外一人、城中に出頭し、妻木殿に向ひて申述ぶる様は、御城中御金藏に、銀錢八萬兩餘、難波御藏に米一萬石餘の御貯へあり、

金米書類
の搬出

當時の城

是は其筋の御達しに依り、今般大阪市中へ下賜はるべきに付、其御取計ありたし。これは内膳殿の申付られたるにて候。且又御勘定所備付の本箱、並に書類等も取片附持出し可申とて、其々荷作して懸て城外へ運び出したり。七つ時頃(午後四時頃)に至り、御小性頭取新井筑後守、奥醫師松本良順の兩人、御城内に入り來れり。此兩人は先頃御直書を奉じて、讃岐の高松殿へ御使に行きしが、今日歸阪したるなり。

新井筑後守とあるは、白石の後裔であらう。松本は即ち他日明治陸軍々醫の開山たる松本順だ。

【四五】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (三)

大阪町奉行支配調役金枝鐵太郎の談話は、以下につづく。

斯くて詰合の尾藩等へ申談したる上にて、御手元の御品々を取纏め、御大小類

慶喜手元
品搬出

四五 徳川慶喜脱出後の大阪城(三)

は勿論、御簞笥長持等を始末して、皆々御城外へ運び出し、一旦先づ東本願寺の掛所へ運搬したり。

此れは前將軍慶喜の持物を、城中より運び出したものだ。

榎本の妻
木見舞

程なく榎本和泉守(武揚、軍艦頭並)も入城し來り、妻木殿(多官)を慰めていはるるには、偕て御居殘の御役目、誠に御苦勞、其々の御心配察し入る所なり。此一樽只今市中にて買求めたれば、聊ながら足下の勞を慰むる料にとて、持來りし也とて、之を贈られければ、妻木殿は、元來の酒好き、殊に打喜びて、厚く好意を謝せられたり。泉州は猶種々妻木殿と談合の末、奥向の取片付に従事せられしが、此時御城中にありし黄金二十五萬兩を收めて、軍艦に積込まれたり。と聞きしが、自分はこれを目撃はせざりしなり。

果して然らば、一樽の酒は、二十五萬兩に値ひす。好個の交換價值だ。

米金分配
指圖

此時妻木殿は、自分等に向ひて、あなた方も種々御苦勞を掛けしが、明日は御軍艦も猶天保山沖に碇泊し居れば、これに乗組みて、歸東せられて然るべしと

申渡されたり。夜五つ時(午後八時)頃、兼て召出し置たる大阪總年寄今井與總右衛門出頭したるを以て、妻木殿は、御金藏の銀錢八萬兩餘、並に御藏米一萬石餘、大阪市中へ被下に付、配分方等可然取計致すべき旨を口達せられしに、與總右衛門畏りて申すやう、難有仰せにはあれど、斯る非常の御時節に候へば、所詮平等に配分することは出來得まじ。其間或は恩賜に漏る、者もありなると存するなり。此等の所はいかゞ心得侍らん哉と、當惑の體なれば、妻木殿は今日の場合それは是非に及ばず、詰り御金を御城中より、御米を御藏より持出して、之を大阪市中全體に下し賜はると云ふ御趣意なれば、其心得にて、臨機の取計致すべしと諭されければ、然らば兎も角も御請仕らん。去るにても御口達のみにては、計らひかぬる事情も侍れば、後證となるべき御書下げこそ願はしけれと申出せるを以て、妻木殿は自分を顧みて、是は本職の認むる場合ならねば、貴殿奉行に代りて執筆せられよと談せられしに依り、左の如く認めて與總右衛門に渡したり。

分配命令書

今度大樹御東退に付、大阪城之儀、尾張前大納言殿、松平大藏大輔殿へ御引渡相成、御取締向、追々可被仰出候得共、市中爲鎮靜、難波御藏に於て米一萬石、御寶藏に於て銀錢八萬兩餘被下候に付、速に配當方可取計候也。右大阪町奉行御供に付、御目付妻木多宮立會、金枝鐵太郎申渡之。

正月八日

以上は正月八日までの記事だ。更らに九日に於ける、妻木多宮の手記に據れば左の如し。

城中出火

九日 朝五つ時(午前八時)頃、城外東北之方より、破裂丸と覺しき大砲一二聲相響き候に付、襲來之者有之義と相心得、斥候差出置、直様尾州家來寢所に罷在候三人を呼起し、其段申聞候。青屋口小屋より出火の趣にて、御城風下相成、火煙盛に相掛り候間、夫々用心、人少ながら、御城代足輕に申付、相防候内、斥候之者罷歸り、只今長州之印相附候兵隊、追々御城近附候趣申立候に付、萬一空城と不心得、發砲等致候ては、以之外之義に付、鬼頭健次郎並御徒目付

長兵來迫

え申合、鐵鞭之先白布結附、大手外にて相振らせ、敵方其意を知り、發砲見合候處に參り、當城は子細有之、空城同様相成、尤既に尾越兩家へ引渡濟には候得共、監察役之者も罷在候間、御來意之程、穩に應接有之度段、爲申聞候處。

此の如くして長藩の隊長と談判は開始せられた。

【四六】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (四)

敵方隊長と覺しき者より、長州參謀佐々木二郎四郎、坂井勉と認候名札差出、兵隊は不殘御城外に差置、隊長二郎四郎外兩人而已入城致候に付、天井間え相通し、妻木多宮重立、尾州御家來同道、支配向召連應接致候處、二郎四郎申聞候には、勅命に寄、當城進擊罷越候趣に付、當城之義は、内府事云々之趣意有之、一昨七日立拂後、尾越兩家に引渡旨申聞、則御奏聞狀並兩家之御直書寫

妻木と長州隊長との問答

相見せ候處、二郎四郎は、委細承知致し候得ども、貴殿には何故引拂不申候哉と申聞候に付、尾越兩家は、内府より之引渡は、書面上にて相分り居候へども、兩家々來より京師に申遣候義有之、彼表より其筋之者相越候上ならでは受取兼候趣、達て申聞、無據拙者滞在罷在候旨相答。

昨非今是

以上は妻木と長州隊長との問答顛末だ。眇乎たる一隊の兵もて、大阪城に薄り、然も一個兩個の隊長等が、大阪城に入りて、其の談判を做す。長州人の立場から見れば、昨非今是の感に勝へざる可し。此の大阪城や、實に征長の本營であつた。將軍家茂は、征長の爲めに、此城に駐在し、遂ひに此の城中にて死した。そは慶應二年七月二十日の事だ。然るに爾來一個年半に滿たざるに、其の相續者たる徳川慶喜は、此城を捨て、江戸へ遁れ去つた。而して今や長兵の隊長等は、何等の抵抗も受けず、此城に入り來つた。

城中出火

依之二郎四郎、尾州衆に引合居候内、石の間邊に當り、俄に發火いたし、忽火勢激烈に相成、溜り兼候間、二郎四郎同道にて、大手内大番所迄引揚。(此時既に南方に當り、二ヶ所程火相發し、三方一時に焼出申候)

此の如くして大阪城は、一炬に付し去つた。抑も誰人の放火乎、將た如何にして失火したる乎。

妻木等退城

多宮より二郎四郎へ向ひ、拙者儀、只今より上京、奏聞狀、直書共、彌上徹致候哉否相伺、且當城炎上之次第等、尾越兩公に申立度候間、其儀取計被吳度、且右相濟候上は、一日も早く歸府復命致度候間、道路梗塞之患無之様との周旋も頼入候處、二郎四郎承知いたし、尤急速返答は致兼候間、旅宿にて相待可申旨申聞候に付、則健二郎其外同道にて退城、大手外にて引別れ、旅宿備後町四丁目蓮□寺に引取申候。

妻木は、此の如くして城中を去つた。彼は遂ひに尾越兩藩主へ引渡の任務を全うするを得なかつた。それに就て彼の申譯は左の如し。

妻木申譯

一 一昨日(七日)早馬にて上京致候越前衆岡本晋太郎義、今朝迄も消息無之、猶昨日急飛にて京師に差立候尾州家否も勿論相分り不申内、長州人侵撃之次第

に立至り申候。

此れは事實だ。

妻木歸府

十日 夕七時頃(午後四時頃)長州斥候寺島秀之助、多宮旅宿に罷越、昨日於城中、二郎四郎へ御託し之ニケ條周旋致候處、上京之義は迎も不相叶、尤一日も早く復命被致度に付、道路梗塞無之様との御頼の旨は、御尤之義に候得共、最早八方道路相塞り、一々布告も出来兼候義、折角之御託し故、盡力いたし、堺筋には其段申遣置候間、二郎四郎口上を以、通行被致候は、無滞御通し可申、尤因循被致候ては、御爲不宜候間、今夜にも當地御立拂可被成旨、秀之助申述候に付、好意之段相謝し、則其言に従ひ、即夜出立、堺口より信樂筋行歸府致候。

妻木多宮は、此の如くして大阪城を去り、且つ大阪を去つた。兎も角も大阪城の最期は、何等花々しき事もなく、極めて淋しきものであつた。

【四七】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (五)

出火の原

妻木多宮は、其の結論として、左の如く記してゐる。

七日より十日迄、浪華城引渡之始末、大略右之通御座候〔参照 四三―四六〕。本文相認候長州人應接最中、石之間邊と覺しき所より、俄に發火之緣由、何分相分不申、私共始め、愚案には、大砲一二聲相發候節、破裂丸既に城中に迸入、右より燃上り候歟、左も無之候へば、城外歩兵小屋之失火、風烈にも候間、飛火いたし、城中に散亂致居候火藥等に點火致候歟。又は前假建物に移り候歟之内と存候。

火藥仕懸の噂

前記は妻木其者が、大阪城火災の原因若くは所由であらうとして擧げたるもの。尤下説には、兼々異志相貯候者、人足に紛れ忍込、御臺所邊え火藥仕懸置候もの有之、全く右に引移り候杯申唱候得共、難信説に御座候。尤去十二月廿六日夜陸軍局より火出、餘程燃上り候節も、怪敷體有之候間、前件之事柄決して無

之とは難申候。

此亦た認めざるが如く、認めたるが如く、一説として掲げてゐる。

一 水野彦三郎殿聞込之説には、長州人亂妨に分捕等致候を、黒鋏之者見るに不忍、残念之餘り、火藥を以差火いたし候との由。是は左もある可き説に候へども、篤と相糺し候處、九日迄黒鋏之者居残り候義、一切無之、尤御代官方人足は、前日夕迄、少々入込候間、下賤之義、不良の所業いたし候哉にも相聞候間、右を掩ひ候爲、仕掛火いたし置候哉は難計、長州人之義は、最初兵隊不殘城外に差置、隊長其外兩人而已入城、現在應接もいたし候程にて、軍律整々と相立居、惣兵練入候節は、大手炎上致候後に候得ば、長州に限り、右様の所業は、決して無之義と、一同申居候。

原因不明

妻木自から長州兵の爲めに、其冤を辯じたるからには、大阪城に長州兵が放火せざるだけは分明であらう。但だ如上の記事では、放火か、失火か、而して其の原由が何れにあるかは、遂ひに明白を缺いてゐる。要するにその原由は不明に歸してゐる。

てゐる。

尙ほ金枝鐵太郎の九日以後の事に就き語る所を掲ぐれば、左の如し。

長兵砲撃
炎上の噂

九日(慶應四年—明治元年—正月)朝の内、長州兵隊より、京橋口外の御小屋へ向け、大砲を打入れたるを以て、直ちに炎上したり。自分(金枝)は妻木殿、竝に尾藩某と共に、御本丸を出で、大手に馳付け、出火の模様を見定め、玉造口へは御徒目付大山兼三郎、京橋口へは尾藩の鬼頭と、御徒目付の飯塚練作を遣り、鬼頭、飯塚兩人をして、長州兵に對して當城は既に尾越兩家にて受取たれば、最早城中には抵抗者一人もなし。用事あらば、其隊長等の内より來りて、談判せらるべしと申述べたが、又もや京橋定番屋敷よりも燃上れり。於是自分は大坂地同心の詰合居たる者を、引連れて駆付たれど、此邊は檜皮葺の屋根多ければ、火勢熾んにして、中々少人數の消防にては、力及ばず、因て一と先づ此所を引揚、大手に歸り來れば、妻木殿等も何れへか去りて影だも見えねば、再び御本丸へと志し引戻たるが、途中大手御門と中仕切門との間に於て、凡そ

千兩箱搬出

千兩箱二十許りも積たらんと思ふ車を押して、出で来るに逢たり。當時は何の氣も付かざりしが、後に聞けば、正月の末か、二月の初なりしか、江戸表に於て、大阪御金奉行大久保鍋之助(武鑑隅之助に作る)が、大阪に於て御金の處分宜きを得たる廉を以て、恩賞を蒙りたるに思ひ合せば、此時の車は、大久保の指圖して江戸へ輸送したる金なるべし。

此れにて見れば大阪城失火の原因は、正しく長州兵の砲火に由るものと云はねばならぬ。但だ千兩箱を搬出して、江戸に轉送したるは、幕吏の措置としては、聊か其宜しきを得たるもの歟。

【四八】 徳川慶喜脱出後の大阪城 (六)

妻木長人問答

金枝鐵太郎の所記は、更らに以下につづく。

其より櫻御門を入れば、長州人五名御玄關前に立居れり。自分は此人々に對し

て誰何したれば、彼等は答へて、我々は長州藩なるが、御目付妻木多宮氏より城中に招かれしに由り、推參したるなり。(姓名は佐々木次郎四郎、境次郎―妻木は坂井勉と記してゐる―外に書生體の者三人、名字不分明)といふにぞ、乃ち佐々木と境との兩人は獅子の間の次間に通じ、他の三名は右次間の長押に腰掛け控居たり。因て自分は妻木殿と共に、右の應接に掛りしが、其問答の要領は左の如し。

妻木問 今朝は何故に發砲せられしや。

長人答 朝廷より大阪城進撃の命を蒙れり。

妻言 此城は既に尾張、越前二藩に引渡し、又朝廷へも其趣上申し、併せて奏聞の次第もあり、寡君○○は疾くに江戸へ歸りたり。其奏聞は斯くの通りなりとて、越藩の上京に託したる本書の寫しを示されたり。

長問 此御奏聞の通りなれば、諸君は何故に此城に留り居らるゝ哉。

妻答 城の受渡しは済たれど、一旦京都へ申出、其返辭を得るまでは滯留を請ふと、二藩よりの談示あればなり。

引渡通告

右申聞たる上、妻木殿は自分を顧みて、最早此にて御用談は果てたりといひて、又彼等に對し、今日の主人たる尾張藩も現に城中に居らるゝ事ゆゑ、餘事は同藩へ御照會あるべしと申置き、兩人は此席を出んとせしが、又もや御本丸御臺所よりも火出たりと叫ぶ聲ありて、早や應接の席へも、烟は蔓延し來る勢なれば、獅子の間まで引退き、尾張藩に向ひて、長州人へ引合べき由を申談するうちにも、火勢は益々猛烈になり、殿中の物音も凄まじく響き渡りければ、長州人は逸早く引退き、一人も留らねば、兩人は尾藩と談合して、續きて大手御門の方へ退き、妻木殿は大番所に來られ、自分も大番所に腰掛け、霎時息繼居たるうち、妻木殿は又大番所を出で、長州人と何か談合し居られしが、此時長兵一小隊許り來りて、大番所と中仕切御門との間に、小銃を組み、伍々集りて食事をなしたるが、食物は皆御城代屋敷より取り出し來れるもの、様に見受られたり。時恰も四つ時頃(午前十時頃)なりき。如何にも火事に追ひまくられつゝある模様が判知る。

此の混雜の間に妻木殿を見失ひたれば、獨り御城外へ出で、四つ半時(午前十一時頃)に高麗橋の旅宿に歸り食事をなしたりしが、疲勞に堪かね、其儘一睡、八つ時過(午後二時過)に目覺ぬれど、妻木殿の事心にかゝれば、使を遣りて、尾州藩の人々に尋ねさせしに、何れも妻木殿と一同に御城を出たりとの事なれば、先づ其の無異を知ると共に、尾州藩より御城を長州人に引渡したること、推察し得たり。

斯くて金枝は偶ま妻木が切腹したりとの報を聞き、驚いて彼を其の旅館に尋ねたれば、妻木は無事であり、而して今後の進退に就て、互ひに談じたが、妻木は其の一身の保護を尾藩に託したりと云ひ、金枝はそれには及ばず、速かに歸東の途に就かれよ、自分が同伴せんと云ふたが、妻木可かざれば、金枝は一人歸東を決し、

愈旅宿を立出たるは、夜の九つ半過(午前一時過)なりし。堺の大和橋を経て、河内路へ差かゝりしが、何人とも知れず、窺かに追尾し來るさまなれば、狙撃さ

れてはたまらじと、携へたる提灯を吹消して、闇夜を便りに急ぎしが、道明寺の此方にて夜は明けはなれたり。

十日

斯くて道明寺を経て、道の程二里許も来つらんと思はる、頃、大阪の方に當りて、頗る猛烈なる音響の聞ゆるあり。是れは御焰硝藏の爆發したるにて、黒烟虚空に立昇るを見たり。此夜は長谷寺の旅宿に泊り、伊賀より伊勢に出で、此所より海路を経て、三州吉田（豊橋）に上陸して、東海道より江戸に歸りしなり。〔晚香堂雜纂〕

大阪焰硝藏爆發望見

以上妻木及び金枝兩人の所記によりて徳川慶喜脱出後の大阪城が、如何にして長州兵の手に渡りたる乎、如何にして焼失したる乎の模様は、略ぼ之を察知することが出来る。要するに大阪城は宛も破れ草鞋同様に、徳川方では之を棄て去つたのだ。

第九章 征討將軍宮發向

【四九】 徳川慶喜追討の號令

話頭は官軍側に一轉する。三日の晩景より鳥羽、伏見に開戦し、六日の八幡、橋本の激戦に於て、決定的に官軍の大勝利となつた。同時に朝廷に於ては、愈よ徳川慶喜を朝敵として、追討の御沙汰書が發布せられた。今ま中根雪江の戊辰日記に徴するに曰く、

追討御沙汰發布

正月七日、今日議定、參與、在京諸侯等、申刻（午後四時）惣揃參内被仰出、公（松平春嶽）御所勞に付、爲御名代本多修理被指出候處、於小御所一同揃之上、帥宮（有栖川宮熾仁親王）御讀渡之御書面如左。

徳川慶喜、天下之形勢不得已を察し、大政返上、將軍職辭退相願候に付、朝議之上、斷然被聞食候處、只大政返上と申而已に而、於朝廷土地人民御保ち不

御沙汰本文

被遊候而は、御聖業難被爲立候に付、尾越二藩を以、其實効御訊問被爲遊候節、於慶喜は奉畏入候得共、麾下竝會桑之者共承服不仕、萬一暴舉可仕哉も難計に付、只管鎮定に盡力仕居候旨、尾越より及言上候間、朝廷には、慶喜眞に恭順を盡候様被思食、既往之罪不被爲問、寛大之御所置可被仰付候處。以上は朝廷の寛大の思召を云ふ。

豊圖らんや、大阪城へ引取候は、素より之詐謀に而、去る三日麾下之者を引牽し、剩前々御暇被遣候會桑を先鋒とし、闕下を奉犯候勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反狀明白、始終奉欺朝廷候段、大逆無道、最早於朝廷御宥恕之道も絶果、不被爲得已追討被仰付候。

此れは慶喜追討の已む可からざる所以を云ふ。若し慶喜自身をして語らしめば、必らずや申開可き筋も皆無ではあるまい。然も敵に悪名を被らしむるは、兵家の常、慶喜は宛も西郷、大久保等の待ち設けたる罠に罹つたのだ。兵端已に相開候上は、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被爲救度叡慮に候間、

歸正獎勵

追討已むを得ず

今般仁和寺宮(後に小松宮彰仁親王)征討將軍に被任候に付而は、是迄偷安怠惰に打過ぎ、或は兩端を抱候者は勿論、假令賊徒に隨ひ、譜代臣下之者たり共、悔悟憤發、爲國家盡忠之志有之候輩は、寛大之思食に而、御採用可被爲在候。悔悟、歸正を獎勵す。

依戰功、此行末徳川家之儀に付、歎願之儀も候へば、其筋により御許容可有之候。

此れは暗に徳川氏親縁若しくは同情の諸藩に向つての諭示だ。然るに此御時節に至り、不辨大義賊徒と謀を通じ、或は潛居爲致候者は、朝敵同様、嚴刑に可被處候間、心得違無之様可致候事。

此れは徳川慶喜に通謀する輩に對しての嚴重なる申渡した。但征討將軍を被置候上は、即時前件號令可被發は勿論に候得共、猶旗下粗暴之徒、壘敵爰に至り候事哉と、彼は深重之思召を以、御遅延之處、三日より今七日に至り、阪兵日々雖敗走益出兵、吳々不被爲得止、斷然本文之通被仰出

追討令發
由遅延理

候。各藩陪從吏卒に至る迄、方向を定め、爲天下奉公可有之候事。

此れは是迄追討の號令發布遅延に付ての申譯である。

岩倉演說

右相濟、岩倉殿(具視) 御演說有之趣は、如斯被仰出候上に而、歸國致度向は歸國、大阪へ罷越度向は可罷越、又勤王追討之向は其通り、何も方向を定め、明日辰刻(午前八時)迄に、及御請候様御申渡有之、畢而又被申候は、是迄は朝廷之御爲、何卒慶喜改心反正有之候様にと存じ、蔭ながら種々及周旋候儀も有之所、今日之姿に立至候而は、朝廷へも無申譯、深く奉畏入候と、改而宮様へ御演達有之、是よりは決然方向を定め、勵精可仕は勿論との事に而、又是は事已に去りたれどもと御申に而、徳川氏奏聞狀を、列坐之上席へ御渡有之。

以上は岩倉具視の有栖川宮の追討御沙汰書朗讀後の演說。

久我中納言挨拶

此時久我中納言殿被申候は、何も朝家之御爲、早く可安宸襟、且は蒼生之塗炭に不陷様との御配慮に出候事候へば、聊不及御顧念儀、御念入候事に候。只今後之處は、御互に今日被仰出候御號令を奉じ、共に盡力致候より外無之、是

迄之儀は、御心配無之様、御挨拶有之由。

以上は久我中納言の挨拶だ。元來岩倉は、武力解決の急先鋒であつた。然るに彼は徳川慶喜の態度が殊勝なるを見て、やゝ其の鋒芒を藏め、寧ろ平和解決派と、武力解決派との中間に善處せんとしたものの如くであつたが、遂ひに一方には、其の政友たる大久保等の爲めに、且つは在朝の硬派の爲めに、而して更らに他方には慶喜與黨の態度の爲めに、其の初心に立ち返りたるもの、如く察せらるゝ。

【五〇】 京畿の形勢大に定まる

必らずしも今更ら人情反覆似波瀾と云はざるも、六日までの官軍の決定的戰捷にて、日和見の連中も、反側者も、將た平和的解決派も、今は事實の前に、叩頭するの外は無かつた。曾て朝廷に於て、開戰當坐は、武力解決派である大久保等に向つては、見向きもせざりし連中が、其の勝軍の報に接するや、忽ち來りて慰

追討令奉承受書

歎の情を暢べると云ふ調子であつたと云へば、此際に於て二言とある可き筈は無かつた。されば正月八日に至り、追討の朝命に對しては、何れもそれぞれ奉承の受書を呈した。

尾藩受書

尾藩主は曰く、

徳川慶喜大逆無道に付、追討被仰付候御儀、不辨大義、賊徒と謀を通じ、或は潛居爲仕候者は、朝敵同様嚴刑に可被處候間、心得違無之様可仕旨等、被仰出之趣拜承奉畏候。仍之謹て御請奉申上候。誠恐誠惶頓首々々。

越前藩受書

松平春嶽は曰く、

昨七日、所勞に付、爲名代家老本多修理參朝爲仕候處、御書付を以て御達之趣奉拜承候。

松平大藏大輔

と。尾藩のそれに比すれば、極めて淡々たるものなれども、拜承には相違なかつた。

土藩受書

土佐藩主は曰く、

徳川慶喜形迹今日の如きに至り候に付、討伐勅定の御趣奉承畏候。勿論皇家の爲め可奉盡微衷候間、此段御請申上候。

正月八日

松平容堂

大垣藩轉向

と。此れは文句に聊か尋酌あれども、さりとして大阪側では、京都に於ける内應者の隨一と頼みたる土藩主としては、其の豹變も決して尋常ではなかつた。而して大垣藩の如きは、大阪側に與して、戦闘したるに拘らず、其の藩老小原二兵衛(忠寛、鐵心)の如きは、自から大垣に赴き、其の方向轉換を料りて、前過を償はしめんことを請ふた。

小原二兵衛願書

謹て奉内願候。私儀過日參與職被仰付、誠以分外之仕合、冥加至極難有奉存候。然處徳川家人數戰爭之儀、今以相止不申、遂に宮様御出軍御運びに迄差及奉恐入候。折柄弊藩人數、兼て大阪表に罷在、徳川内府上洛と申事にて右之供被申付、彼地出立致し候處、豈圖今日之事に立至り、依之不取敢、一

封書を馳せ、此上は大義を分別仕、徳川内府へ死を以直言仕候より外無之段申遣候事に御座候。其後當藩之人數、接戦には不及歟之趣にも、承及候へ共、何分今日迄確報も無御座候間、參與之御席へ、出勤仕候も深奉忍入候。且采女正は大垣に罷在候事故、當地之事情も相分申間敷、萬一心得違罷在候ては、重々奉忍入候間、私儀暫時御暇被下置候は、即刻大垣表へ罷越、朝廷之御趣意柄、采女正始へ、篤と申聞候様仕度奉存候。依之、可相成は暫時之御暇被下置候様、偏奉願上候。以上。

正月 八 日

小原二兵衛

慶喜尾越宛直書到

朝廷は固より其の願意を聴納した。而して前日大阪城の居残り者、目付妻木多宮より、越前藩岡本晋太郎へ託したる慶喜の奏聞書及び尾張慶勝、越前春嶽への直書は、漸く八日の午後到達した。岡本の語る所左の如し。

北上之處、途中按外に兵士等見受不申、枚方迄無事到着、彼は深夜に相成、暫時休息罷在候處、長陣より之巡邏六人入來り、通行之趣意等相糺に付、有體

仁和寺宮の戦勞稿

申答へ、陣所へ案内相頼み、橋本驛之陣營に至り、隊長へ面會、御奏聞狀寫爲見、多宮殿頼之趣申演候處、仁和寺宮御本陣へ申上候様との事に付、淀表へ罷出候處、參謀伊知地正治逢對に付、前條申述處、尤之次第候へば、宮へ相伺ひ、思召次第に可致との事に而、慰勲に慰勞之挨拶致し、相歸し候。

而して仁和寺宮は八日八幡に至り、勅旨を薩、長、藝、因、津五藩及び池田徳澄、池田徳定の兵に傳へ、戰勞を擣うた。

累日之交戰、屢得勝利候趣被聞食、歡感不斜候。依之軍勞を被慰賜候事。

但後日屹度思食も被爲有候儀に付、死傷之輩、巨細に可記置候事。而して何れにもそれく酒肴を賜はつた。斯くて朝廷は八日に至りて徳川慶喜が六日の夜大阪城を脱出して、東歸したるの報に接した次第は、前記岡本晋太郎の携帶したる慶喜の奏聞書を、尾、越兩藩より朝廷へ奉呈したるが爲めだ。

【五一】 大久保日記に掲げられたる
正月三日以後の情報 (一)

大久保強硬

當時朝廷に於て、眞に其の主腦と目指す可きは、上に岩倉具視あり、下に西郷吉之助、大久保一藏あり。而して西郷は軍旅の事に専らにして、大久保は専ら政務の事に任じた。而して岩倉が動もすれば、調停的態度を取り、機宜を失せんことを慮り、大久保は正月三日には、「岩倉公に參殿、斷然朝決可被爲在、必死言上、且愚考紙面差上候」と、其の日記に記したる通り、一大刺戟、一大痛棒を加へた程であつたが、同日夕、鳥羽、伏見にて、愈よ開戦となり、自から和戦の問題は解決した。併しながら爾後の戦況如何によりて、朝議は一動一揺した。而して其の漸く確定したのは、東軍を驅逐して、大阪城へ退去せしめたる後であつた。今ま正月四日以來の大久保日記によりて、其の次第を掲げんに、

朝議一動一揺

一 四日 昨夜寸時も坐すること不能。

朝臣大久保嫌疑

一 今朝來鳥羽街道、危急之由風説有之候得共、四(午前十時)過、益滿、田中清右衛門報知有之、全虚説にて、三度之戦争、賊徒敗北之事。此の風説中、朝廷では少からざる動搖を來し、公家などは大久保等の側に寄りつくものなく、餘所餘所しき風情であつたと云ふことだ。其の一勝一敗が、風説でさへも、如何に朝臣の神経を惱まし、其の心機を攪亂したるか、判知る。

一 晝時分鳥羽は賊徒打散らされ、伏見も同斷之由、注進有之。
一 今日四條(隆平) 卿山崎に爲勅使被差立候事。

此れは藤堂兵説諭の爲めだ。

五日六日 戦況

一 五日 淀之合戦烈敷、昨日之殘兵、亦々鳥羽口迄迎出、暫時はよほど苦戦之由候得共、終に味方勝利と成、賊敗走す。淀にも溜りかね、八幡に走る。
一 六日 八幡之合戦、薩長兵相合砲戦、賊遂に敗走、山崎固め藤堂勢官軍に屬し、前面より砲發に及候故、大に賊潰走、八幡には若州勢、宮津勢相固、要所なれば、賊手配嚴重、砲臺等築造、此は取られては不相成との評議之由な

五一 大久保日記に掲げられたる正月三日以後の情報(一)

れども、長薩、山之後より、關門にかゝり砲發、藤堂は前面より打立候故、争いでかたまるべき。終に敗北。八幡前橋本之戦も相應烈敷候由。如何にも其通りであつた。

勝利薩長
善戦の爲

一 三日より今日迄、四日之連戦、晝夜に掛苦戦。土藝は一日位戦候迄にて、薩長兩藩にて、全くの勝利と相成、實不可謂之苦戦と云べし。初戦より一日も敗走無之、寸歩も退たること無之、四日之間、大石を千尋之嶺より轉ずるが如こゝろ勢と可申。凡賊兵會桑、備中松山、志州、大垣、高松等之人數にて、合二千餘にも及候半。元より會桑暴徒頼切たる人數、盡く打散され、實大愉快に堪へざる次第也。

勝利は薩長の善戦、力闘に原もとゐす。前年來非常の辛苦と、無限の曲折とを経て、此の勝利を贏ち得たるもの。大久保が、「實大愉快に堪へざる次第也」と特筆したるは、良まさとに所以ありと云ふべしだ。

大久保軍
事參謀命
ぜらる

一 今日於御所、徳大寺(實則)様より征東將軍官(小松宮彰仁親王)思食おほしめしにて、東

久世卿、烏丸(光徳)卿より御書面、議定衆に御到來之由にて、拜見被仰付、其趣小子參謀被仰付度との事にて、差支之有無御尋にて候間、岩下氏にも相談、何も差支無之旨御答申上候處、早々東寺に罷出候様御沙汰にて、今晚五時分(午後八時)東寺御本陣に參向、直に宮御前に被召、軍事參謀申付るとの御沙汰にて、謹て御受申上る。

大久保は參謀に任せらるゝこととなつた。流石さすがの大久保も所謂「投筆事戎軒ふでをとうじてじゅうけんをことす」の氣分となつたのであらう。然も軍旅以上に、大久保には緊要きんようの責任がある。隨て彼はやがて之を辭退した次第は、次に語るであらう。

【五二】 大久保日記に掲げられたる

正月三日以後の情報 (二)

仁和寺宮
淀城進陣

正月七日に至りて、仁和寺宮は、其の大旆たひを淀城に進められた。

五二 大久保日記に掲げられたる正月三日以後の情報(二)

一 七日 將軍宮(仁和寺宮)淀城に御轉陣に付、今早曉御先に差越、城中手當旁相達候。晝過宮御著陣被爲在候。

一 東久世卿、澤(宣嘉)卿爲御巡見八幡、橋本御出にて、小子隨從差越候。戰地悉く巡見にて、暮時分歸る。途中戰地之次第、屍未其儘にて、最も所々燒失、目も當られぬ有様也。

新戰場の慘凄、荒涼、以て想ふ可しだ。

民衆錦旗を迎ふ

一 八日 巳刻(午前十時)比より八幡邊戰地爲御巡覽、宮御出にて、錦之御旗を被飄、威風凜烈、誠に言語難盡心地にて候。老若男女、王師を迎候て、

難有といえる聲感涙に及候。八幡宮に御參詣、八幡關門迄被爲向、長薩隊長被召、戰之次第御尋問被爲在候。

如何にも官軍勝利後の模様が、能く描き出されてゐる。大久保甲東の鐵石肝も、之を見て感涙に咽んだのは、さもある可き次第だ。

越士岡本來る

一 今朝越前藩兩人(其の一人は岡本晋太郎である可きは、既記に照らして分明だ)我陣營

に來、吉井、伊地知に引合候趣、於大阪從城中呼出有之、登城候處、目附

妻木某(多宮)より徳川慶喜始會桑東退之趣、遂奏聞候に付、何分早々薩長先

鋒に通吳候様承候に付、參候等之由にて、奏聞寫持參之由にて、吉井より御届

申出候。(參照 五〇)

此れは既報の通り、大阪に於ける越前藩士岡本晋太郎が、大阪城居残り人、所謂殘務處理の任に當れる目付妻木多宮の依頼を受け、慶喜の奏聞書、及び慶喜の尾張慶勝、越前春嶽への親書を持參し、入京の途次の事である。

依之小子朝廷之御模様、彌越(越前)より御届相成候哉爲伺早馬にて引取、

直様參朝相候處、未御届無之、今夜半奏聞書、越より差出候由。

乃ち越前より届出づる以前に、大久保が其の情報を齎らしたのだ。

岩倉の不満

今夜岩倉公より小子參謀御受、朝廷を廻れ候義を、大に御叱り、是迄相共に謀り、死生を共に致度思召候。今朝廷如此御大事之砌、跡を如何致し候や。一應不伺御受之義、甚御不満之由にて、御落涙にて、懇々拜承、平に御斷申上

候。

大久保岩倉交情

此處に至りて初めて岩倉、大久保兩人の交情が、實に尋常一様の政友に止らざる所以が明白だ。岩倉の杖つゑとも柱とも頼みとしたるは、只だ大久保一人だ。その大久保が軍務に従ひ、岩倉一人を置いてけぼりとして取り残すに於ては、朝廷の大事は、誰と與ともに諮り、誰と與ともに斷じ、誰と與ともに行ふ可きぞ。岩倉が落涙して、大久保に喰くつて掛つたのも、決して偶然ぐうぜんでは無い。而して大久保が其の誠意を諒りやうとして、翻然ほんぜん其罪を謝し、決然其志を定めたのも、亦た當然だ。

一 九日 今早朝岩倉卿に參殿御紙面御認相成候。九時(正午)より參朝、三條公外國掛、東久世卿同斷之儀、尙亦言上候。今日評議不相決候。暮過より退散出殿。

一 十日 十時比より參朝。

土佐に豫州松山一手追討、藝州に備中松山追手被命候儀等、御内諭御評議有之候事。

慶喜紀州入の評判

一 華城(大阪城) 燒失之段注進有之、全殘徒之所爲に無之、地雷發候との事。

一 賊慶喜紀州に入候との評判有之。

一 大和筋殘徒、所々相屯候趣、説も有之候得共、凡而敗走、關東に逃返る者をさして云説也。

一 暮時分退散出殿。

慶喜開陽丸にて東歸の事實は、尙未だ京都には達しなかつたことが、如上の記事にて判知る。

【五三】 大久保書簡に現はれたる正月五日以後の情報 (一)

養田宛狀

大久保一藏の島津久光の近臣養田傳兵衛に與へたる正月五日の書簡は既掲の通りだ(參照 二〇一—二〇二)。今また正月十日付の大久保より養田宛の書簡を掲ぐるは、當時として尤も信を措おくに足るものあるが爲めだ。而して役者、若しくは筋書作者

五三 大久保書簡に現はれたる正月五日以後の情報(一)

淀城官軍に歸す

が、自から演劇の模様を語るものなれば、其の興味の淺からぬことは當然だ。去る五日堀直太郎被差立、形行申上置候處、其後日々官軍之勢相加、同日淀屯集之賊徒悉く退散、淀城之儀、賊滯陣之趣申觸候得共、左にあらず、城内には一人も入れざる由にて、點檢を受、官軍を迎へ候次第に御坐候。此日戦も餘程烈舗、當朝四日に追退られ候殘徒、鳥羽口迄進出、根強く必戦、味方手負戦死も相應有之候得共、終に官軍之勝利と相成、淀にもたまり得ず、八幡をさして敗走、仍而淀市中は兵火と相成、城内無難にて相濟候。(原註、官軍長薩の力を以如レ此)

六日の戦況

以上は五日の戦況を語るもの。同六日官軍益進んで八幡を進撃、同所要地故、賊も十分に手配りいたし、新に砲臺等相構へ、八幡宮前人家或は橋本邊關門等迄人數相備へ迎戦候得共、官軍〔薩長〕短兵急に相懸り、盡く破られ、關門之儀は搦手之山合より、薩長不意を打、且藤堂勢官軍に屬し、前面より砲發に及び、終散々に討成され敗北す。關

東軍敗走

慶喜始め會桑東退

門之守兵固より、若州勢、宮津勢を以警衛之上、會桑殘兵取合、此要地を被取候而は不相成、死力を以て小賢く手を廻し、用意いたしたる向に候得共終に利あらず。此日賊兵死傷不知數と申事、我兵も死傷も少々有之候。關門は直に薩長兵を以、相固め候事。以上は六日の戦況。要するに六日にて三日以來の戦争は、終結したるものと云ふも不可なし。而して此の戦勝は殆んど全く薩長兩藩兵の力に歸せねばならぬ。七日枚方迄賊兵落ちたりとの説にて、斥候差出及探索候得共、中々同所にも足を留る事不能、華城をさして逃去りしと聞ゆ。八日朝大阪邸中詰合之者之由にて、越藩兩人(參照 五二)八幡先鋒我軍營に來り、徳川慶喜始會桑東退いたし候趣演舌、就ては此一封(省略す。參照 五〇)奏聞に及筈なり。早々薩長之先鋒隊え通し吳候様、華城(大阪城)目付役妻木某より頼に相頼と之事候由。於大阪は、既に同晩守口邊薩長先鋒押寄、直に華城え急撃いたすと之事にて狼狽不可謂、實にあはたゞしく、軍艦を以東歸いた

し候次第にて、見苦舖體なりとぞ。

官軍の立場から見れば、斯く評するは當然であらう。「狼狽不可謂」とは、如何にも其通りと云はねばならぬ。

皇運挽回の瑞

凡先鋒隊賊兵は、會桑新選宗徒者にて、委曲は分り兼候得共、二千餘人有之たるに無相違相聞候處、何分頼切たる人數殘少なに打成され、薩長之官軍

不可當之勢を相通し候處より切迫し、右時宜に相及候事と被察候。賊之巨

魁打洩したるは、別而遺憾に堪ず候得共、始終官軍之大勝利と相成候段は、皇

運彌挽回之瑞と可申候。是偏に薩長之粉骨碎身苦戰を成たる故也。

新功業 薩長に在り

此れは如何にも薩長の爲めに頌徳表を上り、自畫自贊の嫌ひあれども、公平に事實を覈査すれば、全く此の通りだ。世間では薩長土肥と云ふが、土佐は當時までは全く傍觀と云はんよりは、其の在京の主力は、寧ろ慶喜側に同情したる程にて戰爭に参加したるは、眞に一小部隊に過ぎず。肥前は全く其の圍外に在りて、成敗を傍觀しつゝあつた。而して肥前がそろそろ首を擡げて來たのは、天下の大勢

が既に定まりたる後であつた。されば如何に手緊しく見積りても、維新新政創業の功は、之を薩長二藩の努力に歸せねばならぬ。而して薩長の何れかと云へば、就中薩を以て尤とせねばならぬ。

【五四】 大久保書簡に現はれたる正月五日以後の情報 (二)

大久保は更らに八日以後の事を、左の如く語りてゐる。

征東將軍 官戰跡巡

一 征東將軍宮(仁和寺宮)え六日晚より小拙隨從仕候。翌七日東寺御發途にて淀え御入城、翌八日御參詣被爲在候也。八幡、橋本關門等之戰地、凡而御巡覽被爲遊、隊長共被召出、戰之始末御尋問御慰勞被爲在候。錦之御旗飄され、處々御巡覽に就而、老若男女奉迎望、難有といえる聲、流石に一天之主之御軍は、かゝる者と涙を吞候計に御坐候。

維新中興の祥氣は、自から此の頌聲より湧き出で來るが如く覺ゆ。

五四 大久保書簡に現はれたる正月五日以後の情報(二)

華城の様
子届出

御巡覽先より華城之様子御届相成候付、朝廷上之御模様、彌越藩より奏聞に及候や爲伺、小拙其儘歸京仕候處、同夜半無相違奏聞相成候事。〔參照 五二〕

將軍宮枚
方迄進發

此れは大久保が大阪城の報を齎らして、歸京したる次第を云ふ。

一 昨九日將軍宮者枚方迄御進發、先鋒を華城迄被差向、報知次第御入城。尙官軍之御威光被輝外夷、御布令等も可被爲在様、朝議被相決候。

此れは對外交渉に關する事件。尙ほ他の場合に記するであらう。

小拙は被差留、大山格之助被差出候。

此れは岩倉の落涙叱責によりて、大久保は在京となつたからだ。〔參照 五二〕

薩兵大阪
進擊

大阪へは今早天より御國(薩摩)人數九小隊くり出し、長兵も同様差出候。然處昨夜華城燒失之段相達、先殘兵之所爲と被聞候得共、未しかと相分不申候。必處々殘兵も難圖、同處次第は、出張之者より申上に而も可有之候。

事實齒に立つほどの殘兵は無かつた。東軍側は皆舉つて東歸した。

一 昨日三條卿副總裁外國掛被命候。東久世公外國掛被命候。

三條副總
裁外國掛

岩倉土佐
膝詰談判

一 徳川慶喜罪狀を鳴し、御布告を發するに臨み〔參照 五〇〕、岩倉卿土佐に御出、大議論に被及、最早今日を手切と思食候。此上扶幕之御考に候は、早阪地へ御下り、十分に慶喜を御助可被成、少も遺憾無之候。是迄通曖昧たる事にては不相濟候付、斷然御處決可有之と御切詰相成、流石に閉口にて、此上は朝廷御沙汰次第可奉畏との事にて、家中一同えも布告等有之、後藤、福岡等も承服之由に御座候。其餘尾、越、宇和島等も無子細、實に此卿は希代之人傑と可申。今日此に至りしは、一人の力と謂つて可なるべし。

此れは大久保が岩倉に與へたる讚辭である。而して事實全く此の通りにて、決して過當の言でない。岩倉微りせば、天下の事未だ知る可からずだ。而して岩倉をして謂はしむれば、亦た齊しく大久保に對して、恐らくは同様の言を發したであらう。實に彼等兩人の同心協力は、天下の大勢を引すり、遂ひに此處に到らしめたのだ。

慶喜姦謀

徳川慶喜姦惡之次第、別紙(省略)御國之事を布告等いたし(此れは討薩檄を云ふ)、兩

三日跡朝廷にも差出候由。大に姦謀有之たる事と相見得、間不容髮之危と可申候。旁天運之不盡處、御同慶奉存候。

右今日高崎等被差立候付、大略申上候。尤小拙事戦地は踏不申、事實少少相違之事も可有之候。委曲は外より御問合可相成と、早々如此御座候。奉達御聽候儀、以御勘考可然奉願候。以上。

正月十日

大久保一藏

蓑田傳兵衛様

御聽とあるは、固より島津久光への報告を云ふ。元來本書は、久光へ報告の爲めに、其の近臣蓑田へ當てたるものなれば、相手は蓑田でなく、久光である可きは固より云ふ迄もないことだ。

【五五】 大久保の蓑田に與へたる前書の別啓

大久保は更らに徳川慶喜討薩の上奏、薩藩罪狀の歴舉、及び討薩檄文三通を差し送り、それに就て、左の如き別啓をもて、其の批判及び觀察を開陳してゐる。

別啓

連日大勝

別紙之通、今般大合戦連日之間、一日も敗軍無之、官軍之御勝利と相成、終に華城(大阪城)を捨、賊徒落去之次第、誠に皇運之然らしむる所以、先々御同慶奉存候。乍恐太守公(島津忠義)にも、別て御安堵被遊候。

此れは一般的の觀察。

賊徒姦謀實に可惡次第にて、別紙三通(略す)罪狀鳴し、御國(薩摩)を宛にして、先鋒をクリ出し、朝廷に奏し、一舉して可討と之策に相見得申候。

若し徳川慶喜側をして、言はしむれば、又た「薩賊の姦謀實に可惡」と切齒したであらう。

機先の成功

然るに早斷然朝廷之御達も有之、機先を制し、一舉して打拂ひ候故、密策も畫餅と相成候姿に御坐候。

五五 大久保の蓑田に與へたる前書の別啓

確かにその通り機先を制した。

いかほど罪名を數へ候ても、朝命を相反し候筋合無之、固より九日（慶應三年十月）之舉におひては、五藩（薩、土、尾、越、藝）同意、各君侯參朝、警衛被差出候得ば、一藩をさし候道理も無之、最兩事件（官位、領地）之儀は、第一御國（薩藩）よりの論に候得共、是は宇内の公論にて、寸毫私を容るゝに餘地なきものといふべし。

此れも大久保等の立場から見れば、先づ此の通りであらう。

獨關東浪士之事は、失なしとも難謂候得共、是も渡すまじとの事より及砲發候譯にて、武門之不可止者も可有之、何分にも當らざる之罪名、おかしなものに御坐候。

流石に大久保も江戸に於ける薩邸浪士一件には、辯護の餘地を見出さなかつた。

幾重にも朝廷無御動搖御確定、征東將軍宮被置、錦旗を飄し、御出軍被爲在候故、三軍鼓舞いたし候事は勿論、四方孰れか風塵歸嚮せざるべき。既に因

關東浪士の件

四方錦旗に靡く

將軍宮大阪入城の豫定

朝廷處置振り大切

州、藤堂如きも、砲發に及び、賊を討候時宜にて、今日に至候ては、彌官軍勢盛に相輝き申候。順逆曲直、明瞭たる次第にて、誠に以無此上御都合之事に御坐候。

事實全く此の通りだ。

此上は外國御交際之儀、第一にて、則將軍宮（仁和寺宮）華城御入城、三條公なども御下阪御取調掛之御賦御坐候。

此れは外交に關する著眼。

賊關東に退き候儀、萬々遺憾之至候得共、尊氏西國より再舉せし様には、今時にてはいたり不申、尤早々御處置なくんば、あるべからず事に候。此跡朝廷之御處置振、御大事にて、寸毫被失候得ば、人心相背、必武家を慕ふの覆轍を可被爲踏御事候間、精々盡力もいたし候事に御坐候。

建武中興の覆轍を踏まぬ様に、如何に大久保等が、當初より熟圖しつゝあつたかを見よ。

賞罰内話

既に賞罰之御内話も承候間、談合之上、決而長薩に私し給はず、戰候藩には、同様に御褒賞被爲在候様、精々申上置候處、先其通御治定にて御坐候。内實は兩藩之力を以社、此にいたり候譯ながら、外に同様賞を被與候得ば、大に感動之場も可有御坐と奉存候。爾後は合力同心を以、皇國維持不致候ては、萬々相濟不申候間、折角談合もいたし候事に御坐候。

如何にも一大經世家的の抱負である。然も所謂薩長藩閥の根基も、實に此時より由來するもの。如何に舉國一致を標榜しても、兩藩の努力尤も大に居ることは掩ふ可らざる事實だ。此の大なる事實の上に、自然に藩閥の勢力は出來した。

長侯不遠上京可相成と、折角相待居申候。願くは中將様(鳥津久光)、三月比は、寸時にても御上京被爲在候様、奉渴望候事に御坐候。

右老兄迄申上候。御差合居可被下候。以上。

正月十日(慶應四年—明治元年)

傳 兵 衛 様

久光上京
期待

大久保は此の如く現在より前途へかけての見渡をつけ、鳥津久光の上京を期待した。然も改革の大勢は、久光等の期待以上を突破して進行した。従つて久光はやがて不平家たらずんば、失望者の一人となつた。

【五六】 西郷吉之助の書簡に現はれたる
開戦以後の情勢 (一)

桂宛の書

前掲大久保の書簡と與に、更らに西郷吉之助が、正月十日付にて、在薩の桂右衛門當ての一書には、西郷當人の觀察が、略ぼ現はれてゐる。西郷と大久保とは、當時の大舞臺に於ける重なる立役にて、然も自から其の受持の方面が同一でなかつた爲め、互ひに参照すれば、一層當時の形勢が明白となる。

中將様(鳥津久光)益御機嫌能被遊御坐、恐悦の御儀奉存候。陳ば去る三日徳川暴舉の振舞、先日申上置候通に御坐候。六日迄は八幡へ押詰、難なく攻落、橋

敵軍匆忙
敗走の状

五六 西郷吉之助の書簡に現はれたる開戦以後の情勢(一)

本迄追詰候處、山崎御固は、藤堂にて御坐候處、是も官軍に屬し、共に相戰候故、譯もなく攻落、追巻り候處、枚方迄も足止候儀不相成、勿論枚方え出張の兵も共崩いたし、大阪へ逃去候處、大阪城大恐怖を懷、一足もたまり得ず、薩長の兵、今夜押寄も不被計との事にて騒立、取る物取あへず、逃支度を成し、七日朝より八日迄に相掛、一人も不殘、大阪城中を逃去、越前藩大阪詰の者を招呼、別紙(略す)の書面を相渡、早々薩長の先手に、寫を以相告呉れとの頼み、急撃を免れ度との事に御坐候。

以上は一氣に讀下す可き、近比珍しき長文句である。如何に開戦以來大阪落去までの半週間―約四日―強の出來事が、息をもつかぬ間に出來したかゞ想像せらるる。

三日より六日迄の連戦、一步も不退、少しの敗なく、勝通しの軍は、未だ曾て有之ざるの戦にて御坐候。爲皇國御悅可被下候。如何にも愉快なる氣分が、紙表に躍如としてゐる。

連日勝通

賊勢五倍

人數多少を比較いたし候得ば、賊軍は五増倍の事に御坐候得共、かくの如き勝利はいまだ不聞儀に御坐候。

全く此の通りだ。要するに當時の薩長軍の、如何に戰鬪的精神が旺盛であつたか、如何に其の統制と、戮協とが行き届きゐたるかゞ判知る。一言にして云へば、大阪方は烏合の衆に過ぎなかつた。

京攝の間、餘程人心を失ひ居候事にて、今日に至りては、伏見邊は、兵火の爲に焼亡いたし候得共、薩長の兵隊通行度毎には、老若男女路頭に出で、手を合せて拜を爲し、難有くと申聲のみに御坐候。戰場にも路々糧食を持出し、汁をこしらへ、酒を酌て、我兵を慰し、國中(薩藩を斥す)の人民よりはまさりて見へ候事に御坐候。

此の沿道の人氣は、彼等が必らずしも薩長軍に同情したと云ふ意味でなく、薩長軍の捷利が、如何に民心に影響を與へたかと思ふ可きものであらう。今ま假りに大阪側が捷利を博したらんには、恐らく薩長軍は斯る人氣の焦點となる事は不可

沿道民衆
の薩長歡
迎

能であつたと認めらるゝ。されば當時「勝てば官軍、負くれば賊」との合言葉は決して無意義ではなかつた。何は兎もあれ薩長軍が斯く好遇せられたのも、畢竟は彼等が常勝軍であつた爲めであらう。

淀の模様

淀城は前以より、賊兵を城内え不入付、城下迄押詰候處、歎願有之、燒落不呉様との事に御坐候て、城内よりは一發も不打出候故、城は不燒に、市中の賊巢を燒拂て、賊を追落候處、其後は餘程世話いたし呉、大に都合能き事に御坐候。

此れは淀に於ける模様。

近畿の模様

近畿の諸侯は皆官軍に屬し、又兩端を懷き居候藩も、方向相定、官軍日々に盛大に罷成申候。御安慮可被下候。

近畿の模様。

山陽山陰の模様

山陽道は、姫路賊に與し居候故、長兵備前と合し、打卷く賦り御坐候。必ず不日勝報可有之と相待居申候。

山陽道の模様。

山陰道は西園寺様(公望)惣宰にて、薩長の兵を率、御出張相成候處、是は戰は不致、三丹(丹波、丹後、但馬)を御説得相成候て、官軍に被屬候御策にて御坐候。龜山は早く相隨ひ候趣申來、追々官軍に屬し候向と被相聞申候。

此れは山陰道の模様。

京阪間の模様

大阪の通路を久敷被塞候ては、大に困窮可仕と相考居候處、案外急速に相開、天幸無事に御坐候。今日(正月十日)は征討將軍官、錦の御旗を押立、浪華迄御出張にて、昨夜枚方泊にて御坐候。

此れは京都より大阪への模様。

皇威輝とは、今日の事に御坐候。御遙察可被下候。いまだ混雜中にて、不詳悉候得共、大略勝軍の一左右迄、如此御坐候。恐惶謹言。

正月十日

右衛門様

西郷吉之助

五六 西郷吉之助の書簡に現はれたる開戦以後の情勢(一)

御侍史

尙々江戸屋敷を焼崩され、大阪の御屋敷焼失、此兩件實に殘念の仕合、是丈けが負に相成候事に御坐候。

本文は實に南洲第一快心の文字である。維新回天第一の吉祥文字である。

【五七】西郷吉之助の書簡に現はれたる

開戦以後の情勢(二)

更らに西郷から正月十日付にて、川口量次郎への一書がある。川口は西郷と沖永良部島遷謫中相知りたるもの、雪蓬と號し、後には鹿兒島西郷家に寓客となつたものだ。

寒威甚敷御坐候得共、彌御安康珍重奉存候。陳ば來る三日伏見並鳥羽街道二路へ、徳川の軍勢押來、反逆の色を顯し、兵端を開候處、薩長の兵、憤戦いた

川口量次郎宛狀

四日間勝通し

し、六日迄、四日連戦少も不撓、一步も不退、勝通にて八幡迄責詰候處、賊軍大に恐怖いたし、浪花城へ逃込候處、七日曉より落去、一人も不殘引退申候。ケ様の勝利稀成事と奉存候。

此れは前文と同様の事。

十倍の大勢を、一時に責崩候事、未曾有と奉存候。

如何にも痛快さうに書いてゐる。自畫自賛とは此事であらう。當時如何に西郷其人が、意氣の昂揚したるかゞ判知る。

信吾には餘程敵地へ進入、耳の下より首へ懸、射拔られ候得共、格別の事にも無之、もうは宜、又々戦あらば可出と進居申候。

信吾とは後の侯爵西郷從道のこと。其の三弟である。

彌助には耳を射切られ候得共、是は少々の疵にて不引取戦通にて、至極の働にて御坐候。

彌助とは後の元帥公爵大山巖。その從弟である。

五七 西郷吉之助の書簡に現はれたる開戦以後の情勢(二)

信吾彌助負傷

兩人は疵を不蒙候ては可追出と申置候處、兩人共十分の働いたし、疵を蒙り誠まことに悦よろこ敷ばしく、もうは勘當は不致、秘藏可致と相考申候。

此れは西郷一家關係の事ではあるが、如何に當時薩軍の士氣が旺盛であつたかを證す可き、且つは西郷其人が、全軍の士氣を鼓舞こぶ作興さくこうしつ、あつたかを知る可き一の資料と認む可きものだ。

吉二郎病氣引籠り

吉二郎には病氣にて引入居、氣の毒の事に御坐候。乍然御世話被成候義にては無御坐候間、御安心可被下候。

吉二郎はその次弟だ。彼は恒に西郷に代りて、其の家事を經紀したるもの。西郷は恒にそれを徳とし、それに感謝してゐた。後に北越の軍に従つて戦死した。

小兵衛の奮戦

小兵衛にはいまだ疵は不蒙候得共、六日八幡の戦にては、餘程相働申候。小兵衛はその末弟だ。彼は後に長兄と與に城山にて戦死した。要するに西郷兄弟一門皆な從軍してゐたのだ。

西郷出戦せず

此度は私には一向戦には不被出、八幡は要地難戦と相心得候付、先晩より窃ひそかに拔出候て參候處、無譯も打破、大慶此事に御坐候。三日の晩とたつた兩度戰場に參申候。

兩度とあるは、三日と六日兩度といふこと。固より單に好事の爲めでなく、士氣を鼓舞する爲めに、身を以て之に先するつもりにて、此度は出掛けたのであらう。軍の指揮者としては、伊地知正治などの適材があつたから、それには決して心配は無かつた筈だ。

八幡へ參り君公に叱らる

八幡へ參候節は、君公（島津忠義）より、大に御叱を蒙り候次第にて、頓と戦地へ不被臨、込こまり入候義に御坐候間、定て信吾（西郷從道） 杯より、かんどうを可申付と、殘念此事に御坐候。此旨急々一左右如此御坐候。以上。

正月十日

西郷吉之助

川口量次郎様

此の書簡は、又た他の意味に於て、西郷其人の性格が、自然に發露してゐる面白き一だ。彼が如何に其の子弟を操縱さうじゆう、鼓舞こぶしたかを知るばかりでなく、彼自身が

五七 西郷吉之助の書簡に現はれたる開戦以後の情勢(二)

如何に日本人に稀れなるユーモアを解得したる一人であるかを知る可き資料であらう。

第十章 戦争直後の内政

【五八】 土佐と薩長 (一)

薩長の功

如何に割引しても、公家に岩倉無く、武家に薩長無ければ、慶應三年十二月九日大號令の煥發も、慶應四年正月三日の開戦も、同六日朝敵征討大號令の宣布も、到底行はれ無かつたであらう。功罪何れにもせよ彼等に歸す可きは當然だ。而して此際土佐は果して如何の行動を爲したる乎。

大政返上論の影響

慶應の下半期に際して、薩長聯合は、愈よ實行的、活動的の園内に進みつゝ、あつた利那に、後藤象二郎の大政返上論は、横合より出で來つて、殆んど薩長人士を面喰はせ、西郷吉之助さへも、一時はそれに感服したと云はざる迄も、感興を持つまでになり、その爲めに、薩長の討幕的活動は、停頓の姿となつた。後藤の大政返上論の背後には、坂本龍馬の存在したることは、固より疑を容れない。

土佐の成

要するに此れは土佐に取りては、意外なる大成功であつた。折角薩長で仕組み、其の筋書は勿論、舞臺掛けまで出来たるところを、突如として狂言も舞臺も、土佐の爲めに、引き渡はれた。然も薩長は此れに對して、何等公然反對す可き理由を持たなかつた。今更ら土佐の大政返上論の動機を詮議する迄もあるまい。土佐は幕府には切つても切れない舊恩がある。山内家は信長以來の大名ではあるが、是を遠州掛川の六萬石から、土佐一國二十四萬二千石の國主に取り立てたのは、徳川氏だ。改革は必要だ、舊恩は忘れ難い。而して自然の趨勢に放任せん乎、天下は薩長の天下となりて、土佐の如きは、其の殘肴冷盃に預る他は無い。此に於て薩長の先手を打ち、併せて土佐の立場を無難に、且つ有效ならしむ可く、大賭博を張りたるが大政返上論だ。

然もそれが案外に善く中つた。それは對象者たる徳川慶喜が、宛も豫じめ申合せたる如く、それに共鳴したからだ。然も薩長はその儘決して指を銜へて、山内容堂や、後藤象二郎等の工作を見物するものでは無かつた。彼等は後藤の大政返上

薩長の返
上論利用土佐派の
弱味

論を、却て武力解決への拍車たらしめんと企て、之を沮止する代りに、寧ろ之を土佐派の止らんと欲する埒外までも推進せしめんと企てた。此れが所謂慶應三年十二月九日の大號令渙發だ。岩倉及び薩長側の強味は、恒に朝廷を其上に頂くことだ。土佐派は幕府の穩健派とは握手したが、朝廷に對しては、一指をも加ふる能はなかつた。此處に土佐派の弱味があつた。然も尾、越、藝、宇の如き、國事に周旋したる有力なる藩主は何れも容堂と全然同一と云はざる迄も、其の共鳴者であつた。されば若し之を衆議に諮る場合には、土佐派は固より多數を制したに相違無かつた。されど斯る非常時には決心したる小數者が、恒に優勢なる多數者を引ずり廻すが恒である。その爲めに土佐派は折角多くの味方を持ちつゝも、いざとなれば孤立の姿となり、遂ひに慶應三年十二月九日、小御所に於ける大評定に、徳川慶喜をも參朝せしめんとの見解は拒否せられ、岩倉、大久保等をして、其の豫定の筋書通りに實行せしむるの止む無きに到らしめた。此れは既記の通りである。

返上劇意
外の狂ひ

若し坂本龍馬をして、慶應三年十一月十五日、中岡慎太郎と與に、刺客の難に遭はざらしめたらんには、後藤の立場も坂本の支持によりて、有利に廻轉したるやも期す可からざりしも、今や後藤は孤掌鳴り難き感なき能はなかつた。而して折角の大政返上の大芝居も、開幕は、如何にも花々しかつたが、やがて大なる狂ひを生じて、其の筋書は―後藤等の眼中よりすれば―無茶苦茶となつた。詳に云へば大政返上論は、其の發論者たる土佐派の思ひ掛けなき、否な當初からそれを廻避したる、慶應四年正月三日の鳥羽、伏見の開戦となつた。

【五九】 土佐と薩長 (二)

容堂最後
迄努力

土佐派は最後まで戦ふた。正月三日開戦後に於ける、山内容堂の朝議の席に於ける見幕の如きは、既記の通りだ〔参照 三〕。然も彼は其の藩兵の戦闘に参加するを禁止し、之を目して薩長對會桑の私闘視したるが、然も其の藩兵の中には、乾退

助等の一味があつた。乾は西郷等と討幕の密約を結びたる者。彼は土佐にあつたが、其徒にして、少數ながらも戦闘に参加したる者あつたことは、是亦た既記の通りだ〔参照 六〕。されど在京土藩の主力は、固より容堂及び後藤等の手に存し、彼等は最後まで徳川慶喜を入朝せしめんと企てた。而して後藤象二郎、福岡藤次(孝弟)等は、左の一書を朝廷に上つた。

後藤福岡
上書

事今日に至り、陪臣私輩の如き者と雖、既に參與の末に加はり、拱手黙止罷在候も、實に以て奉恐入候次第、萬死を犯し、上言仕候。抑去三日軍争俄に起しより、勿劇忙擾、何の所定を不知候。夫官賊分明、征討條理相立候上は、軍の勝敗、固より不足論候へ共、萬々恐るゝ所あるは、勝敗に依て朝廷所立を御失被遊候に至り可申哉。如何となれば朝廷に背き、叛逆の名を甘んじて、擧兵候者は無之、何れ指す所あつて、忿兵相交るより、事此に至り候勢有之。傍觀の者の能所知に御坐候て、天下の公論竟に奈何と奉存候。

朝廷を敵とするにあらず、忿兵の忿争のみとは、後藤等の所見だ。而して此れも

亦た一種の見解だ。

故に戦争一勝一敗に依て、官賊換處、人心方向不定、皆敢て朝廷に不背として、別に見る所あるに至候ては、朝廷無所據、或は昔時源平二氏、朝夕互に受命候様の儀、萬々無之とも難申歟。是尤可患の大端に御坐候。是れ所謂る勝てば官軍、負くれば賊の意味であらう。

今一二藩を御頼み被遊、萬一敗軍候時は、恐多くも鳳輦遷幸の途に出ざるを得不得。若も所頼の一二藩護兵を以て、一方へ被爲入候に至ては、天下勤王の兵、遷幸の一方へ雲聚仕儀、當然に可有之候へども、一二藩竊去に歸し候ては、天下公論、何の所定あるや難計と奉存候。是實に可懼の至に御坐候。

此れは恐らくは薩長が、豫じめ御遷幸の事を内議して、萬一の際には、それを行ふことを、猜知したるが爲めではあるまい乎。

朝廷無偏の要

縦令一敗すとも、誰あつて皇居へ發砲致候者は無之候。斷然御動座被爲在

間敷、唯御頼み被遊候儀は、天下の公論に御坐候而、朝廷無偏無黨の正大を以て、被爲立候のみ。戦争中と雖も、遂に條理所に歸に歸して而止んと奉存候。

後藤等の立場から見れば、如何にも相應理由のある申分だ。けれども云はゞ證文の出し後れにて、今官軍が連戦連捷中、御動座の問題も、自然に立ち消えとなり、而して錦旗の向ふ所、草も木も皆な靡かぬものなき場合に於て、勝てば官軍、負くれば賊など、云ふても、勝味なき東軍に於ては、少くとも關西方面に於ては、今更ら是非も無き次第だ。

後藤福岡伏見に向ふ

尙ほ後藤は戦場の實況視察に託して、正月四日出掛けた。それは「戊辰日記」にも、「後藤、福岡、神山、辻、毛受、三岡等之諸參與と、願之上戦地を斥候す」とある通りだ。

後藤初心遂行熱中

伯(後藤)は戦争中晝夜御所に詰め切り居りしが、四日の午後、戦場視察と號して、福岡其他數騎と伏見街道に向ふ。伯は此際に至りても、なほ密使を下阪

せしめ、窃に慶喜に説きて、別路より單騎入朝し、罪を闕下に待たしめむと思ひしかど、其の目的を達する能はざりき。「伯爵後藤象二郎」之を見ても、如何に後藤が初心を遂行するに熱中したか、判知る。

【六〇】 土佐と薩長 (三)

山内容堂は、其の家老深尾鼎を、下阪せしめ、又た更らに會津藩と交際ある家臣坂井藤藏、野崎糾などを下阪せしめ、それぞれ周旋せしめんと試みたが、何れも其の目的を達するを得なかつた。然も正月六日、朝敵追討の大號令宣布の場合に際しても、山内容堂は、尙ほ最後の反対を試み、大いに抗論するところあつた。

正月六日朝議征討大號令を宣布せんことに決す。松平(山内)豊信(容堂)復た徳川氏が、薩摩、長門二藩と私闘たるとの説を持して、之を沮止せんと欲す。夜半具視は豊信が洛南大佛の旅館に往き、之を讓む。豊信、後藤象二郎之を論争

容堂最後
まで抗論

具視容堂
を讓む

して已まず。具視怫然色を作して曰く、朝議已に決し、徳川慶喜の罪を聲らし、以て四方に號令せんとす。而るに卿等猶ほ徳川氏を扶助し、其罪を回護せんと欲するは、抑何ぞや。若し必ず徳川氏を扶助せんと欲せば、速に治装し、部下の兵を率ゐて、大阪に赴援すべし。去就を決するは、旦日を出づるを得ず。具視直に馬を驅り朝に還る。少時を経て、象二郎馳せ來り、具視に謁して曰く、容堂は一意朝命を奉じて、征討に従事せんと欲す。象二郎をして敢て前言の失を謝せしむ。「岩倉公實記」

尙ほ山内容堂傳記には左の如く記してゐる。

岩倉公は扱てこそと、自ら侯の許にまゐられ、又も大議論に及ばれしが、公は形を改め、慶喜の反狀已に明白にはあらずや。斯ても朝旨に御不得心とならば速に下阪ありて、慶喜と進退を共にせらるべし。決して御恨みは申すまじ。只今迄の如くの御舉動にては、甚だ相濟まざる次第なりと、單刀直入に切り詰める。流石の侯も奏聞狀と云ふ何よりの證據に、今更内府(徳川慶喜)の爲めに辯

内府侯に
背く

すべき様なければ、事已に茲に至り申せし上からは、敢て朝命に違背致すまじとの確答に及ばれたり。嗚呼侯や内府に背かずして、内府實に侯に背く、記して伏見戦争の始末に至る。編者も亦侯の爲に、硯池淋漓として、同情の熱涙を禁じ得ざるものありき。〔鯨海醉侯〕

平和派諸藩容堂に追隨

岩倉朝命傳達

何れにしても其の心底は兎も角も、表面に於ては、山内容堂も、今は愈よ甲を脱ぐことゝなつた。而して土佐を首として、所謂る平和解決派の一味諸藩も、皆な一同之に追隨することゝなつた。而して正月七日追討の大號令は宣布せられた〔參照 四九〕。岩倉具視は、更らに口演して曰く「朝廷征討大號令を發すること、已に是の如し。聖慮素より寛仁を以て主と爲し給ふ。徳川氏の舊恩を懷ひ、敢て朝命に服せざる者は大阪に赴援し、若くは國に還り、糧食彈藥を大阪に輸送することを聽す。又王事に勤勞せんと欲するものは、輦下に留り以て命を待つ可し。諸臣が去就を決するは、各其意に任かす。當さに明八日辰刻(午前八時)を限り、之を奉答すべし」斯く岩倉は朝命を傳へた。「八日諸藩奉命書を上つり、皆王事に勤

勝敗の決り一髮にあ

勞せんと誓ふ」とある通り、此にて少くも京畿を中心とする大勢は、愈よ定つた。要するに薩長の武力解決派が勝つ乎、土佐、藝州、尾張、越前等の平和解決派が勝つ乎は、實に一髮の間にあつた。若し徳川慶喜にして、單身上京したらんには、武力解決派は、到底其の武力を逞しくする能はなかつたであらう。若し大阪側が鳥羽、伏見で勝利を得たらんには、土佐其他の意見が、容易に實行せられたであらう。但だ二者共に非、その爲めに武力解決派をして、其の豫定の計畫を、殆んど完全に遂行せしむるを得たのだ。されば山内容堂や、後藤象二郎等の態度を目して、徒らに曖昧であり、模稜であり、不鮮明であり、口に勤王を唱へて、腹は佐幕である杯と云ふは、要するに成敗の跡に就ての立言にして、彼等には彼等相當の見識があつた。但だそれが時機を失したに過ぎないのだ。

【六一】 農商への告示

幕領を御料となすの告諭

今や朝議は岩倉具視を中心とし、薩の大久保一藏、長の廣澤兵助等之を翼け、自餘議定、上參與、下參與の集議にて、それぞれ舉行せられ、大體に於て、各種の異分子を混和し、若しくは同化し、其の方針に於ても、自から一致し來つた。而して軍務以外の政務としては、内政、外政の二面である。朝廷は征討大號令の宣布と同時に、舊幕府領地を、御料と爲すの告諭書を揭示した。

農 商 へ

慶喜恭順

徳川慶喜天下の形勢、やむことを得ざるを察し、大政返上、將軍職辭退奉願候に付、其旨被聞召候處、兼々大政返上と申のみにて、土地人民返上の實效も無之候に付、尾、越二藩を以て、御沙汰之次第も有之候處、其節慶喜に於ては奉畏入候得共、麾下竝會桑の者共承服不仕、萬一如何様之事出來候哉も難計候に付、取押之儀、精々盡力仕居候旨言上に及び候間、朝廷には慶

喜誠に恭順罷在候儀と被思召、是迄の罪は不被爲問、列藩之上座にも可被仰付候哉之處。

此れは朝廷の寛大なる思召を云ふ。要するに從來政治に一切没交渉の農商人民に向つて、大政の方針を告示すると云ふ一事は、天下と與に天下の政を爲すの端緒にして、此の告示は、其の理由によりて、大なる意義あるものと云はねばならぬ。

計らずも謀叛

豈に計んや、鎮撫之爲とて、大阪城中へ引取候は、元より僞りの謀にて、去る三日麾下之者を引連れ、剩へ前に歸國被仰付候會桑等を先鋒として、闕下を犯し奉る勢、現在彼より兵端を開き候上は、慶喜之謀叛明白に相分り候。

此れは慶喜が謀反を云ふ。兵を率ゐて入京したるを以て、果して謀反の證據とす可き乎、否乎。當時大小の差こそあれ、何れの大名も皆な兵を率ゐて入京した。兵端を開きたる者は彼れであつたか、我であつたか、それは水掛論だ。

尤始終朝廷を欺き奉り候段、大逆無道、其罪逃れがたく、最早朝廷に於て、御

朝廷欺罔の罪

六一 農商への告示

宥免被遊候道も絶果て、やむことを得させられず、御追討被仰出候。

大逆無道の四字は、慶喜は到底心から承服は出来まい。若し彼に罪ありとせば微力にして、部下を統制する克はなかつた一事だ。それを目して、大逆無道とは、餘りに過酷の罪名だ。されど當時朝廷は只だ征討に是れ急なる場合であつたら、此れも政略の上から餘儀無きものであつたであらう。

悔悟の者
寛容

一度兵端相開候上は、速に賊徒誅戮、萬民塗炭の苦みを救はせられ度叡慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍被仰付候に付ては、是迄前後之心得もなく打過、或は二心を抱き、或は賊徒に従ひ居候者たり共、實に悔悟いたし、朝廷御用に相立度存込候者は、寛大之思食にて、御取用可被爲在候。

此れは朝廷の寛仁大度の思召を宣揚したるもの。

天領を御
料に復す

且是迄徳川支配いたし候地所を天領と稱し居候は、言語道斷之儀に候。此度往古の如く、總て天朝の御料に復し、眞の天領に相成候間、左様相心得べく候。尤此時に至り、大義を辨へず、賊徒と謀を通じ、或は殘黨をかくし置候者は、

朝敵同様、嚴刑に可被處候間、心得違無之様可致候事。

幕府領を天領と稱するの僭妄なるは勿論のことだ。然も幕府時代は凡有る僭妄をもて充滿してゐた。此れは才かに其の一例に過ぎなかつた。今や三百年に垂んとする僭妄の徳川幕府も、愈よ其の年貢を收む可き時節が到來したのだ。徳川慶喜は、其の祖先歴代に代りて、其の責任の一切を引き受くる苦しき役目に該當した。

第十一章 戦争直後の對外問題

【六二】 大阪側より各國公使への告知

第三者の勢力

當時京都側でも、大阪側でも、閑却し能はなかつたのは、第三者の勢力だ。第三者とは、外國公使及び一切の外人を總稱するものだ。彼等は日本に在りて、隱然一敵國の姿をなし、彼等の向背如何は、京都側にも、大阪側にも、容易ならぬ影響がある可きは、双方の重なる人々が、蚤くも洞察したる所にして、何れも其の方面に、それぞれ渡りをつく可く努力したことは云ふ迄もなかつた。

朝幕共外使手當

徳川慶喜が慶應三年十二月十二日二條城を去りて、大阪城に入るや、直ちに各國公使等に向つて、彼の立場を正認せしむ可く、彼等を引見して、通告する所あつた〔参照 六六冊 一一一五〕。而して京都側も、それぞれ對抗運動に付て、著手した〔参照 六六冊 六一一〕。彼等に取りては、出來得可くんば、各其の立場に同情

大阪側の
外使通告

し、若しくは諒解し、少くとも反感や、誤解を持たしめざる様に、各自に勵めた。然も大阪側にせよ、京都側にせよ、獨立國の體面を害する程度に矩を踰えて、其の援助を哀願、若しくは要請せざりし一事は、大いに多とす可きものありて、之を特筆せねばならぬ。扱て鳥羽、伏見の戰報に接するや、大阪側では、左の通告を、外國諸公使に與へた。

以書狀致啓上候。然ば我國政體變革之儀に付、兼て御面晤におよび置候通、大君殿下、千辛萬苦、誠意を以、御盡力被遊候得共、松平修理大夫家來之暴行、愈熾に相成、就ては此程兩度迄も奏聞におよび候上、近々御上洛可被遊迎、不取敢御先供發途、去る三日、鳥羽街道へ行掛候節、修理大夫家來共、無謂差止候而已ならず、發砲におよび候より、遂に戦争相成、互に勝敗有之候處、昨今僞勅を以て、諸藩を煽動し、逆威大に張り、官軍少しく不利に有之、賊徒追々侵來之趣にも相聞候に付。

六二 大阪側より各國公使への告知

此處に官軍とあるは大阪側で、賊徒とあるは京都側だ。即ち官賊の名稱は、開戦當時に於ては、双方共に我を官とし、彼を賊としたることが判かる。されば少くとも其の結論に於ては、當時の流行語であつた「勝てば官軍、負くれば賊」の文句が、その通りに實行せられた。

自衛の要

精々防禦追討之手配、益嚴重いたし候得共、自然當表迄も襲來致候哉も難計候に付、此方に於ては勿論、十分之力を盡し、御保護可及候得共、貴様方にも、貴國之御旗章御守護之方略有之度、右は今日之場合、別て御懇親之衷情相表し度、此上増々御懇親之段は、双方之最祈念する所に候條は、言語を待たざる所にて候。

外人傍若無人の端

此れは徳川幕府としては、如何にも意氣地なき申分であるが、彼等は自から其力の不足なるを知り、其力を以て、外人を保護するの餘裕なきを認め、「貴國之御旗章御守護之方略有之度」などの弱音を吐くに至つたのだ。此れでは外人は自力で自國の旗章を守るの外はあるまい。此の如くして外人の日本國內に於ける、傍

若無人の行動を敢てするの端を啓くに至つたと云ふも不可あるまい。けれども當時の徳川氏としては、此に止つただけが先づ取柄であらう。

右は昨今之形勢可及御報告 旁此段申進候。右可得御意、如斯に御座候。以上。

正月 六日

板倉伊賀守
酒井雅樂頭

英、佛、米、蘭、幸、伊公使名當閣下

大阪側の士氣沮喪

之を慶應三年十二月十六日、徳川慶喜が六國公使を大阪城に引見し、政體變革の事を説き、各國交際の事は、自から之に當る旨を演述したる當時に比すれば、僅三週以内にて、殆んど隔世の感がある。如何に鳥羽、伏見以來の敗戦に、大阪側の士氣の沮喪し、慶喜自身が、全く別人の如く其の心機が一變したかゞ想像せらるゝ。

六二 大阪側より各國公使への告知

朝廷對外
施設重視

朝廷側に於ても、對外の施設に就ては、決して閑却しなかつた。大久保日記に曰く、

【六三】 新政府が遭遇したる最初の外交事件

一 九日 今早朝、岩倉卿に參殿、御紙面御認相成候。九時より參朝、三條公外國掛、東久世卿同斷之儀、尙亦言上候。今日評議不相決、暮過より退散、出殿。

とあれば、如何に大久保が此事に焦慮しつゝあつたかゞ判知る。而して更らに曰く、

一 十一日晝時分參朝、外國布令、就遲引、三條公、岩倉公に云々言上之處、早速岩下氏今日發足之都合御運相成、後藤は明後朝發之賦。三條公は先御下阪無之、東久世公御下阪故、外國掛にて御取扱有之候筈。

外國事務
總裁任命

と。されば朝議も漸く大久保の意見通りに行はれ來つたものと察せらるゝ。朝廷に於ては正月九日、議定三條實美、岩倉具視を以て、副總裁となし―總裁は有栖川宮熾仁親王故の如し―征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王を以て、外國事務總裁を兼ね、三條實美及び參與東久世通禧、岩下左次右衛門（方平）、後藤象二郎を外國事務取調掛に任じた。而して彼等がそれぞれ其の任務に就いたる次第は、大久保日記所掲の通りであつたと察せらるゝ。

備前兵の
外人殺傷

大久保の心配は無用でなかつた。それは正月十一日には、果然神戸に於ける備前兵の外人殺傷事件が出來した。而して之に對して、外人等は、直ちに左の如き通告書を發した。

本日松平備前守（池田章政）家臣池田伊勢、日置帶刀、神戸町通行之節、右兩人供之内より、無故槍戟砲器を以て、外國人を襲候は、何故に候哉。早速申譯に罷出可申候。若各國公使とも満足する様、申譯不相立に於ては、彌列國に對し、干戈を動し度御見定め、猶外國よりして處置に可及候。左候ては只備

六三 新政府が遭遇したる最初の外交事件

前藩に不限、日本國中之大災難に可相成候事。

正月十一日

右各國公使より被申出候事。

外人非常
見幕

如何にも尋常ならざる見幕だ。果して「無故」外人を襲ひたるもの乎、否乎。その事實の詮議は姑く措き、如何に其の文句が威嚇的であるかは、其の原文を見れば、猶更ら分明だ。

You must immediately come forward and explain this matter. If full representation be not given, it will be assumed that you are the enemy of foreign nation, who will take measures to punish the outrage.

如何にも威丈高な廣言である。而して最後に、

It must be borne in mind that this matter will then concern not only the Bizen clan, but may also cause grave trouble to the whole of Japan.

斯る威し文句を突き附けられては、新政府が、如何に狼狽し、如何に閉口し、如

朝廷の狼
狽

何に當惑したる乎は、固より想像に餘りある。而して外人側では、矢次早にそれく其の通告をした。

日本蒸氣
船差押

昨日備前人數亂妨により、各國軍艦よりして兵庫港内碇泊之日本人所持之蒸氣船差押候。右は昨日各國公使より被申出候通、備前藩に不限、惣而日本國中諸藩に關係有之に依而也。

正月十二日

右各國公使より被申出候事。

此れも随分不穩の措置だ。

昨日松平備前守人數亂妨いたし候に付、各國より夫々處置に及び候得共、決して町方村方之者共には關係無之事に付、夫々安穩に致渡世、騒敷儀一切無之様可致事。

朝廷の町
村方安諭

正月十二日

右各國公使より被申出候事。

六三 新政府が遭遇したる最初の外交事件

此れは餘りに騒ぎが仰山おもんばかなるを慮りてのことであらう。

昨日松平備前守家臣らんぼう亂妨に付、各國に夫々警備致居候へども、兵器を携へ候もの並に帶刀人之外は、無滞通行可致事。

正月十二日

右各國公使より被申出候事。

以上を見ても、如何に其騒ぎが尋常でなかつたか判知る。

【六四】 備前兵神戸事件の真相 (一)

外人の挑發

抑も此の事件は、双方の誤解、若しくは不注意より生じたる、云はゞ思ひ掛けなき怪我けがにして、決して外交團の稱する「故無くして」日本人が外人を殺害したるものではない。有體ありていに云へば其故は十分にあつた。但だそれに就ても、日本人の措置そちが決して良好とは云ひ難きものがあつた。外交團は「挑發者なしに」と云ふ

事件の大略

てゐるが、挑發は確かにあつた。但だそれが外人に於ても、故意に挑發したものと断ずる譯わけには參らないだけのことだ。然も故意にせよ、故意ならざるにせよ、挑發は挑發だ。

今ま其の真相を掲げんに、池田章政家記に曰く、

丁卯十二月、攝州西宮警衛被_レ仰付_一候に付、右警衛家老日置帶刀へ申付、帶刀儀、戊辰正月四日、同勢召連、岡山出立、十一日攝州神戸町通行之砌みぎり、先手共既に外國人居留地へ差掛り候折柄、外國人兩人、横合より猥みだりに同勢之中へ割込わりこみ候に付、種々相制候得共、聞入不申候處より、無據及_レ刺撃、遂に發砲に至り、彼よりも兵隊繰出へいたいくりだし、一時搏合候得共、素々不慮之事より差起候儀に付、帶刀儀は山手へ引揚、物分れに相成申候。恐らくは此れが事件の大筋であり、事實の大綱であらう。尙ほ外人側の所記によれば、左の如し。

外人の所記

千八百六十八年第二月四日(慶應四年一月明治元年正月十一日)火曜日、同勢百五十人に

て、九つ半の比(午後一時比)乗物官道を通る。之を尋るに、肥前大村侯長崎より登阪之由。行列甚靜謐なり。次に來る者は、大に是と異なり。午後直に日本人百五十人計、鎗ライフルを以て固め、且小野戰砲を曳て、兵庫よりカーベ(神戸)に入る。此中一人奇麗なる者、高官の者と見えたり。騎馬之士は、備前の家臣池田伊勢也。又一人はヘイキ(日置)帶刀也。本陣凡六百人、兵庫に在り。又人數若干、一里餘後に在り。先陣カーベ(神戸)の官道を通る比、コルリンスといふ外國人、立て穩に之を見て在る時、下に居れとの聲を聞に、土人皆地に膝まづく。役人コルリンスの立たるを見て、一人來りて令を繰返し、銃口を以て、彼を墻に壓す。然れどもコルリンス逃去たり。又シル、ハルリ・パークス(Sir Harry Parkes)の騎兵二人、日本僕一人從ふて、徒(歩)にて銃を携へず在り。役人かの僕を引止め、二人の外國人は兵卒なること、彼は僕人なることを聞き、銃を僕の腹に突當て、引金を引たれども幸に火移らず、僕逃れ去たり。此れまでは先づ無事であつた。羅馬に入りては、羅馬に隨へと云ふ。日本には日

雙方の不注意

本の風俗がある。當時の士人が通行するには、その作法があつた。それを勵行することは、士人に取りて、決して無法でも、亂妨でも無かつた。文久二年八月二十一日の生麥事件も、亦た外人が日本大名の行列を妨げたるが爲めに、死傷を加へられ、遂ひに英薩戦争とまで發展した。日本人としても其の常識の缺乏を暴露したる一點は申譯が無い。少くとも其の幹部たるものが、豫じめ斯る事件を出來せざる様注意すれば、自から警戒の方便もあつたに相違ない。然も外人居留地の附近を、尋常普通の官道同様、何等警戒する所なく通行したから、双方の不注意、若しくは誤解から、不慮の事件を出來せしめたのだ。

然も更らに一皮剥いで、其の真相を観察すれば、外人等が、自から優越感を以て、日本國と日本國民とに臨み、且つ臨みつゝあつたことが、其の眞因だ。其國に入れば、其國の俗を問はねばならぬ。それを無視して、自國流儀を他國に在りて押し通さんとするに於て、不慮の災難は、自然に降下するものだ。

外人の優越感

【六五】 備前兵神戸事件の真相 (二)

事件は更らに進行した。

行列横断

佛水手二人、ヘイトリー、リニサルの家より、ミンカルトの店に行たりしに、行列の通り終るを待つことを欲せず、行列を横ぎりて通りたり。家臣の家來、馬を飛下り、手を以て下知す。土人皆膝まづき、鎗を携ふる者鞘をはづし、佛水手の一人に逼り、殆んど之を刺さんとす。一人の水夫手を以て鎗を握り、疵つきながら友を救ふて遁る。

土人とあるは、日本人のことだ。扱も彼等佛國水夫二名は、行列を横切らんとしたから、斯る憂目に遭ふたのだ。

銃日本人放

日本人銃を放發し、差別なく外國人を見て放發す。然れども幸にして外國人死するもの二人に過ぎず。佛水手一人傷を被むり、合衆國方ネイダ船の年十八(原文脱誤あり)肩に銃丸中り、昨日迄は之を抜くこと能はず。此放發中、シル、

ハルリー・パークス (Sir Harry Parks) 護卒一人從へて在しに、銃丸數度近づきたり。パークス、コンシユル(領事)館に行て、事件を告げ、外國人騒ぐ(原文脱誤あらん)。彼人列を離れて放發す。一人の銃丸覗ひ高く、外國旗を撃かと思ふばかり。又或外國人白刃の鎗を見て、怪しく思ひ、走りて其朋友に告ぐる。此において風聞諸方に廣まる。

其の責任者

果然大騒動となつた。而して斯る騒動は、誰が製造したる乎、何故に起りし乎。若し公平に審判したらんには、未だ必ずしも備前兵を以て其の全曲者であり、全罪人であり、而して全責任を負はねばならぬものと斷定す可きものでなきことは自から分明であらう。若し外人にして日本の風俗を蹂躪して、日本人をして侮辱と感せしめ、その侮辱を恢復する爲めには、武器にかけても用捨は出來ぬとまで覺悟せしめ無かつたならば、何事もなく、安靜、平穩であつたことは、毫も疑を容れないのだ。

英コンシユル(領事)館より合圖あり。リウテナント、ブラッドシヨウ、リウテ

ナント、ブリウス、第九の部兵を卒して、居留地に驅來り、二隊に分れ、ブリウスは官道を下り、ブラッドショウは、大阪街道を進む。一里ばかり進んで日本兵に追及ぶ。日本兵返し戦ひ、暫して小部分に分れ、山の方へ逃去たり。英軍の左に亞佛海軍あり、シル、ハルリー・パークス(Sir Harry Parkes)騎兵を以て日本兵を追ひ、小野戦砲二門を奪ふ。此時英兵上陸、亞(合衆國)兵と共に日本兵を追ふ。日本兵餘程狼狽せしと見え、荷物打捨あり、陣笠鞋まで遺したり。外國兵數時間徘徊したれども、敵に出會せず、カーベ(神戸)に返る。カーベ(神戸)の一方に在りし備前本陣、聖朝二字(時)比、裏路より、近き山に遁れたり。〔慶明雜錄〕

此れは外人の筆になりたるものにして、全く正鵠を得たるものではあるまいが、其の大體に就ては、大なる誤謬はあるまいと察せらるる。若し狼狽と云へば、日本人よりも外國人の方が、却て狼狽したものであらう。一寸したる出來事に、列國の士を繰り出すなど、餘りに事を仰山ならしめたのは、如何にも合點の行かぬ

事だ。パークス其人が、例の氣性にて、や、逆上氣味があつて、斯る指圖をしたものではないかと察せらるる。然も彼等が此れが爲めに兵庫港内碇泊の日本人所持の蒸汽船を差押ふるが如き高壓手段を敢てするに至つては、如何にも狼狽の極である云はずんば、到底常識もて、判斷の出來ない事だ。

尙ほ池田章政は、此の一件に就き、正月十四日付にて、左の届書を提出した。此處西宮御警衛被仰付候に付、人數出張爲致候處へ、去る十一日家老日置帶刀同勢召連、攝津神戸町通行之砌、外國人より理不盡之所行有之候處より、互に及發砲候段申越候。委細之儀は帶刀より可申上候得ども、右之趣、不取敢御届申上候。以上。

正月十四日

備前少將

外國人よりは故無くして(Without provocation)と云ひ、我よりは理不盡と云ふ。何れも水掛論に過ぎない。要するに事件の起りは、双方の誤解、若しくは不注意より生じたることは勿論だ。

【六六】 對外和親の國是

日置帶刀
始末書

尙ほ日置帶刀より差出したる始末書によれば、概略左の通りだ。

去る十一日(慶應四年—明治元年正月)西宮に爲出張兵庫驛出立、同勢繰出し、神戸村通行之砌、先行列之中間に、外國人兩人左手より右に通懸候に付、差押候内、通詞之者相止申候。尙又壹人右手より左に通懸候に付、差押候處、次之隊に懸り割込候に付、色々取扱、手間似等を以て、供先に相廻候様申諭候處、殊更憤怒顔色にて、大聲を發し、理不盡に押通り、同時左手人家よりも壹人、短銃を以て出合、狙懸候に付、其場之勢不得已、道具を以て突懸候處、淺手に御座候哉、何れも屋内に逃込、其儘追掛候處、裏口より供先を濱手に相廻り申し、先手之銃隊共、右之舉動を見受、直に搏出し候に付、精々相制候内、自餘も濱手より及發砲候に付、一先人數を、山手に繰込見合候内、外國人共更

に銃卒押出し、頻々搏掛候に付、尙又此方より及發砲申候。尤右は不慮之義より差起、此上大事に立至不申様、早々人數引揚申候。

辰 正月

外人の高
壓的言動

此れが日本側、否な當事者側からの上申書にて、事實全く此通りとして受取つて差支なきものであらう。されば此の問題は、要するに双方の意志不通より發生したることにて、豫じめ斯る事件を發生せざらしめんとせば、其の方便や、手段も皆無では無かつたであらうと思はるゝも、發生したからには致方が無い。唯だ此上は双方穩便に善後の策を施す可きのみだ。然るに外人側は威丈高になつて日本側に喰つて掛り、凡有る高壓的言動を逞うし、而して日本側では、時方さに京都側、江戸側對立の際であつたから、京都側即ち朝廷側では、只管ら外人の瞞りを宥めんことを是れ事とするに到つたのは、止むを得ざる事情とは云へ、遺憾の次第であつた。

朝廷對外
方針布告

扱も朝廷に於ては、一月十五日付にて、外交に關して、左の布告書を、換發せら

六六 對外和親の國是

れた。

外國之儀は、先帝多年之宸憂しんいうに被爲レ在候處、幕府從來之失錯しつさくにより、因循いんじゆん今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠まことに不被爲レ得止、此度朝議之上、斷然和親條約被爲レ取結候。就ては上下一致、疑惑を不生、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光輝くわうきせしめ、祖宗先帝之神靈しんれいに對答可レ被遊レ叡慮いに候間、天下列藩士民に至る迄、此旨を奉戴し、心力を盡し、勉勵可レ有之候事。

但是迄於幕府取結候條約之中、弊害有之候件々、利害得失、公議之上御改革可レ被爲レ在候。猶外國交際之儀は、宇内之公法を以、取扱可レ有之候間、此段心得可レ申候事。

朝廷の大轉向

此れは實に朝廷が對外方針に就て、若し一大轉向と云ふを得ずんば、一大宣告と云ふに餘りあるものだ。此に就ては攘夷一點張りにて、その爲に浮身を窶やつし來れる徒輩に取りては、一大失望、一大幻滅げんめつを感じたるかと察せらるゝ。即ち岩倉具視いわたかくの懷刀ふところであつた玉松操たままつが、奸雄かんじゆうの爲めに賣られたと大息したのも、強あながち不思

東久世の通達

議は無い。而して斯く大息たいそくしたるものは、決して玉松一人では無かつたであらう。然も此の一令によつて、朝廷の對外國たいくわいこく是は大に定つたと云はねばならぬ。而して同日參與外國事務取調ひがしくせみちとみ東久世通禧ちゆうしの名を以て、左の如く通達した。

各 通

長 州

薩 州

此節外國御交際之儀、格別御大切之場合に付、專信義を本と被遊候御趣意に就ては、外國人居住地通行之節、彼へ對し、無禮不法之振舞無之様、嚴重に取締可レ致事。

正月十五日

東久世前少將

此れは薩長二藩への通達であるが、他藩も亦た之に準據じゆんきよす可きは、固より論を俟たず。要するに日置帶刀一行の外人と衝突しやうとつ一件は、未だ必らずしも羹あつものに懲りて膽なますを吹く程ではなかつたにせよ、多少の衝動しやうどうを、新政府に與へたのは、決して疑を

六六 對外和親の國是

二五九

容れない。

第十二章 神戸事件の交渉

【六七】 神戸に於ける彼我の會見 (一)

彼我會見
人名

日置帶刀の一件は、恐らくは新政府に向つて、少からざる對外的實物教育を與へたであらう。而して此の事件の刺戟は、新政府をして、内を警戒し、外を緩和するの策の等閑ならざるを自覺せしめたであらう。何は兎もあれ正月十五日には、參與外國事務取調掛東久世通禧は、參與岩下左次右衛門(方平)及び寺島陶藏(宗則)、吉井幸輔(友實)、伊藤俊輔(博文)、片野十郎、陸奥陽之助(宗光)を率ゐて、外國公使と神戸に於て會見した。佛國全權公使レオン・ロツシユ、英國特派全權公使兼總領事サー・ハーリー・バークス、伊國特派全權公使コント・ドラ・トゥール、米國辨理公使アル・ビー・フォン・ファルケンボルク、李國代理公使エム・フォン・ブランド、蘭國公務代理總領事ドラグラフ・ファン・ボルスプロック等と評

六七 神戸に於ける彼我の會見(一)

議し、各國公使をして神戸の守兵を撤せしめ、拘留の船舶を解かしめ、薩長二藩兵をして、神戸を護らしむることとした。今ま其の應接の要領を掲げんに曰く、

應接概略

應接概略

勅使曰く、今日は天皇より各國へ布告の爲に参りたり。

右御演舌ありて、御布告書、各國公使へ渡さる。

佛公使曰く、佛國公使は、日本に在留すること尤も多年なるを以て、各國公使に代り、應接を演舌せんことを願ふ。乃曰く、自今天皇御國政を執り、御全國治平に及ばず、各國共に悦ぶ所なり。

東久世の所謂る布告は、皇政復古を意味するが故に、斯く佛國公使は一同を代表して答へた。

勅使曰く、天皇親ら國政を裁するに於て、固より全國信服するは論なきなり。

各國公使曰く、天皇親ら政權を執るの以後、其政令既に全國に及びしや。亦有司に命じ、外國事務を司らしむ。何人が其任を得たるや。

外國事務掛人名を問はる

追々と彼より突き込み來る。

勅使曰く、仁和寺宮、外國事務總裁を蒙り、其餘京師に於ても、其任を蒙るものあり。且政令の事は、近日徳川慶喜反逆の次第ありて、未だ政令を全國に布くに至らざれども、不日に追討平定せん。

此間に外國事務掛、公卿諸侯等の姓名を達す。

各國公使曰く、御布告の文に、徳川氏政權を返す云々と云ふ。然るに今勅使の言に曰く、徳川慶喜反逆云々。然るに今日猶内亂中なるや。

内亂か否か

漸次に迫り來る。

勅使曰く、慶喜江戸に還り、罪を待つと云ふ。然るに未だ其服従するの状を見ず。

各國公使曰く、徳川慶喜、江戸にあり、罪を待つと云ふ。然るに猶征討せらるるや。

更らに愈よ迫り來る。

勅使曰く、今現に使節を江戸に遣す、而るに未だ其返答を得ず。東久世の返答も、や、苦しくなつて來た。

各國公使曰く、今日差當り、此地に一事件あり。其譯は先日備前侯の家臣、途中云々の事あり、故に不得止事、各國兵士を出し警固して安全を圖る。此は總體の規則にもなけれども、止を得ざるの事なれば、此の處置は如何なるや。問題は愈よ日置帶刀の一件に入る。流石に外人等も、兵を出して、神戸を占領したるが如き情態に就ては、穩當でないと自覺したのであらう。

勅使曰く、以後日本政府より當地を警備すべし。

各國公使曰く、政府より御警衛あれば、如何様の事件起りても、政府に引受らるゝや。

勅使曰く、固よりなり。

此の如く談判は追々と實際問題に入り來つた。即ち會見が單純なる儀禮一式でなく、愈よ本格的に外交問題の處理に進んだのだ。

備前兵問題

警衛責任者

【六八】 神戸に於ける彼我の會見 (二)

東久世通禧等と、佛、英、伊、米、李、蘭等の代表者との會談は以下につゞく。

勅使曰く、今日の布告の勅書は、直に各の本國、帝王臣民に布告せらるゝや。

各國公使曰く、唯今御尋の一條は、追て貴答可致なれど、前に云へる備前の事は、猥りに各國人へ亂妨云々、以後天皇御親政の事なれば、必ず政府に於て

御所置になるや。

勅使曰く、固より然り。

問題は彌よ日置帶刀事件に入つた。各國公使の腹は、此の一件にて一になつてゐた。

各國公使曰く、備前亂妨の事に及ては、談ずるも怒に堪ざる次第なり。況や各國公使に對し、砲發の事情等、全く文明の國に於て有る可らざることなり。

六八 神戸に於ける彼我の會見(二)

備前兵處置問題

彼等は唯だ對手側の不都合のみを論じ、脚下照顧を閑却してゐる。

勅使曰く、此處置は、各國の公論に任せ、且つ天皇の親裁をも受く可し。

我は全く受太刀となつてゐる。

各國公使曰く、備前亂妨所業は、下賤の者の作業にも非ず、乃ち一大諸侯の大臣

自らする事なれば、今は外國守固の兵を解くの後、日本政府の守衛を得れば、

決して右様の亂妨の事有る間敷や。

勅使曰く、今日當所警衛の事、薩、長兩國に命ず。以後右様の義、決して有る可

らず。

此間に薩、長に命せられたる御書付を各國公使にみせる。

各國公使曰く、然ば自後如何様の事出來するとも、天皇の政府に於て、御引受

なるや。

勅使曰く、然り。

朝廷の威信始めて、各國公使の上に明白となつて來た。

警衛薩長
一任

違約の警
告

各國公使曰く、此六人は、六國の公使なれば、貴國と和親交信せんこと幸甚なれども、自後若し御違約等の事あれば、大に貴國の大事に及ばん。

威嚇一番。

勅使曰く、固よりなり。然れども今日談判する所は、特に兵庫港のみに就て云

ふのみ。横濱其餘の諸港は、未だ政令の行れ難きもあらん。併し是等も、不日

に天皇の政府に歸するやうあるべし。

當時の朝廷の政令は、兵庫港のみに行はれ、横濱にも、長崎にも、函館にも未だ

及んでゐないのだ。

各國公使曰く、固より天皇御政令の行はるゝの土地に就て云ふなり。

又曰く、今日薩侯、長侯に當地の警衛を命せられたることを、市中村中に觸れ

られたし。且備前亂妨の事は、各國の公論を受け、天皇の親答ある可きの仰な

れば、唯今直に口舌を以て、申演難し。近日の中、熟考の上、書取を以て申上

べし。

問題兵庫
に局限

備前問題は、他日に譲ることとした。彼等公使等は、此の問題に就て、日本に手
緊しく談判せんとの下心あつたからだ。

勅使曰く、諾。

又曰く、以後薩、長兩藩を以て、當地を警衛すれば、外國人の安全は勿論の事
なれば、願くは當地在留の外國人よりも、日本人へ對し、亂妨なきやう、各よ
り達せられたし。

此れは如何にも尤もなる注文だ。喧嘩兩成敗とは、我邦に於ては、昔からの慣行
だ。今後の治安を維持するには、一方のみにてなく、双方共に其の心掛けが大切
だ。

各國公使皆曰く、早速相達すべし。

勅使曰く、近日、日本諸侯の蒸氣船六艘を、外國へ取押へられたるの事は、如
何の所置なるや。

此れは當然の質問と云はんよりは、寧ろ詰問だ。凡そ亂妨と云へば、此れ以上の

亂妨はあるまい。

【六九】 神戸に於ける彼我の會見 (三)

外人答辯
各國公使曰く、先日備前亂妨の砌は、未だ政府の御布告もなき間なれば、先づ
右の船を引留置たり。併し今日より萬事政府に御引受となれば、早速夫々返却
すべし。

これは當然の事だ。

又曰く、東久世卿に、兩三日間は、當地(神戸)に在留致さるゝことを願ふ。其
譯は各國人をして安心せしめんが爲なり。

勅使曰く、諾。尙此地全權の者交代するまでは滞在すべし。

兵庫は新政府に取りては、實に外交の要衝であつた。さればやがて伊藤博文が其
の知事に任せられたのも、適材を適所に用ひたる所以であらう。

各國公使曰く、先日より各國の公使、商人、大阪に滞在する處、彼地の變によ

日本人に
對する治
安

日本蒸氣
船取押を
責む

東久世卿
に滞在を乞
ふ

りて、此處に來る。然るに當所には在留の家も無之故に、速に歸阪せんことを願ふ。猶再び御案内を待つべきや。

勅使曰く、彼地も未だ混雜相止ざる中の事なれば、追て此方より案内すべし。

各國公使曰く、然ば御案内まで待つべし。然れども歸阪の上は當地同様御守衛等あるべきや。

勅使曰く、諾。然り。

大阪は未だ混雜中だ。

政府政令
不行渡の
港

各國公使曰く、先刻の御談判の政令未だ行はれざる開港の諸港とは、何等の土地なるや。

勅使曰く、横濱、長崎、箱館の三港なり。尤も長崎は速に處置すべけれども、

横濱は何時より支配することを言ひ難し。

箱根以東は、形勢混雜、未だ其の消息を詳悉し難し。長崎は已に近く新政府の管轄に歸せんとす。

各國公使曰く、長崎は近日より御處置になるなれば、彼地に住する外國人へ、

怪我等無之様に其長官に命せられたし。

勅使曰く、諾。

各國公使曰く、今日の御應接によりて、各國公使も大に安心し、幸甚なり。

勅使曰く、彼の布告の勅書は、直ちに本國に送らるゝや。

各國公使曰く、諾。速に達すべし。

新政府の方に於て、尤も貴重としたるところは、其の布告の傳達だ。此によりて新政府の立場を、和親各國に明白ならしめんが爲めだ。是れ我が代表者が、此の一事に於て、各國公使の注意を促がしたる所以だ。

勅使曰く、今日應接する所は、先、前條の如し。猶貴方より、談判の事あれば承るべし。

各國公使曰く、今日は先、別條申上ることなし。

勅使曰く、今日は各國公使に面會いたし、甚だ満足に存ず。猶委細速に天皇に

布告勅書
本國へ傳
達を求む

奏聞すべし。

以上が双方問答の概略だ。

東久世
京都への
通報

此に就て東久世通禧自身が、正月十六日附にて、京都へ通報したところによれば、本月十五日、從第十二字(時)乗船、神戸運上所にて、六ヶ國公使へ別紙(上掲)之通應接談判相遂げ、至極都合宜、大綱領は相濟、細目は隨て可遂談候。と云ひ、自から満足を表してゐる。

(前略) 委細は陸奥陽之助指上候間、御聞取可被下候。徳川閣老と多年應接有之候得共、今日之如き、斷然たる應接は無しと、公使共申居候。全皇威之然らしむる處とは申ながら、岩下、伊藤、寺島、岸(吉井の誤?)之周旋にて程能候間、不取敢宮より被下之趣を以て、一人前貳千匹宛、酒肴料遣置候。各宿屋に居候間、酒呑候也。尙又御指含可被下候。通禧舌頭一轉、治亂之堺に關係致し、實に不肖之身、心痛無此上候。と云うてゐる。如何にも當人も言謙にして意満つの趣がある。

【七〇】 會見に關する吉井幸輔の觀察

吉井所記

尙ほ正月十五日、東久世通禧及び其の列席者と、六國公使等との會見に就ては、列席者の一人吉井幸輔の所記は左の通りだ。

昨日之御問合相達、條々致承知候。御布告一條申上候通、切迫之勢に御坐候處、昨日、勅使御下向、則各國へ御掛合相成候處、今日十二字(時)より、於神戸、御談可申上との事にて、今日十一字(時)兵庫御發船、各國より兵庫への御迎船差上候。神戸御著之處、何れも御警衛多く、兵隊繰出、いと嚴重なる事に御坐候。

此にて見れば、表面では鄭重であるかの如くであつたが、其實はやや威嚇の氣味合も雜つてゐた。

會見席次

扱御布告相成次第、左之通御坐候。

七〇 會見に關する吉井幸輔の觀察

佛	東久世殿
英	岩下
本	伊寺島
利	米陸奥
豐	幸伊藤
團	阿吉井
	片野

右之通、主客席順にて、御布告狀御渡、各國大に喜悅、上都合也。

とある。此の御布告は、申す迄もなく、新政府建立、徳川慶喜追討に關することだ。〔參照 四九〕

兵庫守備
兵交代

一 備前一條之儀、彼より申出し、外國兵隊を以て、神戸相固め候得共、是は法則に不叶儀に候。如何可致哉と云。御答、薩、長兩藩警衛申付候間、其方人數引揚度。彼、左様ならば幸之事也、何時に御固御差出可被成や。此時

二字(時)也。幸輔云ふ四字(時)に固場可請取と。彼諾す。則長藩片野十郎、馳歸て二小隊を繰出す。洋兵數百人群集せり。入代りて生田口の關門を請取り、七字(時)兵庫口を相固む。

市中歡迎

薩、長側の運動極めて迅速、即日即時に、彼我交代となる。此四五日、市中大に苦居候處、勅使之御談判にて、一時に通路相開け、市中愁眉を開き、兩藩(薩長)を尊敬する甚敷、大に面目を施せり。全く此通りだ。

押收船還
さる

生田口關門纔一町計之所に、元勝が塾あり。一小隊は十分に宿陣すべし。明日より繰込、兵糧焚出し等下知を加へ、一小隊を兵庫へ殘置、明後日方、歸阪可致候間、左様御承知可被下候。一 蒸氣船六艘も則差返す。依て今晚、直に其藩々へ請取候様御達に相成候。朝命を以て、御取返に相成、何共氣味能次第に御坐候。藩々も大に難有がり可申。

七〇 會見に關する吉井幸輔の觀察

此の外人押收あふしうの各藩の蒸氣船六隻は、久留米、越前、宇和島、筑前、肥後、平戸六藩に屬するものだ。備前兵と衝突の結果、之を押收する杯とは、餘りに高壓手段であるから、外人等も勅使との談判を好機として、喜んで之を釋還したものであらう。

備前問題
心配なし

一 備前處置之處、如何致し候はゞ、各國満足可致哉、承り候て、朝廷へ可相窺あひうかがふべきまじね旨、勅使より御申掛被遊候處、是は書取を以て可申上との事にて、格外之事も有之間敷くと被存候。

備前問題も、左程心配には及ぶまいとのこと。

公家亦有
爲

一 幕府、是迄公家には何も出来ぬ者の様に申居候得共、中々左様には無之、談判も是程早決致候儀、幕にて一向無之と、公使等申入候由、實に恐悅無限、今晚は祝酒共酌申候。

公家の爲め、特に朝廷の爲め、大に氣焰を吐いてゐる。東久世は太宰府滞在中に、長崎に遊び、外人との交渉の模様も、一通りは呑み込み、而して彼は三條と

は固より善く、岩倉とは同族の關係あれば、惴々乎として、左顧右眄する必要な。随分率直に、明白に、談判が出来たものと察せらるゝ。されば其の幕府老中等の「左様、然らば」の常套文句の應接に比すれば、きびくしてゐたことは、流石に外國公使等も、認識せざるを得ざるものがあつたに相違あるまい。

先は右御左右爲可申上如斯御坐候。以上。

正月十五日(慶應四年)

吉井幸輔

伊地知正治様

【七一】 長藩片野十郎の談話

外人片野
を脅威

如何に當時外國人側の人氣が面白く無かつたかは、左記によりても、其の一斑が推察せらるゝ。

七一 長藩片野十郎の談話

分サト一申

片野十郎、兵庫表より浪華歸著、過る十一日、兵庫罷越候節、於途中外國人四五名出來り、飛轎を要し、左右より、ヒス（短銃）を押付、何人に哉と相尋候故、長州と相答候處、長州なればよしと申、直様引連、サトウ等の所へ參候處、薩州吉井も參居候付、種々談判致候得共、何分備前暴動、甚以不相濟、元來行軍へ失禮致候にもせよ、佛蘭西マトロスの事に付、其者を如何様に致候とも、異論無之候得共、其跡にて各國留館へ銃擊致候段、何共不相心得、今般日本政府改革の趣に付ては、決て破約の國論に相成候故と、推察致候との事。此れは英國公使館通譯官サト一の申分だ。勿論新政府が、條約諸國と破約するが如き非常識の事ある可き筈無く、又た斯く信ず可き理由は無い。但だ彼等は感情が昂奮し、議論の行掛りにて、斯くは申したものだ。

外人戦闘準備

右に付、兵庫東西へ各國より守兵を置き、砂囊を以て、砲臺を築き、猶諸藩在港の軍艦（原註、五六艘も有之候）悉く器械取擧げ、取巻置候勢にて、猶又彼等申分には、國論變換に付ては、是迄長州とは懇親致居候得共、今日よりは、全く

外人申分

敵と相心得とて、林宇一（伊藤博文）等も、大に疎外致候模様にて、何分難近付、勢に有之、其日は片野も一應引取候由。此れも感情昂奮の結果だ。或は新政府設立の當初に於て、先づ一撃を加へ、對外人の實物教訓を與へんとの下心も、其中には混じてゐたかも知れない。必竟彼等の申分は、各國政府、改革の事有之候得ば、一時を不待、闔國布令、萬事處分致候事に候處、徳川氏政權返上以後、既に數十日にも相成、外國へ爲何儀も無之央、此度の暴動は、國論變換可知との事にて、此度薩長二藩守衛と申候て參候共、薩長より守衛を受候道理無之、何も日本政府よりの御仕向ならばと申、一向引受不申に付、皆々手を措候。此れは公然新政府より通牒なきが爲めに、彈ねつけたのだ。其後東久世様、勅使として御下向相成候故、各國人も大に氷釋、各國より兵隊を出し御迎へ、應接所へ引受、御應接に相成、天皇より云々と被仰候處、公使等悉く帽を脱し、立て禮を致し、前に録し有之通り、御應接相濟（參照 六

神戸會見の効果

七一六九。各國公使等、餘程悦服致し、樂を奏して、御歸りを送り候後、サトウ等咄に、兼て徳川役人共より聞及候には、公卿と申者は、大抵愚なりと。然るに今日の應接は、日本へ來りて已來、始て如此斷然たるを觀しなりとて、甚悦び候由、十郎談話に有之候事。〔輦下日載〕

此の如く神戸會見は、大いに新政府の威信を示し、外人をして其心を安するに足らしめたるものがあつた。當時の外字新聞に曰く、

勅使昨日外國ミニストル方へ御入、今午後御達。是迄タイクーン(大君)預り居候政事、ミカド(天皇)に返りしこと御達。

外字新聞記事

本月四日(千八百六十八年二月、日本曆慶應四年正月十一日)備前人暴發に由て、居留地警衛のため、軍艦より上陸せし兵を引かば、ミカド舊に依て外國人と懇親の義、沙汰あるが如く見へる也。

此度は如此き暴人を制すること、タイクーンに勝れると思はれる。

今日本首長のダイミヨウ(大名)權門の人、合國一致の基となる政府を立んと

す。然ば備前人の如き暴客ありては、國民及び外國人安からず。

勅使左の令を出す。

外國交際は、最大切なる故、萬般親睦に罷成度勸慮に付、當所通行の者、外國人に對し、不法無之様可致候。

所謂る雨降りて地固るとは、此事であらう。

【七一〇】 六國公使と新政府

各國公使等は、徳川慶喜の大阪城脱出歸東と前後して、何れも大阪を立ち退き、神戸に赴いた。寧ろ此際に於て得意であつたのは、英國公使パークスで、失意であつたのは、佛國公使ロツシュだ。前者は薩長人士と親密にして、早晚此事ある可きを豫知してゐた。佛國公使は云ふ迄もなく幕府方にて、折角の彼が目論見たる筋書は、悉く畫餅となつた。而してパークスは、神戸なる英國領事館に入つた

パークスの得意

外使の神戸移轉

が、自餘の五國公使は、何れも運上所―税關―に合宿した。此處も既に幕吏が敵に渡すよりもと、火を掛けらるゝところであつた。彼等が斯く倉皇大阪を去りて、神戸に移轉したるは、幕吏から大阪が戦争の衝となり、官軍の來襲を警告せられたる爲めであるが、英國公使館に就ては、薩、土、長各藩人士より、其の安全を保障せられ、而して五代才助―友厚―の如きは、其の移轉の必要なきを告ぐ可く、大阪に赴いたが、既に移轉後であつたと云ふ。さればサト―の如きは、最後まで大阪に居据ることを主張したと云ふ。而して各國公使の神戸來著の午後、外國奉行柴田日向守は、英船オサカ號を、一日五百弗にて雇入れ、其の部員と共に歸東の纜を解いた。

外交團總代の交迭

英國側は大阪に於て、薩人と一切内輪の相談が熟してゐた。寺島陶藏、吉井幸輔などは、サト―と一伍始終を相談してゐた。從來佛國公使が、幕府と親密であり、彼が外交團の總代で、何事も彼によりて幕府と交渉し若しくは連絡を取つたが、今や全く其地を代へ、新政府との交渉は、英國公使を通して作すの他はなかつ

東久世外人會見亦英の慈源

サト―の東久世觀

た。備前日置帶刀事件に就ても、サト―の所記によれば、新政府に對する照會文は、サト―が英國公使に進言したものと云ふ〔參照 六三〕。當時外國公使團は、何れも恐怖の念に襲はれ、普國公使フォン・ブラントの如きは、三百の備前兵が、山上から來襲する杯と、騒ぎ立てたが、之を諦視すれば、農夫の群れであつたと云ふことだ。而して東久世通禧の親しく來りて、六國公使と談判するが如きことも、其實は英國側から、薩摩人を通して、慈源し來りたるが爲めであつた。サト―は東久世に就て、斯く語りてゐる。彼は日本人にしても短軀だ。爛々たる眼を持つてゐる。整はぬ齒竝で、然も從來公家の習慣である涅齒の痕が、未だ全く脱しきれてゐない。而して其の言葉は吃りてゐる。然も六國公使の質問の砲火を浴びて、善く答辯したと。而して彼が齎らし來れる所謂る布告を、各國公使が其の本國政府に通達し、其の國民に宣示するを要求したるは、畢竟するに新政府の認識を得んが爲めであつたと云うてゐる。此れは英薩の間には、大阪なる薩摩

屋敷にて、既に協議が出来てゐた。それに對して、彼是不平を鳴らしたのは、只だ佛國公使のみだ。

伊藤外人
入京を許す

伊藤は曰く、貴君達は、何時でも京都に赴いて差支ないと。予は無頓著の風を装うてゐた。其實は二百年來外人を拒斥したる京都を見物することは、最も熱心に期待したるところであつたに拘らず。

伊藤は新政府は、備前家老に切腹せしめて、其の始末をつけるであらうと云うた。

長州の土
地奉還

又た曰く、長州は其の征服したる小倉及び石見を天皇に献上した。而して桂(木戸)及び伊藤等は、其の主君に向つて、更らに其の自活の出来る限を除き、自餘の封土民人を、悉く之を天皇に奉還せんことを欲してゐると。[A Diplomat

in Japan]

伊藤の幹
旋

尙ほ當時伊藤の自から語る所によれば、「伊藤は去冬一たび神戸より歸藩し、今月(慶應四年正月)十日馬關より英艦に搭じ東上せり。其の直話に曰く、「馬關にて、中

伊藤外國
事務掛と
なる

島信行(作太郎)が長崎に赴かんとせるに遇ひ、上國將に事あらんとす。豈に長崎に赴くの時ならんやとて、之を拉して共に東上し、神戸に著せしに、時恰も英米兵神戸を占領し、港内に在りし各藩軍艦を抑留せるの際なり。因て直にパークスを訪ひしに、パークスは備前兵の事を以て、大に怒り、朝廷は復すすと稱するも、未だ新政府設立の通告をも爲さず、而して昨來の事件の如きあり、依然外國を敵視するに非ざるを得んや等の言あり。予因て之を慰諭し、三日の猶豫を請ひ、東久世等恰も大阪に在りしを以て、之と面晤して、善後の手段を講せしなり」と。斯くて伊藤は十三日外國事務掛として、東久世前少將と同道、諸事を取計ふべしと命せられ、此時より朝官に列し、幾もなく參與外務事務局判事を以て、主として兵庫方面の外交事務に當り、尋で兵庫縣を置かるゝに際し、其の知事に任せられたと云ふ。「防長回天史」

第十三章 主上の元服と其の當時の朝廷

【七三】 楫取素彦の京信 (一)

長州側よりの觀察

薩藩側の働らきに就ては、大久保、西郷等の日記及び書翰〔参照 二〇一三二及び五一—五七〕によりて分明だ。今ま長州側の立場から觀察したるものを、此に掲ぐるは其の權衡を得んが爲めばかりでなく、其の兩面の觀察として、洵とに必要である。即ち正月十二日付にて、楫取素彦が、其の藩廳の上司に與へたる一書は左の如し。

朝威赫々

去冬出戌以來、不呈一書、曠禮不知所謝候。先以御兩殿様御復舊御互に積年之苦情も相展、尙御國之御幸運、感喜無量、嗚々臺下御降念可被遊と奉恐察候。爾後御聞及も可有御座。朝威赫々、號令四方に御布被遊候御場合に至り、爲神州奉賀候。

親戰爭の概

如何にも長防人士としては、當時に於て、斯くある可き筈だ。

本月三日、會賊偕は東賊種々詐も相顯れ、遂に大舉闕下に奉迫候惡計にて、其外相合し、伏見迄押登り、早速御國(長藩)薩藩申合せ、及出兵候處、最早下鳥羽迄に登り來り、伏見、鳥羽兩道にて防戰、賊兵退縮、淀城へ引籠り、激戰仕候得共、我兵追躡、賊兵難支様覺候て、橋本迄引退候處、朝廷御差圖にて藝、因、土より援兵を被差出、山崎關門は藤堂引受、傍觀仕居候處、四條殿被差向、傍觀之罪を被相責候得ば、俄に奮激、山崎關門より東賊を挾撃に仕り、即日八幡、橋本も掃蕩之功を奏し、此日平六郎様にも山崎觀音寺迄御出馬、親敷御駈引も被遊、八日には東賊阪城へ退縮、遂に華城近傍へ放火、慶喜を始、會桑賊徒脱走、慶喜は紀州へ落候哉にも相傳候得共、實否不審候。以上は徳川慶喜大阪脱出までの概略だ。

東賊怯弱

我兵薩兵申合、早速阪城へ下り、夫々鎮撫之手數に及候處、餘程狼狽にて退きたる様子にて、金穀之分捕不知數、莫大之事也。征討將軍は仁和寺宮奉勅に

七三 楫取素彦の京信(一)

て、四日東寺迄御出馬、錦旗を奉拜候者、感泣せざるはなく、東賊之怯弱如此容易ならんとは、最會兵杯奮闘、乍敵も感心之至に候。

如何にも會津兵は、善く闘うた。但だ大阪は統率其宜しきを得なかつた爲め、折角の善戦も、殆んど其の効を倣さなかつた。

長薩の強

然るを長薩の兵合て千人には充ず、長薩之勢、人々猛虎の如く思居、此邊御國(長藩)にては、餘分之國力を被費、兵備御更張之處、今日に至り、天下に赫然相輝、臺下之御面目無此上儀と、猶更難有奉存候。

「長薩の兵合て千人には充ず」とは、餘り少く見積りたるものであらう。サトーは實戦に従事したる薩長兵は一千五百人内外、自餘は京都の防衛に任じたと云ふてゐる。何れにしても狹隘なる一本筋の道を進むからには、此方から銳利なる銃砲もて射撃すには、如何なる大兵も、寧ろ其の標的たるに過ぎなかつたのだ。

諸隊死傷手當

諸隊死傷も隨分有之候得共、從朝廷厚く御手當被仰付候間、差間は無之、何も御案被下間敷候。

サトーは百五十名内外に過ぎないと云うてゐる。

既に此邊守護職へ對し、御手當之糧兵土地共三萬石近く有之を、長薩兩藩へ被下之御沙汰相成候得共、此條も御斷り申出、少しにても、朝廷御兵備に被充候様、申上置候。

事實此の通りであつた。

官軍桑名へ進撃

去る十日には、慶喜、會桑、備中松山、豫州松山、上總大多喜、官位被召上、征討之御沙汰有之、既に大津口へは橋本少將殿、柳原侍從殿爲總督御出張、肥後、備前、大村、佐土原、阿州等之兵付添、直様桑名へ進軍に決し、彦根も舉國爲王室盡忠可仕由申出候。可笑止之至也。

以上は官軍の向ふ所敵なき現情を説く。多年逆境に呻吟したる長防人士としては如何にも此の好時節に遭遇し、前歌後舞の態あるは、人情の常であらう。

【七四】 楫取素彦の京信 (二)

關東征伐
後廻の策

朝議は此期に被_レ乘、關東迄も攻下りと被_レ議候得共、私共考にては、只今於_二朝廷被_レ成_二御特_一候は、薩長兵のみにて、中々列藩引當にも不_二相成_一候間、一先山陽、山陰、京畿御略定之御目途相立候上、徐々と東國へ被_レ爲_レ附_レ手可_レ然。此れは關東征伐は、姑らく近畿、中國筋の地元を固めたる後を待つ可しとのこと。

對諸侯策

實に列藩之形勢を洞察候處、必傍觀にても無_レ之、臆病と兵備のなきに止り、何れ一朝一夕に被_レ成_二御迫_一候とも、諸藩之處は、御引當には不_二相成_一候故、旁東國は第二に被_レ差置、關以東之列藩も、自然王化に歸順し、銘々相奮ひ、慶喜會賊杯を攻撃仕、功を以て傍觀之罪を償候様有_レ之度段、鄭重列卿方へ及_二建言_一置候。

當時薩長以外に、朝廷の恃みとするものは無かつた。所謂る「中々列藩引當に

も不_二相成_一とは、全く事實であつた。而して列藩は何れも所謂る「臆病と兵備のなきに止り」にて、致方も無かつた。されば經略の方針も、自ら緩急、前後を考慮す可き必要があつた。

縷々之條、紙墨にも難盡、當度岩國古志文藏、歸國に付、山口被_レ召出、御聞取可_レ被_レ成_二候。時令爲_二國家御加養_一。草々。

而して彼は更らに左の如く附記してゐる。

世子出發
を待つ

陸軍諸隊今に參著不_レ仕、諸兵配り足兼、餘程心配仕候。世子公御發碇は何日頃に候哉。列卿御待兼に候。

世子公とは毛利元徳のことだ。元徳は即ち廣封、その以前には定廣である。

楫取參與
任命

私も今日參預之列へ相加り候様被_レ仰出候。長人朝政へ相加り候儀、深く嫌疑も有_レ之、種々御斷も仕候得共、何分朝廷御多務之折柄故、御斷りも不_二相立_一、廣澤と兩人丈けは、不得_レ止其列へ相加り、強て御手傳仕居候。當時長藩では、主として廣澤兵助(眞臣)朝政に參與してゐた。

河原町屋敷取返し

此邸其儘被_レ移仕合候。河原町屋敷も取返し、平公(毛利平六郎)も同邸御住居、本陣は河原町に仕居。慶喜より河原邸に短装條銃百五十挺、米式ホウト三門、彈藥其外殘置候分、直様押取候。

朝廷御沙汰書下賜

以上にて、如何に、長藩が薩藩と共に、新政府に於て、其の文武兩方面に於て、其の力を竭しつゝあるかの一斑を知ることが出来る。今ま廣澤眞臣の日記を按ずるに、

正月十二日 重役之者、午之半刻(午後一時)御所へ罷出候様との事に付、内匠殿下阪中に付、寺内暢三罷出候處、於_二御廊下_一、久我、西四辻兩卿より御沙汰書御渡也。奉_レ頂_レ之。

君上御劍拜領、竝戰死之面々へ、五百兩被_レ下_レ之との事。御所南庭におゐて、龍顔被_レ爲_レ拜_レ之、並出陣御慰勞之御沙汰書頂_レ戴_レ之。尙御酒肴をも同斷、其外薩土、藝、因、藤堂戰功。尙尾、越、宇、肥、在京之諸侯方並當度官軍出張、諸

藩へ相當、孰も御褒賞被_レ仰出候事。とある。尙ほ毛利敬親への御沙汰書は左の如し。

毛利大膳大夫へ

毛利敬親への御沙汰

其藩事、積年抱_二勤王之志_一、勳勞不少候處、應召登京、朝議之旨、速に奉行、彼是周旋、遂に使_二王道復前京_一、殊に者去三日逆賊突然北上之砌、於_二伏見表防禦_一、其後連戰、處々に追擊、軍威之盛なること、實に前古に不_レ愧也。而て遂に巨魁慶喜落膽、捨_二浪華城遁去之趣達_一宸聽、天感不_レ斜候。愈以勵_二兵勢_一、屠_二其巢穴_一、可_レ耀_二皇軍稜威於内外_一候。依_レ之御劍一振、即今恩賞迄被_レ下賜候旨、御沙汰候事。

同時に毛利平六郎へは、

毛利平六郎

其藩事多年報國之志不_レ淺、殊に去六日賊徒襲來之砌、於_二山崎防禦令退散_一候段、叡感不_レ斜候。尙此上勵_二忠勤可爲_二皇家之干城_一旨、御沙汰候事。

同平六郎への御沙汰

平六郎は、毛利支藩徳山藩の世子にして、毛利元功のことだ。同時に又た、

長藩戦死
者への御
沙汰

長藩戦死 人へ

今度就^レ兵革、其藩士之輩、殉國戦死者共、具に達^レ天聽、被^レ爲^レ愴^レ愴^レ情^レ候條
不^レ淺、宜^レ厚^レ其葬禮、恤^レ其親眷、慰^レ忠魂于九原之下、依^レ之營辦之賞賜^レ金
五百兩^レ候。藩主より可^レ頒與^レ之旨、御沙汰候事。
但し設^レ一社聚^レ其忠魂、永可^レ被^レ命祭祀思召候事。

此の如く毛利氏積年勤皇の志は、始めて天下に伸び、防長二州の士民も亦た其の
忠功を認識せられ、大いに其の面目を天下に施すこととなつた。

【七五】 主上元服の禮を行はせ給ふ

奉幣使發
遣

當時京都に於て、特筆す可き一事は、正月十五日主上の元服の禮を行はせられた
ることだ。初め正月三日奉幣使を、伊勢神宮に發遣し、天皇元服の禮を行はせ給

ふ由を奉告あらせられ、十三日奉幣使を神武陵、天智陵、光格、仁孝、孝明三天
皇の陵に發遣し、之を奉告あせられた。但だ神武陵は、京畿騷擾の爲め、道路
梗塞を慮り、二月十日に至りて、始めて奉幣の儀を行はせられた。

奉仕者評
定

扱も正月十五日には、主上南殿に出御あせられ、元服の禮を行はせ給ふた。傳
奏は正親町實徳、奉行は坊城俊政だ。故事に加冠は、攝家の大臣之を奉仕するの
例であるが、今や攝籙を廢止したが爲めに、其の奉仕者に就て、種々の評定あつ
たが、中山忠能、正親町三條實愛は、岩倉具視と胥議して、親王をもて、之を奉
仕することとなり、式部卿親王(伏見宮邦家)之に任じた。而して同時に大赦を行は
せられた。

大赦令

今般朝政御一新之御場合、今十五日御元服之御大禮被^レ爲^レ行、御仁恤之聖慮を
以て、天下無罪之域に被^レ遊度候間、是迄有罪不可^レ容者と雖も、朝敵を除之
外、一切大赦被^レ仰出候。於^レ國々も不漏様施行可^レ有^レ之候。尤向後彌以賞罰
嚴明に被^レ遊度候に付、厚御趣意を體認致し、行届候様可^レ仕旨、御沙汰候

七五 主上元服の禮を行はせ給ふ

事。

而して九條道孝、大炊御門家信、近衛忠熙、近衛忠房、鷹司輔熙、徳大寺公純、一條實良、廣幡忠禮、日野資宗、柳原光愛、廣橋胤保、飛鳥井雅典、葉室長順、六條有容、野宮定功、久世通熙、豊岡隨資、伏原宣諭、裏辻公愛等十九人に命じて、朝參を許すこと、舊の如くならしめた。

而して所謂る「朝敵を除くの外」とあるその朝敵に就ての措置は、正月十日徳川慶喜等二十七人の官位を褫奪せられた。

慶喜以下
官位褫奪

- 徳川 慶喜
- 奥州 會津(松平容保)
- 勢州 桑名(松平定敬)
- 讃州 高松(松平頼聰)
- 豫州 松山(松平定昭)
- 備中 松山(板倉勝靜、老中)

- 上總 太多喜(松平正質、老中格)
- 永井 玄蕃頭(尙志、若年寄)
- 平山 圖書頭(敬忠、若年寄並)
- 竹中 丹後守(重固、若年寄並、陸軍奉行)
- 塚原 但馬守(昌義、若年寄並、外國總奉行)
- 戸川 伊豆守(忠愛、大目付)
- 松平 大隅守(信敏、大阪町奉行)
- 新見 相模守(正典、目付)
- 設樂 備中守(能棟、目付)
- 榎本 對馬守(道章、目付)
- 牧野 土佐守(成之、歩兵奉行並)
- 岡部 肥前守(寛次、目付)
- 大久保 主膳正(忠恕、陸軍奉行並)

七五 主上元服の禮を行はせ給ふ

小栗下總守(政寧、勘定奉行)

星野豊後守(成美、勘定奉行並)

高力主計頭(忠長、陸軍奉行並)

小笠原河内守(長遠、京都見廻役)

大久保筑前守(忠恒、目付)

同能登守(教寛、奥詰銃隊頭)

戸田肥後守(勝強、陸軍奉行並)

室賀甲斐守(正容、御側御用取次)

今度慶喜奉_レ欺_レ天朝、反狀明白、既に兵端を開候に付、追討被_レ仰出候。依之
右之輩隨_レ從_レ于_レ賊徒、反逆顯然に付、被_レ止_レ官位候事。

奥州 會津
勢州 桑名

讚州 高松
豫州 松山
備中 松山
總州 太多喜

右慶喜同意、反逆顯然候間、悉屋敷被_レ召上、殘兵追放被_レ仰出事。

但殘兵敵地迄可_レ相送候事。

若州 小濱(酒井忠氏)

濃州 大垣(戸田氏共)

志州 鳥羽(稻垣長行)

丹後 宮津(松平宗武)

日州 延岡(内藤政舉)

右御不審之次第有_レ之に付、被_レ止_レ入京候事。

七五 主上元服の禮を行はせ給ふ

信賞必罰

此の如く朝廷に於ては、信賞必罰、其の典刑を正し、勗めて動搖せる人心を安撫、綏鎮せしめんことを期し、それ〱施設するところあつた。而して主上の元服と同時に、大赦令の發布の如きも、亦た其の一端として見る可きものだ。

【七六】 正月十日以降大久保の京報 (一)

尙ほ當時の京都に於ける事情に付ては、政治の中心にある大久保、及び西郷の書簡が、能く之を詳悉してゐる。大久保正月十日付の書簡は、既記の通りだ〔参照五三―五五〕。此れから掲ぐるものは、正月十六日付、大久保の書簡。其の當名は前の如く箕田傳兵衛にして、彼を透して、島津久光に京情を報告したるものだ。

外國掛任命

中將様(島津久光)益御機嫌克被爲遊御坐、恐悦奉存候。於爰許 太守様御機嫌克被爲遊御坐、御同慶奉存候。去る九日高崎左京(高崎正風)被差下候後、格別相變候儀無御坐候。賊徒華城(大阪城)落去に付ては、外國御布令急務之

事件故、三條卿、東久世卿、宇和島侯、佐次右衛門(岩下方平)殿、外國掛被仰付候。東久世卿御滯阪中故、宇和島侯(伊達宗城)、後藤(象二郎)下阪相成、未談判之次第は、相分不申候。

流石に大久保だ。著眼第一は對外國關係だ。

朝廷褒賞
一 去る十二日依召太守様(島津忠義) 御參内被爲在候處、今般就御軍功、格別之御褒賞被爲蒙、且被爲拜天顏、於御前、御劍一振御拜領被遊、戰死之者は、御金五百兩被下、尙設一社祭祀可被仰付思召候段、不容易被爲蒙仰、御冥加至極、御同慶奉存候。外、長、藝、因、藤堂、土州等、戰爭に及候藩は、無差別同様之御沙汰に御坐候。尾、越、宇和島侯等、其外官軍に屬、人數差出候處は、夫々に被賞申候。

朝廷は殆んど總花的に褒賞を頒ち給うた。長藩の事は既記の通りだ。〔参照 七三、

七四〕

歸順諸藩

一 今日に相成候處、官軍之勢ひ盛大相振、賊徒に與みし居候大垣、宮津、松

七六 正月十日以降大久保の京報(一)

山等之藩、王事に勤勞せん事を愁訴いたし、夫等之者は、先鋒等被命、實行を擧させ、御許容可被爲在朝議に御坐候。

鳥羽、伏見以來、官軍戰捷の餘威は、檄を傳へて天下を定む可き情勢となつた。近畿附近が、風を臨んで歸順を申出でたのは、固より當然の勢であつた。

土藩初之處も、大に模様を變じ、豫州松山一手に追討被仰付度、頻に内願に依、松山、高松追伐被仰付候時宜に御坐候。藝州も備中松山同斷被仰付候。後藤には、外國掛にて、此内下阪之儀は、頻に御斷申出候得共、此度は進んで下阪いたし、實に勢ひは、意外之者に御坐候。

土藩、藝藩の態度も、彌よ確然と相定ることとなつた。特に土藩の豹變が極めて現金的に、且つ極めて掌を反すが如くあつたことは「實に勢ひは、意外之者に御坐候」の一句にて、言ひ盡してゐる。乃ち此の一句には、千萬無量の意味が含蓄せられてゐる。

今ま假りに鳥羽、伏見に於て、官軍が敗戦したならば如何。然らざる迄も、五分五

勢は意外の者

鳥羽伏見戦の効果

分の勝負であつたならば如何。而してその爲めに主上が山陰方面に遷幸あらせられたならば如何。それを考慮すれば、鳥羽、伏見の戰捷が、如何に多大なる効果を贏ち得たるかは、到底想像の及ぶ所ではあるまい。

町人の陣中見舞

右等之ケ條を以、事實御洞察可被下、御當地(京都)江州、大阪之町人等、段段朝廷に獻金奉願候者も不尠候。御國(薩)にも、町人等日々之陣中御見舞引も切らず、御貸上げ、或は獻金等仕度願出候も有之、御威光誠に無申計難

有次第御坐候。利を見るに機敏なる町人等は、何れも政權の推移を、袖手傍觀す可き筈はなく、その爲め押すなりの景氣にて、新政府に謳歌し來りたるものであらう。固より其の内幕に立入りて觀察すれば、新政府對商人の間に、双方の掛引もあり、魂膽も存したるは、云ふ迄もなきことだ。

【七七】 正月十日以降大久保の京報 (二)

下賜領土
返還

一 是迄會津領江州邊高二萬石餘を、薩長兩藩へ爲軍資被下と之御沙汰承知相成候得共、朝廷御用度御不足之砌、御返上之方可然、長州談合、返上之御願被差出候。大阪鎮臺も、御國(薩藩)に可被仰付御内評に被相下候得共、是以同斷御斷被仰立候。即今之處にて、勢に乗候様之儀、第一御徳望に關係いたす事候處、右様御趣意相顯候得ば、爲皇國一筋に御盡被爲遊候御忠誠、彌可相貫儀と、大慶仕候。

如何にも深慮ある措置だ。所謂「勢に乗候様之儀、第一御徳望に關係いたす事候處」の一句、如何にも大政治家の襟度とも、見識とも稱す可きものであらう。

仙臺の歸
順

一、仙臺も近々上京と申事候處、重役上京、會津征伐一手に被仰付度願出申候。關以西は大概不日に一定可致と見込候得共、關以東甚六ヶ舗事候處、仙臺より右様願出、官軍に屬し候得ば、別而大幸之次第、巢穴を碎候儀も、安か

るべく候。何分一體御治定之上、征東之儀にも及可申候。

此れは不幸にして、其の豫想を裏切つた。それは仙臺の反覆の爲め乎、將た官軍が仙臺をして、反覆せしめたるが爲め乎。其の經緯に付ては、他の機會に之を語るであらうが、何れにもせよ大久保等の豫期通り、仙臺を以て會津を征伐することは、不可能であつた。

備前兵一
件

一 去る十一日備前日置帶刀、西之宮爲警衛、兵庫通行之節、英人一人行列に踏入候て、再三制止候得共、不聞入りし由にて、終に同人家來鎗を以突、剩へ逃去候十人位之夷人を、及砲發候故、夷人も大に激怒し、二三百人銃隊上陸、及砲戰候由。甚無法の所爲と、六ヶ舗申立候模様ニ御坐候。未外國御布令にも不相成内、大事之前之小事を引出し、於朝廷も、別而御心配之御事に御坐候。岩下氏(佐次右衛門)杯、嘸心配と相考申候。しかし是は萬國之公法を以、應接に相成外無之、是が爲に朝廷之和親條約を破ると申様之事は、懸念無御坐候。未談判之次第等、大阪より報知無之候。

七七 正月十日以降大久保の京報(二)

朝廷の當惑

此の一件は、既記の通りだ〔参照 六三―七一〕。「大事之前之小事を引出し、於朝廷も、別而御心配之御事に御坐候」とある通り、未だ幕府對外國の干係を一變して、朝廷對外國との干係に移らしめざる際なれば、斯る事件を惹起したことは、朝廷に取りては、迷惑でもあり、當惑でもあつたに相違ない。されば我に於ても、大事の前の小事として、彼の激怒を鎮め、彼の悪感情を拂拭す可く、交讓手段を講ずるに到りたるも、餘儀なき次第であつたらう。

尾州慶勝歸國

一 尾州卿(徳川慶勝)は、依願一昨十四日御歸國相成申候。是は内輪奸黨段々相起、此節は王命を借、斷然御掃攘、全國一體を以、爲朝廷御盡力可被成、最早大義滅親之斷決にて、萬一東軍押上候節は、國之あらん限りは、防禦可仕と之御事候由。

紀州肥前歸國

尾州侯の決心を云ふ。
一 紀州色々説有之候得共、兼て高野山屯集之鷲尾卿初之官軍に、彌應援、殘徒之賊を討候由、是も近々上京之由、肥前も當侯上京相成由に御坐候。

紀州も、肥前も、追々旗幟が鮮明となり來つた。

主上御元服

一 昨十五日 主上御元服、伏見宮(邦家親王)御加冠、正三卿(正親町三條實愛)御理髮、首尾克被爲濟候付、今日議定衆御參賀被爲在、太守様(島津忠義)にも御參朝、紫宸殿、清涼殿御飾物等御拜見被爲在、申半刻(午後五時)御退散被遊候。

右は今日飛脚被差立、荒々形行申上候。尙近日誰ぞ可被差立候付、委曲可申上候。以上。

正月十六日

大久保一藏

箕田傳兵衛様

以上によりて、薩長が其功に伐らず、極めて謙讓、抑遜の態度をもて、皇政維新の美を濟すに努力しつゝある現状と、其の官軍の勢力が、風行雨施、向ふ所なき情態が明瞭である。

【七八】西郷吉之助の別報 (一)

見解對照

西郷吉之助も亦た大久保と同じく、正月十六日付にて、在薩箕田傳兵衛宛にて、一書を投じてゐる。此れも勿論彼を通して、島津久光への報告である。同一の事件に就て、大久保には大久保の見解あり、西郷には西郷の見解がある。之を對照すれば、單だに兩人の個性が分明であるばかりでなく、事件其物に就ても、自から異なりたる角度からの觀察によりて、彌よ分明となる趣きがある。

尙々主上にも、昨日(正月十五日)御元服被爲_レ在、恐悅此事に御坐候。

伏見大阪
町人の歡
迎

將_レ又京、伏見、大阪町々より、毎日酒肴を捧_レげ、我軍を奉祝候儀、過分の事

にて、是程丈幕會(幕府、會津)被_レ惡居候事哉と 今更驚く許りに御坐候。十文

字の御旗を見候計にて、老若拜をなし、手を合せ、薩摩大明神様と唱候事にて、難有難有難有と申す聲のみに御坐候。

民心悅服いたし候儀、實に王師とは、此の事を申すものかと奉_レ存候。

米價下落

幸一戦争後は、米の値段も下落いたし、人民尙ほ悦をなし申候。天幸此事に御坐候。

以上は本文ではない。尙々書きた。然も此丈にて、既に當時の情勢と云はんよりは、西郷其人の眼中に映じたる情勢は、明々白々だ。惟ふに京阪の市民は、必らずしも幕府や會津を敵視したのでもなく、薩や長を味方視したのでもなからう。若し薩長が敗北し、幕會が勝利を得たらんには、恐らくは彼等市民は、薩摩大明神の代りに、會津大明神と唱へたであらう。京阪市民は多年事大思想に養はれて來た。今更ら急にそれを蟬脱する譯には參るまい。されど西郷は如何にも純なる心もて、之を受け容れた。此處に亦た西郷の特色がある。

土藝勤王
となる

中將様(島津久光)益御機嫌能_レ遊御坐。恐悅御儀奉_レ存候。陳ば大阪落去(正月

月六日夜十時徳川慶喜大阪城を脱出)以來、追々軍威盛に相成、土、藝等も、皆腹も

居り、大に相變じ、只今にては、勤王の士と相見得申候。容堂公には、岩倉卿

より大議論を被_レ成、夫より降伏の姿に御坐候。(參照 五八—六〇)

藝州も、土佐も、愈よ旗色を鮮明にしたことを云ふ。

第一臆病の者は、成敗の上に惑を生じ、成敗定り候得ば、決著出来候儀は、當人の事とは乍申、餘りに鐵面皮の事多く御坐候。御笑察可被下候。

西郷の眼中より見れば、後藤象二郎の如きは、全く鐵面皮の反側子と映じたものであらう。

大垣小濱
先鋒拜命

官軍の勢、日々盛大に罷成り、大垣（戸田）、小濱（酒井）等は賊軍に與し居候得共、是以て歎願いたし、東夷征伐の先鋒を被命、實行相顯候處を以て、前罪を被免候筋に相定申候。宮津（本莊）杯は、君侯兩人首級を差出候なりとも可致候付、不及滅國様との儀迄も申出候由。

以上に就て、西郷は左の著語を加へてゐる。

轉向の早業

俗論と申すものは、實におそろしきものにて、不可忍ものを忍び候事御坐候得ば、如何様共轉變仕候譯にて、膽を消し候次第無御坐候。

其の勢を見て、猫眼營だならざる轉向の早業には、流石の西郷も全く吃驚したの

松山桑名
征伐方策

であらう。所謂「膽を消し候次第」とは、全く此事であらう。

伊豫松山も征伐被仰出候得共、是以頻りに歎願の由に被相聞申候。松山、高松は土州より願出、追討を被命候。桑名は細川、彦根、外に兩三藩征討被命、近々發足の賦に御坐候。只今にては、追々西國は相定り候模様御坐候。

此れにて一般の趨勢は、概略洞察することが出来る。

【七九】 西郷吉之助の別報 (二)

東國の形勢

東國に關する西郷の觀察は、左の通りだ。

會津は上杉、佐竹、南部へ被命、追討の賦に御坐候。上杉、佐竹等は、内々相願候向に御坐候。仙臺も近々京著と申事に候。東國も官軍に屬し候趣に相見得申候。

恐らくは當初の形勢は、先づ此の如きものであつたであらう。然もそれが一變して、奥羽聯盟となつて來たのは、他の機會に於て語るであらう。

東國民心
離間策

當今東國の諸侯は勿論、民心を離し候策、第一の譯に御坐候間、早々説客を被差出候儀に御坐候。

此れは東國の大名及び人民をして、徳川氏より離反せしむ可く、遊説員を特派す可しとのことだ。西郷は決して武力唯一でもなく、武力専一でもない。彼は武力は最後の力として、之を使用する以前に、凡有る平和的工作を忽にしなかつた。征長の役に於ても、正しく此の通りであつた。

租税低減
の見込

東國は勿論、諸國の内、是迄徳川氏の領分、旗下士の知行所共、王民と相成候得ば、今年の租税は半減、昨年未納の物も、同様被仰出、積年の苛政を被寛候事に御坐候。此一儀にても、東國の民は、直接相離れ可申儀と奉存候。

事實は此の豫想通りには參らなかつた。東西の事情疎隔して、容易に徹底しなかつたのだ。

賊を孤立
させる案

彼賊を孤立させるの策は、早く相用ひ不申では不相濟、夫逆も酒井等の者は必賊と生死を共に可致儀とは奉存候得共、討安き事には成行可申事と奉存候。

賊とは徳川慶喜、酒井は庄内藩主酒井忠篤のこと。庄内藩兵は實に薩摩の江戸邸を砲撃したる討手の重なる一であつたことは、既記の通りだ。〔參照 第六十六册

三三—三八〕

東國內亂
の豫想

關東へ逃歸りしより、人心如何に御坐候哉、探索も追々差出置候得共、いまだ一左右も無之、定て内亂相生じ候はんかと被相察申候。

此れは徳川慶喜の大阪脱出後、關東の形勢に就て云ふ。

是迄の人氣にては、沸騰も生じ可申かと奉存候。東兵は薩長の兵少寡を漫、器械の不足を見て、暴發の事に至り候向に御坐候得共、却て數千の屍を重ね、大敗を取候事に御坐候得ば、もうは恃むもの更に無之、餘程落膽いたし候ものに御坐候。

此れは全く其通りだ。一敗地に塗れて、官軍の銳鋒に當り難きを經驗し、此上戦ふ可き勇氣を剩すものとは、殆んど残り少なくなつた。勝海舟の如きも、江戸に在つて、能く此の情勢を看破した。

軍艦新調の議

只持みに成るものは、海軍のみに御坐候故に、朝廷に軍艦四艘を御調の賦にて、談判被仰出候事に御坐候。左候得ば、貳艘づつ、薩長へ御預相成候筋に御決定相成居申候。

流石に海軍に着眼したるは、西郷の一見識だ。

備前問題處理

乍然いまだ御布告にも不相成内、備勢兵庫におひて、英人と及砲戰、備前は散々に打成され、英人大に立腹いたし、大難事到來の儀に御坐候。堂上より東久世卿、宇和島侯、後藤、岩下君、早々下阪に相成り、御布告の上、萬國の公法を以て、御處置相成賦に御坐候。誠に失策を仕出し、苦心の儀に御坐候。此れは例の備前家老日置帶刀の兵士對神戸居留地に於ける葛藤に就てのこと（參照 六三―六六）。西郷も折角東方經略の門出に、此の悶著を惹起しては、困却した

るに相違あるまい。

白山の盡力

白山此節は一と通ならず、王室の爲めに盡力いたし、佛のミニストル杯も説ふせ、實に大幸の至御坐候。各國公使も京都迄御呼び登の都合に相運居候間、此度社朝廷の外國人と相成候儀と、相考居申候。

モンブランは、佛國貴族と稱する者にて、彼は薩藩に雇はれ、慶應三年の佛國博覽會にて、薩藩の爲めに周旋し、岩下等に伴はれて我國に來りたるもの。白山はモンブランの意譯だ。

藩主褒詞

一昨日は大守様（島津忠義）にも、不容易御褒詞被爲在、一同奉恐悅候。右等の事は、御家老衆委細御問越相成候付、文略仕候。御互に大慶此事と奉存候。尙軍威相振ひ、一層の勢を増し申候。御遙察可被下候。此旨荒々奉得御意候。恐々謹言。

正月十六日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

七九 西郷吉之助の別報（二）

「尙軍威相振ひ、一層の勢を増し申候」とは、朝廷が藩主の功を嘉みし、之を賞し給うたる一事が、薩兵の士氣を更らに旺盛ならしめたと云ふ意味だ。

【八〇】 公家に對する戒飭の御沙汰書

親王の位次改定
從來親王を、三公の次位に措くことは、徳川氏以前よりの慣例であつた。然るに皇政維新と與に、慶應四年—明治元年—正月十六日を以て、親王を三公の上に班すること、なつた。

自今、親王宣下相濟候方は、座次可爲三公之上候事。
但追て可被改儀も有之候得共、方今先如之。
と達せられた。而して又た左の御沙汰書を、宮、堂上、諸官人に賜うた。

利慾妄想者に戒告

今般、賊徒追伐被仰出、皇威漸盛に被爲成候に付ては、上親王、公卿より、下非藏人、諸官人に至る迄、感激奮發、朝廷之御爲、擲身命、忠勤可仕之處

傍觀坐視、尺寸之功も無之輩、剩自己之利祿を貪り、行々大祿をも可賜哉
抔と、噂仕居候者も有之哉に相聞え、以之外之事に候。

當時に於て斯る虫の善き妄想を逞うしつゝ、ある徒輩が鮮くなかつた爲めに、その徒輩に向つて、先づ一撃を加へられた。

諸家世襲之祿に至り候ては、時宜により被爲減少候とも、加増被仰付候儀は無之。

如何にも露骨に、其の眞面目を發揮し來る。
但し此上奉公之廉により、功勞有之向は、其身限り加祿をも可賜儀に候。

官位は人材に應ずべし

功勞者に對してのみ、此の如し。
官位に至候ても、同様世襲舊弊は、御改革被遊、人材に應じ、御補任可被爲在儀に候間、一同其心得にて、文武之事業、精々勉勵可仕候。
徒らに世襲のみを恃みとす可きものではない。只だ其の材器を砥礪、研磨す可きである。

従前在朝
人の宿弊

従前在朝之人々、武は唯武家之業にて、於朝廷御用ひ不被爲在事と存じ、一切致廢棄候而已ならず。文藝に至候ても、固陋拙劣、草莽布衣之士には、萬々不相及、徒に軟媚之風を喜び、上品杯と稱し、華奢風流を専と致し候により、滿朝婦人の如く、遂に紀綱衰弛、皇道陵夷に至り候段、實以可愧、可嘆之至に候。

縉紳者流の宿弊を、痛快に指摘して、殆んど剩す所が無い。

文武砥礪
勸奨

向後讀書擊劍を始め、文武之大道に至り、且夕講究可仕、精熟之上は、應其材、夫々御登庸可被爲在思召に候間、無懈怠可ニ心掛候。

讀書、擊劍、文武の大道を習熟せんことを、縉紳者流、及び其の子弟に向つて奨説す。

倨傲を禁
ず

尤此時節に至り、官武之差別無之候間、武家之輩に對し、倨傲不遜、萬一確執を生じ候ては、不容易儀に候間、吳々可相心得。

公家が皇政維新に際して、突如と威張出し、その爲め武家と確執を生じたる先例

家來下郎
の戒飭

は、實に建武中興の時代に在り。されば公家中の大見識者たる岩倉具視の如きは、蚤とに此の先例に鑑み、豫じめ建武中興の覆轍を繰り返すなからんことを極力戒慎し、その爲めに此の如き緊嚴なる注意を與へたものと察せらる。家來下郎等に至迄、朝廷之御威光を假り、勤王を口實として、世人を欺き、金穀を貪り候者も有之哉に付、急度可ニ申付候。

此れは縉紳の家來、下郎等に向て、戒飭を加へたるもの。

且今度赦令被行、有罪之者も、夫々寛大之御處置被爲在候へども、尙此上怠惰悖戻之徒は、不撰貴賤嚴罰可被仰付儀に候間、此旨兼て可相心得様、御沙汰之事。

此れは當時に於ては、最も時弊に中りたる、而して時弊を救済す可き、適當の御沙汰書であつた。而して斯る御沙汰書の出で來りたるに就ても、其の献替者の重なる一人が、實に岩倉具視其人である可きを想像するに難くない。

第十四章 新政府の官制

【八一】新官制の制定

職制制定

慶應三年十二月九日の大號令換發と同時に、新政府には三職制が設置せられ、總裁、議定、參與とした。而して十五日に至り其の參與にも、上下の區別を設け、上參與には堂上、下參與には大名の臣下、及び地下人より拔擢した。然るに慶應四年正月十七日に至り、職制を定め、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置き、議定之を分督し、參與之を分掌することとした。今ま三職分課の規定を掲げんに曰く、

三職分課規定

總裁(官) 萬機を總裁し、一切の事務を決す。

議定(官、公卿、諸侯) 事務各課を分督し、議事を定決す。

内國事務總督、京畿庶務、及諸國水陸運輸、驛路關、市都、城、港口、鎮臺、

市尹の事を督す。

外國事務總督 外國交際、條約、貿易、拓地、育民の事を督す。

海陸軍務總督 海軍陸軍、練兵、守衛、緩急軍務の事を督す。

會計事務總督 戶口、賦役、金穀、用度、貢獻、營繕、秩錄、倉庫の事を督す。

刑法事務總督 監察、彈劾、捕亡、斷獄、諸刑律の事を督す。

制度寮總督 官職制度、名分儀制、撰敍、考課、諸規則の事を督す。

而して此の中に第一位に措く可き神祇の一科を缺いてゐるは、何故である乎。別に其の掌程を明示する必要なかりし爲め乎。將た神祇の一科は、各科制定の後に、別に故らに此の一科を設けたる爲め乎。尙ほ參與に就ては左の如し。

參與の事務

參與 事務を參議し、各課を分務す。

内國事務掛、外國事務掛、海陸軍務掛

會計事務掛、刑法事務掛、制度寮掛。

徴士の制

徴士(無定員) 諸藩士及び都鄙有才の者、撰擧拔擢、參與職に任ず。下の議事所に在り、則議事官たり。又分課に因て、其課の掛となる者、其事を専務す。撰擧の法、公議を執り、拔擢せらる。則徴士に命ず。在職四年にして退く。廣く賢才に讓るを要とす。若其人、當器尙退くべからざる者は、又四年を延べ、在職八年とす。衆議に執るべし。

徴士の制度は、や、勅選議員に類するものがある。

貢士

貢士(大藩三員、中藩二員、小藩一員)

諸藩士其主の撰に任せ、下の議事所へ差出者を貢士とす。則議事に與り、輿論公議を執るを旨とす。貢士、定員有て年限なし。其主の進退する所に任ず。又其人の才能に因て、徴士に撰擧すべし。

此の如く貢士一轉して、徴士となる機會が與へられてゐる。

諸侯議定職、徴士參與職、共に改て今年正月を以て、受命の月となし(以後年限の見付、且月給の次第之を以て定むべし)下參與、徴士の命を受けざる者は、改て貢士

始めの亂

となすべし。且新に大中小藩の定員を以て貢士を置くべし。
大藩四十萬石以上。中藩十萬石以上、三十九萬石に至る。小藩一萬石以上九萬石に至る。
以上は如何にも草創の際のことなれば、其の職務掌程も、極めて亂雑にして、殆んど實際の政務と、交渉なきもの、如く、云はゞ卓上の空想もて、勝手に製造したるものに類するの趣きなきにしもあらず。けれども新政府は此の如き形式によりて、漸く其の新政府たる面目を現呈し。それが實際の政務を執行するに従ひ、漸次に官制と政務とが、自然に歸一す可く改善せらるゝに到る道程を示すものとして、之を觀察せねばならぬ。

【八二】 新政府役員の撰擧

總裁以下の撰擧

新官制の制度と同時に、それぞれ撰擧あり。其要左の如し。

總裁

八二 新政府役員の撰擧

有栖川帥宮

副總裁

兼外國事務總督

三條前中納言

兼海陸軍務、會計事務等總督

岩倉前中將

此の如く有栖川熾仁親王が總理大臣にして、三條、岩倉二卿が副總理の位置に据ることとなつた。宮家に於ては有栖川宮、公家にては三條、岩倉二卿。此の人撰は、明治の中期の近くまで、殆んど何等の異状は無かつた。

神祇事務總督 有栖川中務卿宮 中山前大納言 白川三位

同掛 六人部雅樂 樹下石見守 谷森大和介

内國事務總督 正親町三條前大納言 徳大寺中納言 越前大藏大輔 土佐前少將

同掛 辻將曹 大久保一藏 田宮如雲

外國事務總督 山階宮 三條前中納言 東久世前少將 宇和島少將

同掛 後藤象二郎 岩下佐次右衛門

海陸軍務總督 仁和寺宮 岩倉前中將 薩摩少將

同掛 廣澤兵助 西郷吉之助

軍務に就ては、薩長の代表者として、西郷、廣澤が其撰に中つた。

會計事務總督 中御門中納言 岩倉前中將 安藝少將 西四辻大夫

同掛 兼制度掛 三岡八郎 小原仁兵衛

刑法事務總督 長谷三位 細川右京大夫

同掛 十時攝津 津田山三郎

制度寮總督 萬里小路右大辨宰相

同掛 福岡藤次 田中國之助 三岡八郎

此處に神祇科を第一位に措きたるは、皇政復古、祭政一致の制度を恢復する爲めであつたと思はるる。時代變すれば、之に處するの道も亦た變せざるを得ず。さ

海陸軍務

會計事務

一 神祇科第

れば復古と云ふも、其の精神の復古と、其の形式の復古とは、必ずしも同一視す可きものではない。然も維新當初に於ては、復古と云へば、精神のみに慊らず、更らに其の形式さへも舊に復せんとするの傾向を生じ、先づ其の方針として、神祇科を措き、やがては神祇省を設置するに到りたるものと察せらるゝ。然も幾もなく、それが實際の政務に適せざるを見るや、神祇省は遂ひに内務省の一局となるに至つた。然もそれまでの行程には、随分種々の曲折があつた。

適材適所
か否か

新政府は適材を、適所に排置するを、第一の要務となしたるに拘らず。如上の人撰を見れば、必ずしも其の役目に相應とは見受けられない者も、決して鮮くなかつた。例せば中御門中納言や、西四辻大夫は、果して會計總督の適材である乎、正親町三條前大納言は、果して内國事務總督の適材である乎。然も亦た必ずしも徒らに職制の上に、ロボットの人形排列とのみ見る能はざるものもあつた。内務に於ける大久保、外務に於ける後藤、軍務に於ける西郷、廣澤、制度に於ける福岡、三岡、若しくは會計に於ける三岡の如きは、當時に於て、此れ以上の適材

會計掛の
伺書

を見出すことは、決して容易ではあるまい。

尙ほ會計掛を命せられたる三岡、小原の兩人は左の伺書を呈した。

私共儀、會計事務御用掛と被_レ仰付候に付、差掛り候事件、先づ二三ヶ條、左に書取奉_レ伺候。

- 一 參與席之外に、會計事務裁判所と申一局を、先づ假に御取立被_レ下置候様仕度奉_レ存候。
 - 一 天朝御料所之御收納米金、其外運上等之儀に拘り候義は、都て右裁判所へ申出候様、御總督より一同へ御觸達被_レ成下_レ度奉_レ存候。
 - 一 右裁判所御用向之件々、私共におゐて、巨細取調、御總督へ申上、尙又御總督にても、御評議之上、廉立候義は、外參與中へも御垂問被_レ成下置、可否御一定之上、御下知に隨ひ、裁判所にて御取計可_レ仕候。尤事柄により候ては、御總督より御處置被_レ成下候様にも可_レ奉_レ願上候。
- 右之通先づ小口之順序を御立被_レ下置候は、委細之義は、追々取調可_レ奉_レ伺

上候事。

正月

會計御用掛

三岡 八郎

小原 仁兵衛

而して彼等は左の御觸面案を提出した。

國內へ御觸面案

國內への
觸面案

王政復古、萬機一新に付、是迄徳川氏領分、向後天朝御領と可心得者也。

附、公事訴訟は、内國事務裁判所へ申出、租税法運上等之義は、會計事務裁判所へ可申出事。

當時果して此の觸面案は、實施せられたるや否やを詳にせざるも、會計主任たる三岡等の意氣込は、先づ之を見ても、察するに難くあるまい。

【八三】 備前兵事件に關する六國公使の要求

種々の重
要問題

當時新政府には、種々の重要問題が発生した。第一は備前兵と外人との衝突事件の善後策だ。第二は大久保の提議したる遷都問題だ。第三は官軍東下の問題だ。而して更らに新政府を支持する會計問題の如きも亦た焦眉の急を告げつゝある一であつた。

兵庫奉行
引上後の
對外事務

抑も六國公使と東久世通禧及び其の隨員との會見對話の顛末は、既記の通りにして〔参照 六九―七一〕、爾來新政府は始めて外國代表の驩心を失はざらんことを期し、それぞれ施爲を怠らなかつた。正月十八日附、東久世の名による、亞米利加辦理公使當の、左の通知書を見れば、幕府の兵庫に於ける、兵庫奉行兼外國奉行柴田日向守等の引揚げ東歸したる跡には、新政府の役員が乗り込んで、其の任務を果しつゝ、あつたことが判知る。

八三 備前兵事件に關する六國公使の要求

事務員任
命通告

以手紙致啓上候。然ば岩下佐次右衛門、伊藤俊助、中島作太郎、寺島陶藏へ、兵庫、神戸町運上所に於て、諸事取扱之役場申付候間、兵庫奉行と可申名目の役場相立候迄之間、御方に於て、奉行同様諸事引合可被成候。尤右四人内にて太陽日の外、毎日神戸へ爲相詰可申候間、左様御承知可被下候。

辰正月十八日(太陽曆二月十一日)

東久世前少將

亞米利加合衆國ミニストル、レシテント・アル・ヒー・ハン・ハルケンボルク閣下乃ち此の如く兵庫には、岩下、伊藤、中島、寺島等が外交官として出張することとなつた。彼等は何れも従前から外交に就き、多少の經驗、若しくは心得ある者共だ。尙ほ二十日付にて、朝廷よりは、左の指令があつた。

備前問題
處置指令

各國公使より備前家來暴發一條に付、御處置之儀は、尤之儀に付、彼等如申立被聞召、御處置可相成候間、此段早々各國公使中へ御通達可有之候事。

正月廿日

伊達伊豫守

三條前中納言

東久世前少將殿

各國公使
申立

而して各國公使よりの申立とは、抑も如何なるもの乎。それは左の通りだ。

以書狀致啓上候。然ば去る十一日松平(池田)備前守家來、神戸町並外國人居留地通行之節、不意に各國公使並當所在留人民に對し、致暴發候段、昨日御門陛下之使節、東久世前少將閣下へ申述候處、右一條御門陛下に奏聞被成候間、如何なる處置にて、各國公使共満足可有之哉、委細書面にて可申進旨、閣下より被申聞候間、則左之通申進候。

一 無故外國公使並其人民を襲ひし段、御門陛下之政府より以書面、各國公使に十分詫入、且此已後御門陛下之領分にて、在留之外國人に向ひ、決して右様暴行再度有之間敷段、急度受合可申事。尤各國公使共より、夫々國許政府へ通達可有之筈に候。

八三 備前兵事件に關する六國公使の要求

發砲號令
士官死罪
の案

一 外國公使共並在留諸外國人に對し、發砲する様下知致せし士官は、死罪之事。

尤各國公使館附屬士官立合にて仕置すべき事。

右之通、如此惡行之者、無遲滯、現然に罰せざれば、以後不法之暴行を防がざる而已ならず、双方懇親之交際を全する仕方無之により、御門陛下之政府に於て、右申立之當然たる事を、御承知被成候趣、早速各國公使共承度候。右之段爲可_レ得貴意如此御坐候。已上。

正月十六日

佛、英、伊、亞、孛、和蘭、公使名

東久世前少將閣下

乃ち此の要求通りに、新政府に於ては、施行する旨を、六國公使に返答せよとの指令だ。

【八四】 要求に對する新政府の評定

朝廷會議

抑も朝廷より斯く指令ありたるに就ては、それぞれ評定の次第は、中根雪江の戊辰日記によれば、左の如し。

正月十九日 午半刻御供揃にて御參内。(中略) 夫より議院へ御出勤之處、議事難決、夜子半刻(二十日午前一時) 御退出也。右議事は、外國事務總督豫州老侯(伊達宗城)、同掛り後藤象二郎、大阪より上京、外國應接之次第申上たるに就而也。

如何に評定が永引きたるかは、此れにて分明だ。

右應接に相成起原は、去る十一日、備前之人數、兵庫に至る途中、神戸村にて、英人と取合ひ出來、佛、亞之人數も繰出、救援及砲戰、互に少々之殺傷有之に付て也。外國公使共より、此度時勢變革に付、外國へ御布告之義は致承知候由。乍併備前取合之一件、公正之御裁決に無之而は、和親之約は難致

伊達後藤
の齋らせ
る案件

との趣に付、東久世殿より、裁決は如何様にいたし、列國公使満足なるやと被_レ申處。返_レ翰之要旨は、御門陛下十分に詫_レたる書面にて、今後之處、ケ様成義は、急度爲_レ致間敷と、請_レ合之段申來候は、本國へ可_レ申遣旨。又及_レ暴行候様致_レ指圖_レたる役人は、外國人之見る前にて、刑罪に行ひ候様との二件なり。

〔參照 八三〕

以上は伊達宗城、後藤象二郎の齋_レし來りたる案件だ。

此返答廿二日迄に可_レ有之趣を申越たり。

期限此の如し。

會議狀況

此段於_レ議事席、豫老侯、象二郎より、總裁宮(有栖川宮熾仁親王)へ申上、夫より公使より之來書翻譯せしを〔參照 八三〕上參與公卿之内にて、高聲に被_レ讀上げ、夫より下參與之面々、一人づつ列を進み、意見及_レ言上候處、何も大同小異にて、歸する處、萬國之公法に被_レ任より外無_レ之との趣意なり。

萬國の公法とは何事である乎。喧嘩は兩成敗である可_レき筈だ。如何に萬國の公法

會議因循

たりとも、片_レ手落の沙汰はある可_レき筈でない。

夫より公卿、議定、參與衆之評議に相成處、或は姑息、或は利害、或は蒙昧說等にて、更に不_レ相決、公(松平春嶽)は不_レ拘_レ利害、皇國正大之論を御辯說有_レ之候得共、過半不_レ得解、痴人之夢を聞たる如し。

所謂る小田原評定の類か。

漸く決議

下參與は及_レ退席、堂上方之論に時刻を経て不_レ決に、下參與再出席及_レ催促處、岩倉殿より堂上方一人づつ、質問にて、漸くにして決し、下參與へは、何れも建議之通り、萬國之公法に被_レ任段被_レ申聞、已に決議にて、片時も早く阪地へ可_レ申越_レとの事に相成處。

評定重大

所謂る鷄群の一鶴、岩倉によりて堂上側の議論は定つたものと察せらるゝ。公(春嶽)帥之宮(有栖川宮)迄御申達有_レ之は、外國交際に付、日本人之刑戮、御親政後御手始之事候へば、御奏聞之上、御取計ひに不_レ相成候半而は、備藩之屈服如何可_レ有_レ之哉と御申入に付、子半刻(廿日午前一時)比、三條中納言殿、中

御門中納言殿參朝にて、御奏聞有之、 叡裁之上、直様外國事務總督より、外國公使希望之通、御所決に相成段、兵庫出張之東久世殿迄、急飛脚を以被申達、此度之事は、軍隊に起りし故、償金にては難贖由なり。備前侯もし奉命無之候へば、御征討之御舎に有之。且又朝裁之趣、日本全國へ御布告に可相成との御評議なりき。

如何にも容易ならぬ評定であつたものと察せらるゝ。

翌廿日於太政官、備前重役御呼出、左之通御達に相成たり。

備前少將

家來へ

家老日置帶刀、攝州神戸村通行之砌、外國人と及砲戰候始末、公法を以朝廷より御所置可有之旨、御決定相成候間、其段相心得可申、尙御所置振之儀は、追て可被及御沙汰候事。

此の如くして愈よ外國公使の要求通りに、施行することとなつた。

第十五章 大久保の遷都論

【八五】 遷都論の發生

環境一變の要

京都は皇政復古の地としては、相應であるが、皇政維新の地としては、其の規模の狭小であると共に、舊染を一洗するには、自から環境を一變するの必要あり、隨て遷都の問題は、必然に發生す可き一であり、蚤とにそれを看取して發言したのは、大久保一藏であつた。

大久保參殿

一 十七日(慶應四年正月) 今日總裁宮より參與三人之内、就御用參殿候様、被仰付、小子參殿候處、左之通。

一 三日以來爲皇國盡力、今日之時體と相變、於朝廷も實に御満足被思食、於此方大慶に存候。尙乍此上偏に御依頼被遊候間、盡精力相務候様、且追々參殿、無伏臆存慮言上候様、左候て乍此上見込御尋問に付、

一 云、尙篤と勘考、談合之上可申上候得共、當坐一己之愚考可奉申上候。今日に立至り候次第、實に大慶奉存候處、此上之處、今一層之御大事に候間、戰を御忘不被爲在、斷然之御盡力被遊候様、自古一時之功を遂げ、因循苟且大機を失候例不少候付、克々御勘考被遊候様云々。

一 右に付て斷然御英決之事件可被爲在奉存候は、主上行幸被促、八幡御參謁、自夫浪華御巡覽、其儘行在と被相定、朝廷之舊弊御一新、外國御所置は勿論、海陸軍兵備等之事、御所置被爲在度、然る上ならでは、朝廷之御基本相立、百目舉り候處、萬々無覺束段云々、反復申上候處、尤に思召候間、尙御勘考可被遊と之御事にて、不容易御懇命奉拜承候。

一 今日太守公(島津忠義)海陸軍事務總督被爲蒙仰候。
 一 今辰刻(午前八時)長谷殿より、就御用、禁中御假建の罷出候様奉承知、四時分(午前十時)に參朝左之通。

大久保一藏

大阪遷都
提言

大久保内
國事務掛
任命

一 内國事務掛被仰付候事

大久保一藏

今度可爲徵士被仰付候事

右徳大寺殿より御達に付、主人(島津忠義)に申聞御受可申上段言上、太守様達御聽候處、御受申上候様御沙汰候事。

此の如く大久保一藏は、主上御元服(十五日)の翌々日に、既に有栖川總裁宮に向つて、大阪遷都の議を提言してゐる。

元來大久保は、恒に双脚大地を履むの政治家にして、所謂實務的政治家の典型である。固より空理想に驅られ、好奇趨新の徒では無い。然るに彼が此の百事惚惚の際に於て、此議を發する所以のものは、京都に在りては、皇政維新の大政を施くに、事不可あるものあるを認識したるが爲めであらう。而して大久保は、著々此議を實行に移す可く努力した。

一 十八日 伊地知正治從大阪歸京入來、同道出殿。

大久保廣

三三九

八五 遷都論の發生

大久保提
言の理由

澤等に相

一 今日從御國元三日立飛脚中村矢之助同斷著、蓑田問合等相達。
一 晝時より太政官に參仕。備前夷人殺害一條に付、岩下氏吉井より一封到來、廣澤談合、岩倉公に云々言上。

一 内國事務掛被仰付、第一遷都之條、尙又當務之急に付、廣澤にも示談云々言上。猶總裁三條公にも言上候様拜承。

此れによりて見れば、大久保は其の同僚である廣澤兵助(眞臣)にも、遷都の事を相談し、其の同意を得、更らに岩倉にも相談し、岩倉より有栖川總裁宮、及び三條實美にも、大久保より相談す可く申聞けたことが判知る。

國事掛増員

一 今日下阪之義、御沙汰蒙居候得共、不及其儀段承知之事。

一 十九日備前御處置一條、遷都之義、條公、總裁に、廣澤同道參殿、言上致候事。

一 晝時分參仕。

内國掛被仰付候ては、兩人にて相濟候丈に無之。

中根雪江

神山左多衛

廣澤兵助

右三人同掛被仰付候儀、辻(將曹)談合、徳大寺公に申上、即日被仰付候事。

大久保一藏、辻將曹が、内國事務掛であつたが、大久保の發議にて、更らに長土、越の代表者とも云ふ可き三人を加へ、此れにて薩、藝と共に、五藩となつた譯合だ。

越公、宇和島(伊達宗城)參仕、外國掛より備前御處置一條言上、於議事所御評議有之、公法を以、斷然御處置被仰付候様、衆議決定之事。

一 御所置は、日置帶刀割腹之事。

朝議猶豫二時頃退散。(廿日午前二時)

以上によりて、對外人問題の最中にも、大久保は遷都論を、要所要所に注入するに油断なかつたことが判知る。尙ほ大阪遷都論の張本は伊地知正治であり、彼の

遷都論張本の一説

意見が大久保により實行せらるゝに至つたと云ふ説がある。或は然らむ歟。

【八六】 廣澤日記と遷都問題

廣澤大久保と密議

今大久保の同僚である廣澤眞臣の日記を案するに、其遷都問題に關するものとして推定す可きものは、正月十八日(慶應四年)から掲げられてゐる。

正月十八日

一 桂太郎過る四日、御國へ爲報知、當地出足、九日鴻城歸着。同十三日發途にて、今夕著京。阪城襲撃御沙汰御請書持參に付、直様太政官代におゐて、兵助(廣澤)より岩倉殿へ差上る。

一 太政官代へ出勤、大久保一同密議、岩倉殿へ言上す。

一 夜津和野藩と集會す。

大久保との密議とは、云ふ迄もなく、大阪遷都の件であらう。それを兩人相携へ

て、岩倉具視に提言したものであらう。

正月十九日 晴

一 朝大久保一同、有宮、三條公へ參殿密議言上す。

一 大久保申合之密議、土後藤、越三岡へ示談、同意也。とある。されば大久保と廣澤とは、此の問題に就ては、當初から提携したるものと察せらるゝ。

三條公等
上に密議言

正月廿二日 晴雪

一 今曉木戸準一郎歸京、本月九日御國發途、備前へ罷越、順々當地著也。

一 澤卿御歸洛、直接御參内、萬端御首尾好被爲濟候也。

木戸は慶應三年十二月十八日付にて、侍從烏丸光徳をもて、朝廷より召命を傳へられたが、病の理由もて、當分上京を辭した。斯くて鳥羽、伏見の交戦となるや、朝廷は毛利父子の中一人、速に大舉して、大阪城襲撃の命を傳へ給ふた。前掲桂太郎の使命は、それである。

木戸入京

木戸の用向

此に於て先づ世子元徳をして上京せしむ可く、而して正月十四日、木戸、柏村數馬、大村益次郎、藤井七郎右衛門に、其の隨行を命じた。此れより先き木戸は正月七日、俄に内命を受けて、備前岡山に赴いた。此れは備前を味方に引入れて、關西の勤皇同盟を結成せんが爲めであつた。彼は十二日尾の道に於て、鳥羽、伏見の戦報に接した。而してその前日即ち正月十一日、神戸に於て備前家老日置帶刀の從兵と、外人との交闘事件あり、木戸は之を聞き、而して岡山に於て、人心の頗る激昂せるを見て、其の善後策の爲めに東上し、十九日の夜大阪に著した。斯くて二十一日木戸は片野十郎、國貞直人等と共に上京したるは、前記の通りだ。而して二十五日、召を以て太政官代に出で、侍從坊城俊克より徵士として、總裁局顧問に任ずるの朝命を傳へられた。而して廿七日參與大久保一藏も亦た總裁局顧問に任せられた。尙ほ廣澤日記を掲げんに、

正月廿三日 晴

一 太政官出勤

木戸總裁局顧問となる

遷都問題評議

一 大久保市藏、後藤象二郎申合之言上一件、於議事堂、總裁宮初列席にて、三人より言上す。依之御一統御評議相成る。
とあれば、正月廿三日、遷都の問題は、彌よ公然廟議に掛けらるゝこととなつたことが判知る。

尙ほ大久保日記によれば、

一 廿二日 太政官代に出席、遷都之一條、廣澤、後藤談合、明日議事之筈候事。今夜岸良入來。
とあり。更らに、

一 廿三日 太政官代出席、容堂公、越公、宇和島公參仕、於上議事所、遷都之儀言上、衆評不決。今夜吉井入來。

「衆評不決」の四字にて、如何に衆難群議、紛々擾々、容易に決し難き事情が察せらるゝ。

本來改革を徹底的に實行するには、先づ其の環境を一新するより手を著けねばならぬ。

遷都論の目的

らぬ。大久保が、率先して、遷都の議を發したのは、決して事を好むではない。此れにあらざれば、到底維新大改革の目的が達成せられざるが爲めだ。

【八七】 大久保一藏遷都の議 (一)

鴻業未だ
半に至ら

今ま大久保一藏の所謂る遷都の議なるものを見るに、其文左の如し。

今日之如き大變態、開關以來未曾て聞かざる所なり。然るに尋常定格を以、豈是に應せらるべきや。今や一戦官軍之勝利となり、巨賊東走すと雖、巢穴鎮定に至らず、各國交際永續の法立たず、列藩離叛し、方向定らず、人心洶々、百事紛紜として、復古の鴻業、未其半に至らず。纔に其端を開きたるものと言ふ可し。

當今の情態を直描し、直言す。

建武の前
鑿

然れば朝廷上に於て一時の勝利を恃み、永久治安の思をなされ候ては、則北條

之跡に足利を生じ、前姦去て後姦來るの覆轍を踏ませられ候は必然たる可し。

前鑿遠からず、建武中興に在り。

國內同心
の要

依て深く皇國を注目し、觸視する所の形跡に拘らず、廣く宇内の大勢を洞察し玉ひ、數百年來一塊したる因循之腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯く迄に有り難きもの。下蒼生といへるものは、斯く迄に頼もしきものと、上下一貫、天下萬人、感動涕泣いたし候程の御實行舉り候事、今日急務の最も急なるべし。

如何にも一君萬民の皇政とは、此の如き事を申すべきであらう。

根本改定
の要

是迄の通、主上と申し奉るものは、玉簾の内おほに在し、人間に替らせ玉ふ様に、纔に限りたる公卿方の外、拜し奉ることの出來ぬ様なる御さまにては、民之父母たる天賦の御職掌には、大に乖戾したる譯なれば、此御根本道理適當の御職掌しやう定りて、初て内國事務の法起る可し。

此の一節は、實に千古の通弊を道破し得て、痛切を極む。大久保其人にあらざれ

上下隔絶の弊

ば、之を言ふ能はず、又は之を行ふ能はず。

右の根本を推窮して、大變革せらる可きは、遷都の典を擧げらるゝにある可し。如何んとなれば、弊習といへるものは、理にあらずして勢にあり。勢は觸視する所の形跡に歸す可し。今其形跡上の一二を論せんに、主上の在す處を雲上と云ひ、公卿方を雲上人と唱へ、龍顏は拜し難きものと思ひ、玉體は寸地を踏み玉はざるものと、餘りに推尊奉りて、自ら分外に、尊大高貴なるもの、様に思食させられ、終に上下隔絶して、其形今日の弊習となりしものなり。

言辭聊か穩妥を缺くも、忠愛至誠、君を愛し、國を憂ふる眞心は、油然として文字の外に溢る。

君道と臣道

敬上愛下は、人倫の大綱にして、論なきことながら、過れば君道を失はしめ、臣道を失はしむるの害ある可し。

大久保にして、初めて此言を做し得るもの。

仁徳帝之時を、天下萬世稱讚し奉るは、外ならず。即今外國に於ても、帝王從

者一二を率して、國中を歩き、萬民を撫育するは、實に君道を行ふものと謂ふ可し。

外國の例、未だ必らずしも則とするに足らず。されど此れは只だ對症投藥の一方に過ぎない。

更始一新の遷都にあ

然れば更始一新、王政復古之今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を歴するの大英斷を以て、擧げさせ玉ふべきは、遷都にあるべし。是を一新の機會にして、易簡輕便を本にし、數種の大弊を抜き、民之父母たる天賦の君道を履行せられ、命令一度下りて、天下慄動する所の大基礎を立、推及し玉ふにあらざれば、皇威を海外に輝し、萬國に御對立あらせられ候事、叶ふ可からず。

以上が遷都の理由である。即ち更始一新、易簡輕便を以て、天皇親政の實を擧行せんと欲し、其の爲めには遷都が先決問題であると云ふのである。更らに詳に云へば、京都の御所に在しては、到底幾百年來累積し來れる因襲を打破することが困難であり、不可能であるが爲めに、其の環境を一新す可しと云ふ譯合ひだ。

【八八】大久保一藏遷都の議(二)

遷都の地

大久保一藏は、遷都の必須の理由を開陳し、更らに一步を進めて、其の實行の場所に及んだ。

一 遷都之地は、浪華なみはに如くべからず。暫く行在を被定、治亂の體を一途に居へ、大に爲すこと有るべし。外國交際の道、富國強兵の術、攻守の大權を取り、海陸軍を起す等の事に於て、地形適當なるべし。尙其局々の論あるべければ贅せず。

彼は未だ江戸に想著するに違いとまあなかつた。何となれば當時江戸は徳川慶喜東歸し、舊幕府は、隠然一敵國として、朝廷と對立の情態にあつたから、敵地の中心に、都を遷すが如きは、到底常識の允ゆるすところでは無かつた。

されば人往々大久保が浪華遷都の議を提出して、江戸に及ばざるを遺憾とする者あれども、それは時間を無視したる傍評ぼうひやうにして、苟も仔細しさいに大久保の發議が、慶

江戸に及ばぬは當然

應四年正月月中旬から、下旬にかけて一十七日から二十三日一の間であつたことを吟味するに於ては、遷都と云へば、大阪以外には是れ無きことを諒とするに、吝かならぬであらう。

内國事務の大根本

右内國事務の大根本にして、今日寸刻も置くべからざる急務と奉存候。此儀行はれて、内政の軸立ち、面目の基本始て擧るべし。若し眼前些少の故障を顧念し、他日に譲り玉はゞ、行はるべきの機を失し、皇國の大事去ると云ふべし。仰願くは大活眼を以一斷して、卒急御施行あらんことを、千祈萬禱奉り候。死罪。

正月

大久保一藏

大久保立論の理由

元來大久保は、實行方面に、其の全幅の力を效すの政治家にして、決して空疎、妄誕の理論を好む者では無い。然るに彼が此の如く遷都の爲めに、氣勢を騰げ來りたる所以は、彼をして然らざるを得ざらしめたる理由の必らず存したるに相違あるまい。そは京都に在りては、折角の大改革が、中途にして沮廢し、建武中興